第２期函館市子ども・子育て支援事業計画（素案）

【令和２年度（２０２０年度）～令和６年度（２０２４年度）】

函　館　市

【目　次】

第１章　計画策定の背景と趣旨等

Ⅰ　計画策定の背景と趣旨 1
Ⅱ　計画の位置付け 1
Ⅲ　計画の期間 2
Ⅳ　計画の策定体制 2

第２章　函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

1　少子化等の現状 3
(1) 人口の推移と推計 3
(2) 出生数等の状況 6
(3) 婚姻および出産等の状況 7
2　世帯の状況 10
3　産業・就業構造の状況 11
(1) 産業構造と就業者 11
(2) 女性の就業状況 12
4　子育ての実態 17
5　子どもの貧困の状況 19
(1) 国における子どもの貧困の現状 19
(2) 本市における子どもの貧困の現状 20

第３章　計画の基本理念等

Ⅰ　基本理念 22
Ⅱ　基本的な視点（８つの視点） 22
Ⅲ　施策の方向（９項目） 24
Ⅳ　施策の体系 26
Ⅴ　ＳＤＧｓの考え方 27

第４章　具体的な施策の展開

施策の方向１　地域における子育て支援 29
1　地域における子育て支援サービスの充実 30
(1) 家庭における子育て支援 30
(2) 施設における子育て支援 33
(3) 子育て相談，情報提供体制の充実 36
2　保育サービスの充実 39
(1) 多様な保育ニーズへの対応 39
(2) 保育サービスの質の向上 42

3　子育て支援のネットワークづくり 44
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進 44
(2) 子育て支援情報の提供の充実 45
(3) 地域における子育て意識の啓発推進 47
4　子どもの健全育成 49
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進 49
(2) 少年非行，いじめ・不登校等に対する支援の推進 53
施策の方向２　母子の健康確保と増進 56
1　妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 57
(1) 健康診査，保健相談・指導の充実 57
(2) 母子保健の情報提供の充実 60
2　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 62
(1) 思春期保健に関する知識の普及促進 62
(2) 喫煙，飲酒，薬物に関する教育の推進 63
(3) 心のケアと相談体制の充実 64
3　「食育」の推進 66
(1) 食に関する学習機会，情報提供の充実 66
4　周産期・小児医療等の充実 69
(1) 周産期・小児医療の確保・充実 69
(2) 小児慢性特定疾病対策の推進 70
(3) 不妊に悩む方に対する支援の充実 70
施策の方向３　子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 72
1　次代の親の育成 73
(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進 73
(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進 74
2　子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備 76
(1) 確かな学力の向上 76
(2) 豊かな心の育成 77
(3) 健やかな体の育成 79
(4) 信頼される学校づくりの推進 80
(5) 幼児教育の充実 81
3　家庭や地域の教育力の向上 83
(1) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実 83
(2) 地域の教育力の向上 84
4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進 86
(1) 関係業界への自主的措置の促進 86
(2) 情報モラル教育の推進 86
(3) 情報リテラシーの向上 87

施策の方向４　子育てを支援する生活環境の整備..... 88
1　良質な住宅の確保 89
(1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援..... 89
2　安全な道路交通環境の整備..... 90
(1) 安全な道路交通環境の整備推進 90
3　子どもの交通安全を確保するための活動の推進 92
(1) 交通安全教育の推進..... 92
4　安心して外出できる環境の整備 93
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進..... 93
(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実..... 94
5　安全・安心なまちづくりの推進 95
(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進..... 95
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 95
施策の方向５　仕事と生活の調和の実現 97
1　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進..... 98
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進..... 98
2　仕事と子育ての両立のための基盤整備..... 100
(1) 多様な働き方に対応した子育て支援..... 100
(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進..... 101
施策の方向６　児童虐待防止対策..... 103
1　児童虐待防止対策の充実..... 104
(1) 関係機関との連携等..... 104
(2) 発生予防，早期発見・早期対応等 105
施策の方向７　障がいのある子どもの支援 107
1　障がいのある子どもに対する施策の充実..... 108
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実..... 108
(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 109
(3) 教育的支援の推進 111
(4) 保育所等における障がいのある子どもの保育等の推進..... 112
施策の方向８　ひとり親家庭の自立支援 114
1　ひとり親家庭の自立支援の推進 115
(1) 子育て・生活支援の充実..... 115
(2) 就業支援の充実 117
(3) 経済的支援の充実 119
(4) 情報提供および相談体制の充実 121
施策の方向９　子どもの貧困対策..... 123
1　生活基盤の安定に向けた支援の充実 124
(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援..... 124

(2) 自立に向けた就労相談・支援の充実..... 126
2　子どもの育ちと学びの支援の充実 128
(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援..... 128
(2) 子どもの学びの支援..... 130
3　相談支援の充実 133
(1) 相談支援体制の充実..... 133
施策目標一覧..... 135

第５章　教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制
1　教育・保育提供区域 136
2　教育・保育の需給計画..... 137
(1) 計画策定の考え方 137
(2) 教育・保育の需給計画 138
3　地域子ども・子育て支援事業の需給計画..... 141
(1) 計画策定の考え方 141
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画..... 142

第1章　計画策定の背景と趣旨等

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

近年，我が国では，少子化や核家族化の進行，女性の社会進出，地域コミュニティの希薄化など，子どもや子育て家庭を取り巻く状況が厳しさを増し，いじめや児童虐待，子どもの貧困などが社会問題化していることから，行政だけではなく，家庭や学校をはじめ，地域社会全体で，すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことができる良好な環境をつくり上げていくことが重要になってきています。

こうしたなか，本市では，平成27年度からの５年間を第１期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，様々な施策を推進してきましたが，子ども・子育て家庭を取り巻く環境には課題が山積しております。

平成28年４月に施行された「函館市子ども条例」においては，子どもが，夢と希望を持ちながら生き生きと成長し，発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを目的とし，子どもの支援と子育ての支援に関し，市の責務，保護者・学校等・地域住民・事業者の役割を明らかにしました。

平成29年度には，本市の子どもの貧困の実態について把握し，施策展開の基礎資料とするため，「函館市子どもの生活実態調査」を実施しました。

また，平成30年度に実施しました「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では，子育て環境や子育て支援の満足度について（対象：就学前児童保護者，小学生保護者，中学生保護者），満足度が「低い」「やや低い」を合わせると34.7%に対し，「高い」「やや高い」を合わせると22.7%となっており，安心して子育てができるよう，満足度を高める必要があります。

このようなことから，本市では，「函館市子ども条例」の目的を踏まえ，将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え，安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざして，子ども・子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため，「第２期函館市子ども・子育て支援事業計画」（令和２年度～令和６年度）を策定しました。

Ⅱ 計画の位置付け

この計画は，子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」，次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しておりますとともに，「函館市子ども条例」に基づき，子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けています。さらに，子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けています。

また，その推進にあたっては，将来を見据え，本市のまちづくりを総合的かつ体系的に進めるための「函館市総合計画基本構想」を踏まえ，他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

Ⅲ 計画の期間

令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５年間

Ⅳ 計画の策定体制

計画の策定にあたっては，「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施のほか「函館市子どもの生活実態調査」などの各種調査結果の活用や関係部局間の協議等により，各種事業の現状と課題を把握するとともに，日頃から子ども・子育て支援に深く関わる立場にある，学識経験者，事業主代表・労働者代表，子育て当事者，子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し，計画への意見反映に努めました。

第2章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

1　少子化等の現状

（1）人口の推移と推計

平成31年(2019年)３月末日の住民基本台帳による函館市の総人口は，256,772人であり，昭和55年(1980年)をピークに総人口は減少を続けています。

また，年少人口（０歳～14歳の人口）も減少が続き，平成31年には25,070人となっており，総人口に占める構成割合でも，平成31年には9.8%になるなど，少子化が進んでいます。

［年齢階層別人口の推移および各区分の割合の推移］

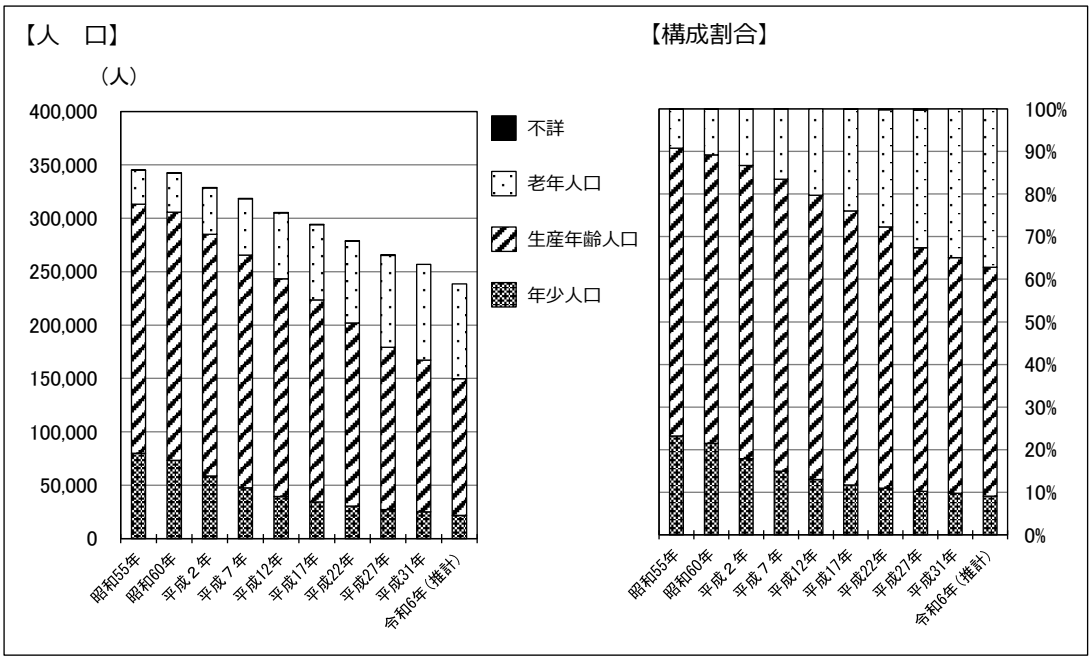

区　分	昭和55年（1980年）	昭和60年（1985年）	平成２年（1990年）	平成７年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	平成31年（2019年）	令和６年（2024年）
年少人口	80,038人 (23.2%)	73,429人 (21.4%)	58,732人 (17.9%)	47,487人 (14.9%)	39,591人 (13.0%)	34,369人 (11.7%)	30,474人 (10.9%)	27,131人 (10.2%)	25,070人 (9.8%)	21,688人 (9.1%)
生産年齢人口	233,334人 (67.6%)	232,185人 (67.8%)	226,263人 (68.9%)	218,185人 (68.6%)	203,855人 (66.8%)	189,327人 (64.3%)	171,405人 (61.4%)	152,154人 (57.2%)	142,026人 (55.3%)	128,102人 (53.7%)
老年人口	31,712人 (9.2%)	36,644人 (10.7%)	43,411人 (13.2%)	52,607人 (16.5%)	61,855人 (20.3%)	70,459人 (23.9%)	76,637人 (27.5%)	85,931人 (32.3%)	89,676人 (34.9%)	88,737人 (37.2%)
年齢不詳	81人 (0.0%)	282人 (0.1%)	87人 (0.0%)	29人 (0.0%)	10人 (0.0%)	109人 (0.0%)	611人 (0.2%)	763人 (0.3%)	－	－
合　計	345,165人	342,540人	328,493人	318,308人	305,311人	294,264人	279,127人	265,979人	256,772人	238,527人

資料：国勢調査※，平成31年は３月末日の住民基本台帳，令和６年は函館市子ども未来部推計

※　現在の市域に基づいて，数値を組み替えています（以下注釈がない限り同様）。

18歳未満人口も，昭和55年の国勢調査では96，398人でしたが，平成31年には31，374人まで減少しています。

今後もこの傾向は続くものと思われ，計画期間の最終年度である令和６年度の18歳未満人口を，国の示す人口推計手法（コーホート変化率法※）によって推計すると，27，167人となり，少子化の一層の進行が見込まれます。

［18歳未満人口の推移と推計］

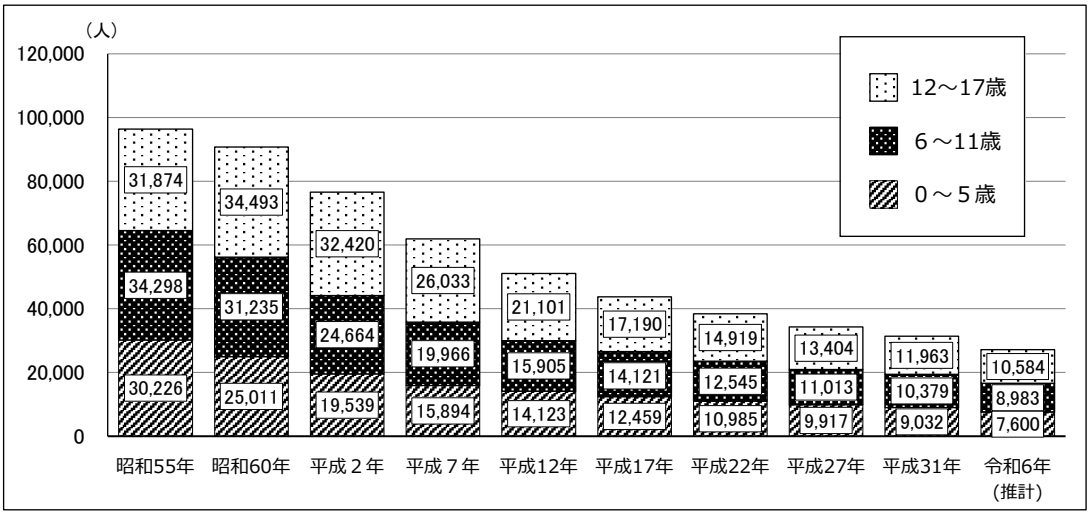

（単位：人）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年	令和6年（推計）	31年対比
0 歳	4, 509	3, 823	2, 897	2, 545	2, 242	1, 953	1, 783	1, 567	1, 387	1, 114	80.3%
1 歳	4, 750	4, 080	3, 110	2, 503	2, 339	1, 949	1, 781	1, 497	1, 413	1, 184	83.8%
2 歳	4, 937	4, 076	3, 184	2, 667	2, 349	2, 089	1, 797	1, 679	1, 408	1, 240	88.1%
3 歳	5, 004	4, 161	3, 249	2, 624	2, 333	2, 105	1, 894	1, 720	1, 580	1, 293	81.8%
4 歳	5, 345	4, 411	3, 449	2, 740	2, 362	2, 140	1, 793	1, 698	1, 603	1, 339	83.5%
5 歳	5, 681	4, 460	3, 650	2, 815	2, 498	2, 223	1, 937	1, 756	1, 641	1, 430	87.1%
6 歳	6, 019	4, 671	3, 841	3, 023	2, 459	2, 323	1, 947	1, 748	1, 619	1, 387	85.7%
7 歳	5, 987	4, 852	3, 896	3, 156	2, 545	2, 303	2, 006	1, 814	1, 737	1, 375	79.2%
8 歳	5, 677	4, 960	3, 961	3, 238	2, 538	2, 323	2, 086	1, 830	1, 710	1, 519	88.8%
9 歳	5, 734	5, 263	4, 191	3, 324	2, 633	2, 291	2, 108	1, 804	1, 741	1, 547	88.9%
10 歳	5, 462	5, 606	4, 302	3, 523	2, 777	2, 465	2, 147	1, 910	1, 847	1, 584	85.8%
11 歳	5, 419	5, 883	4, 473	3, 702	2, 953	2, 416	2, 251	1, 907	1, 725	1, 571	91.1%
12 歳	5, 386	5, 936	4, 694	3, 757	3, 107	2, 544	2, 259	1, 982	1, 854	1, 673	90.2%
13 歳	5, 550	5, 620	4, 776	3, 828	3, 192	2, 580	2, 334	2, 082	1, 830	1, 694	92.6%
14 歳	4, 578	5, 627	5, 059	4, 042	3, 264	2, 665	2, 351	2, 137	1, 975	1, 738	88.0%
15 歳	5, 503	5, 595	5, 602	4, 381	3, 564	2, 845	2, 628	2, 294	2, 032	1, 810	89.1%
16 歳	5, 528	5, 905	6, 120	4, 919	3, 942	3, 228	2, 603	2, 475	2, 091	1, 758	84.1%
17 歳	5, 329	5, 810	6, 169	5, 106	4, 032	3, 328	2, 744	2, 434	2, 181	1, 911	87.6%
合 計	96, 398	90, 739	76, 623	61, 893	51, 129	43, 770	38, 449	34, 334	31, 374	27, 167	86.6%

資料：国勢調査，平成31年は３月末日の住民基本台帳，令和６年は函館市子ども未来部推計

※コーホート変化率法とは

同じ期間（学年）に生まれた人々について，過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め，それに基づき将来人口を推計する方法です。

また，同手法で推計した計画期間の最終年度である令和６年度までの人口は，次のとおりとなります。

［人口の推計］　（単位：人）

区　分	平成31年 (2019年)	令和２年 (2020年)	令和３年 (2021年)	令和４年 (2022年)	令和５年 (2023年)	令和６年 (2024年)
０歳	1,387	1,309	1,256	1,204	1,146	1,114
１歳	1,413	1,435	1,353	1,299	1,244	1,184
２歳	1,408	1,413	1,435	1,350	1,295	1,240
３歳	1,580	1,408	1,413	1,435	1,348	1,293
４歳	1,603	1,563	1,396	1,399	1,425	1,339
５歳	1,641	1,602	1,566	1,401	1,404	1,430
０～５歳計	9,032	8,730	8,419	8,088	7,862	7,600
対総人口割合	3.5%	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.2%
６歳	1,619	1,621	1,584	1,546	1,383	1,387
７歳	1,737	1,607	1,611	1,572	1,535	1,375
８歳	1,710	1,718	1,591	1,594	1,557	1,519
９歳	1,741	1,698	1,706	1,581	1,583	1,547
10歳	1,847	1,740	1,697	1,705	1,582	1,584
11歳	1,725	1,832	1,727	1,686	1,693	1,571
６～11歳計	10,379	10,216	9,916	9,684	9,333	8,983
対総人口割合	4.0%	4.0%	4.0%	3.9%	3.9%	3.8%
12 歳	1,854	1,705	1,810	1,707	1,666	1,673
13 歳	1,830	1,892	1,737	1,846	1,739	1,694
14 歳	1,975	1,829	1,890	1,736	1,844	1,738
15 歳	2,032	1,941	1,799	1,860	1,705	1,810
16 歳	2,091	2,100	2,007	1,861	1,917	1,758
17 歳	2,181	2,082	2,091	2,001	1,855	1,911
12～17 歳計	11,963	11,549	11,334	11,011	10,726	10,584
対総人口割合	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%	4.4%	4.4%
０～17 歳計	31,374	30,495	29,669	28,783	27,921	27,167
対総人口割合	12.2%	12.0%	11.9%	11.7%	11.5%	11.4%
18 歳以上人口	225,398	222,789	220,094	217,317	214,412	211,360
総人口	256,772	253,284	249,763	246,100	242,333	238,527

資料：平成31年は３月末日の住民基本台帳，令和２～６年は函館市子ども未来部推計

函館市人口ビジョン（平成27年10月策定）では，本市の人口減少は今後も続くと見込まれています。そのため，人口が減少しても「活気と賑わいにあふれるまち」とするため，４つの基本的な視点（交流人口の拡大，若者をはじめとする雇用の場の確保，安心して子どもを産み育てることができる環境の整備，高齢者をはじめとする市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり）で人口減少問題について取り組むこととしています。

（２）出生数等の状況

本市の出生数は，昭和55年で4,137人と人口千人当たりの出生率は12.9でしたが，平成30年では，1,418人に減少しており，人口千人当たりの出生率は5.5と全国，全道の数値を下回っています。

［出生数および出生率の推移］

区　分	出　生　数　（人）			出生率（人口千対）		
	総　数	男	女	函 館 市	全　道	全　国
昭和55年	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
昭和60年	3,577	1,859	1,718	11.2	11.7	11.9
平成２年	2,778	1,408	1,370	9.0	9.7	10.0
平成７年	2,444	1,234	1,210	8.2	8.8	9.6
平成12年	2,153	1,090	1,063	7.5	8.2	9.5
平成17年	1,947	983	964	6.6	7.4	8.4
平成22年	1,827	922	905	6.5	7.3	8.5
平成27年	1,622	814	808	6.1	6.8	8.0
平成30年	1,418	739	679	5.5	6.2	7.4

資料：市立函館保健所

また，近年の日本において人口規模が長期的に維持される合計特殊出生率の水準は概ね2.07とされていますが，本市では，昭和55年で1.53，平成17年には，過去最低の1.07を記録し，平成30年では1.23となっており，全国，全道の数値を下回って推移しています。

［合計特殊出生率の推移］

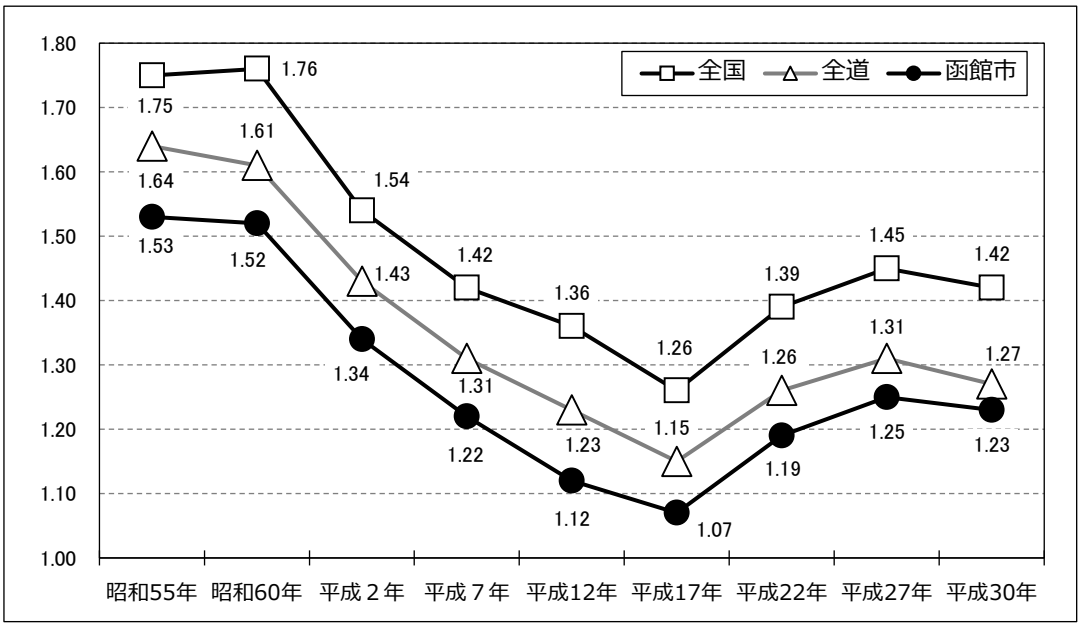

資料：市立函館保健所

（３）婚姻および出産等の状況

本市の平均初婚年齢については，平成２年の男性 27.2 歳，女性 24.7 歳に比べ，平成 29 年では男性 30.2 歳，女性 29.0 歳となっており，男性で 3.0 歳，女性で 4.3 歳高くなっています。

［平均初婚年齢の推移］

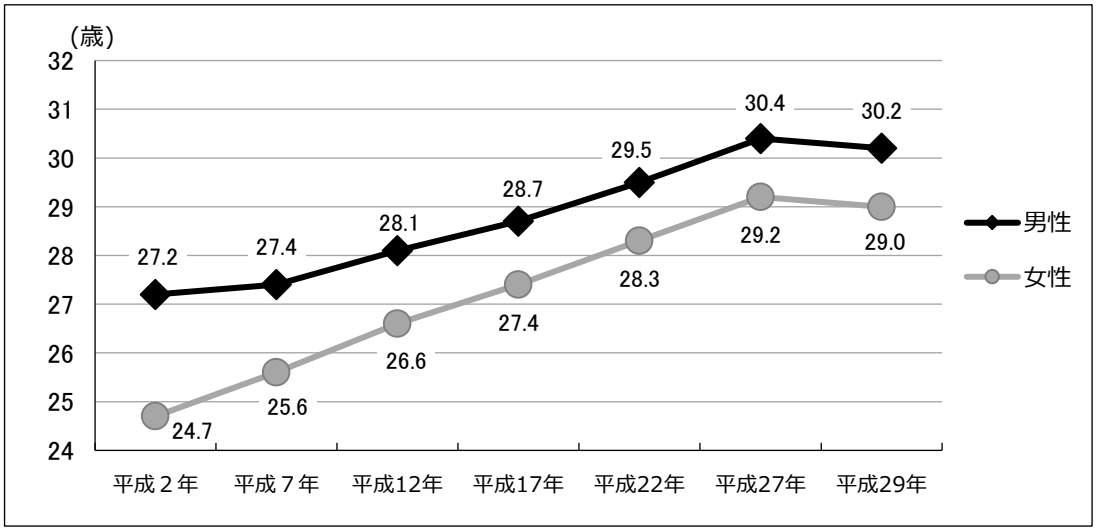

資料：市立函館保健所

本市の未婚率については，男女とも上昇傾向が続いていましたが，近年は横ばいとなっています。

［年齢階級別未婚率の推移］

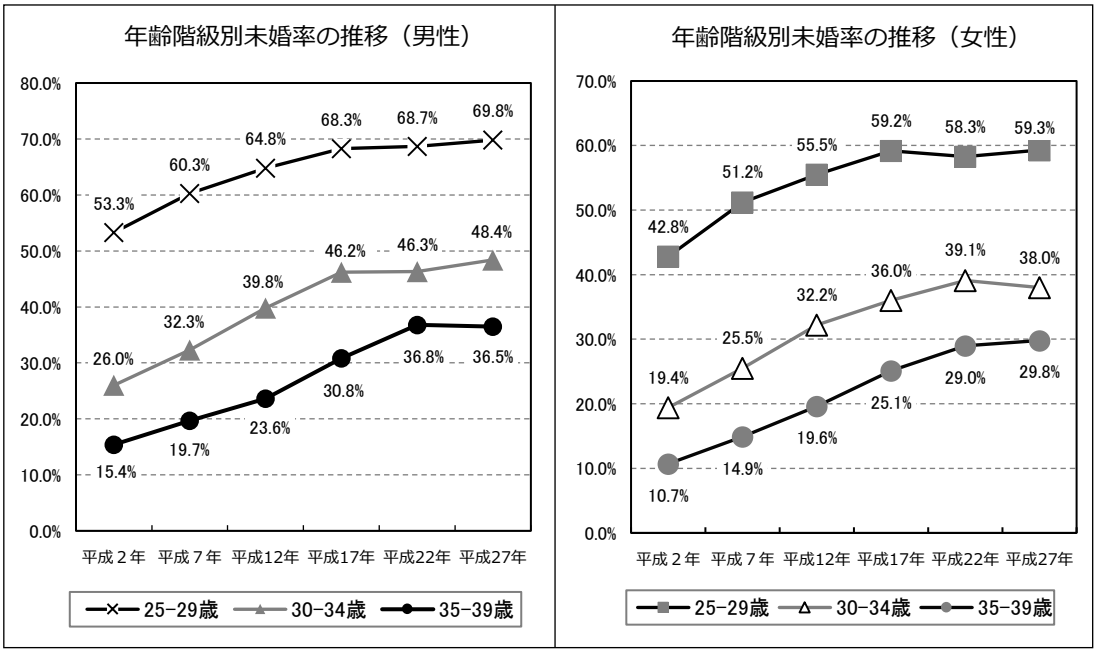

資料：国勢調査

本市における婚姻と離婚の状況を，人口千人当たりの割合で見ると，平成30年で婚姻率は4.1で全国，全道の数値を下回っている状況にあり，離婚率は1.96で全国，全道の数値を上回っている状況にあります。

［婚姻率および離婚率］

区　分	率　（人口千対）					
	婚　　姻			離　　婚		
	函館市	全　道	全　国	函館市	全　道	全　国
平成２年	6.0	6.0	5.9	2.03	1.73	1.28
平成７年	6.2	6.3	6.4	2.18	1.98	1.60
平成12年	5.9	6.1	6.4	2.93	2.51	2.10
平成17年	5.2	5.3	5.7	2.68	2.42	2.08
平成22年	4.7	5.2	5.5	2.28	2.30	1.99
平成27年	4.5	4.8	5.1	2.12	2.09	1.81
平成30年	4.1	4.4	4.7	1.96	1.90	1.68

資料：市立函館保健所

結婚や家庭に関する考え方については，本市が実施した「令和元年度地方創生に関するアンケート調査」において，「結婚をしていない理由は何ですか」の問いに対し，「結婚したいと思える相手がいない」と回答した割合が最も高く，「精神的に自由でいられる」，「家族を養うほどの収入がない」の順に続きます。

［結婚をしていない理由：（複数回答）］

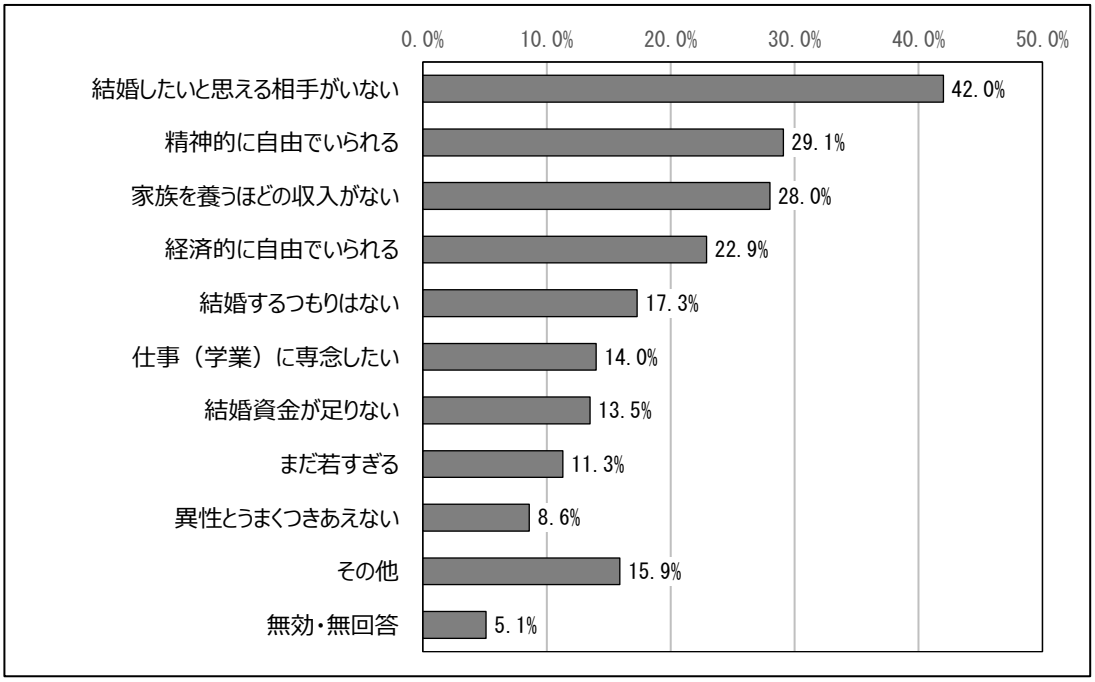

資料：「令和元年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

「理想的な子どもの数」と「現在の子どもの数」との比較について，「理想的な子どもの数」は，「２人」が47.4%で最も高く，次に「３人」が34.0%となっているのに対して，「現在の子どもの数」は，「０人」と「１人」で54.1%となっており，「理想的な子どもの数」よりも少ない傾向にあります。

［理想的な子どもの数］

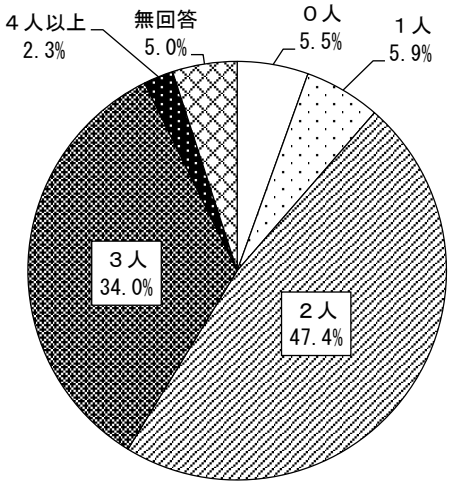

［現在の子どもの数］

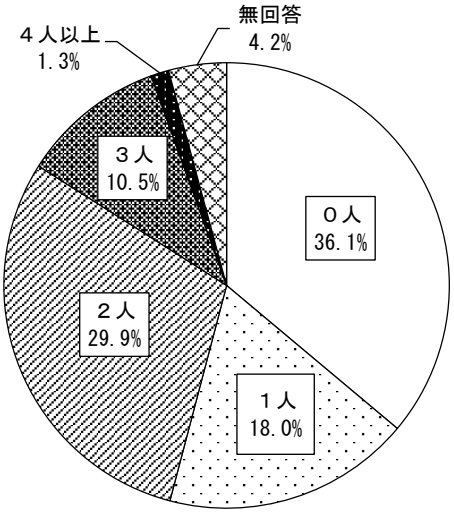

資料：「令和元年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

「理想的な子どもの数」が「現在の子どもの数」より多い理由については，「子育てや教育にお金がかかる」との回答が最も多くなっています。

［「理想と考える子どもの数」が「現在の子どもの数」より多い理由
または「理想的な子どもの数」が０人である理由（複数回答）］

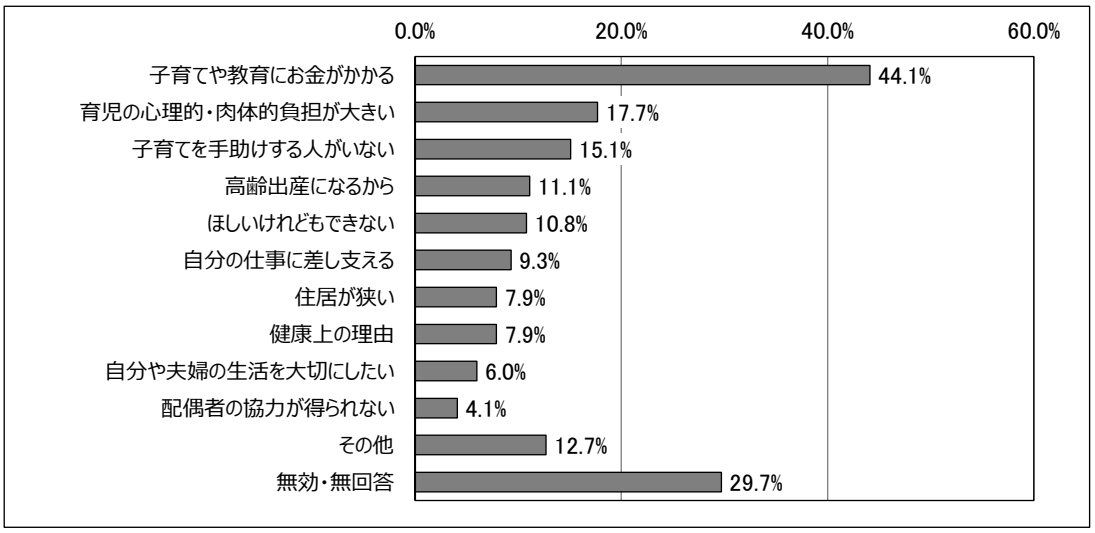

資料：「令和元年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

２　世帯の状況

本市の施設世帯数※1を除く一般世帯数※2はこれまで増加傾向にあったものの，平成22年度から減少に転じています。また，「18歳未満の子どもがいる世帯」や「６歳未満の子どもがいる世帯」は減少し続けています。平均の子ども数も減少してきましたが，平成17年以降はほぼ横ばいに推移しています。

［子どものいる一般世帯の推移］

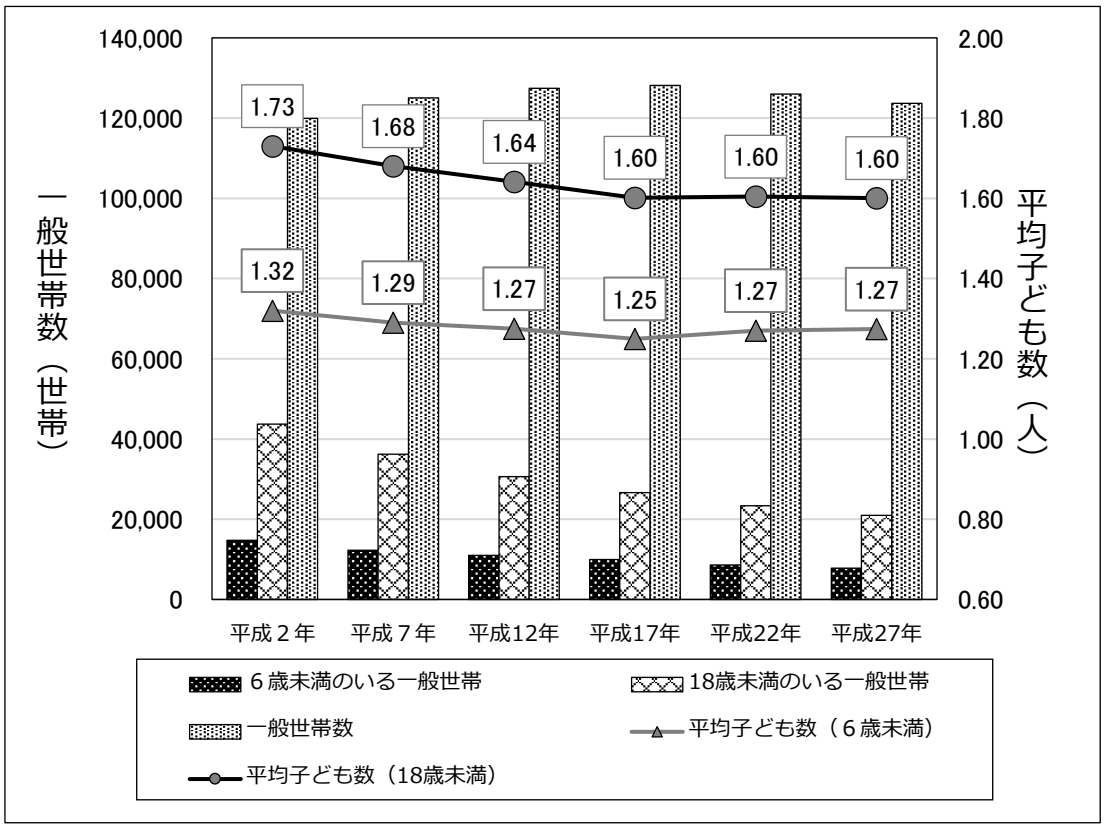

区　　分		平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	世帯数	119, 900世帯	125, 009世帯	127, 415世帯	128, 132世帯	125, 956世帯	123, 651世帯
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18歳未満の子どものいる一般世帯（内数）	世帯数	43, 672世帯	36, 225世帯	30, 598世帯	26, 664世帯	23, 340世帯	20, 935世帯
	構成比	36.4%	29.0%	24.0%	20.8%	18.5%	16.9%
	平均子ども数	1.73人	1.68人	1.64人	1.60人	1.60人	1.60人
６歳未満の子どものいる一般世帯（内数）	世帯数	14, 733世帯	12, 286世帯	11, 032世帯	9, 931世帯	8, 612世帯	7, 763世帯
	構成比	12.3%	9.8%	8.7%	7.8%	6.8%	6.3%
	平均子ども数	1.32人	1.29人	1.27人	1.25人	1.27人	1.27人

資料：国勢調査

※1　施設世帯数：病院，児童保護施設，少年院等のように棟・建物等ごとに世帯を数えるものの総数

※2　一般世帯数：住居と家計を共にしている人の集まり等ごとに世帯を数えるものの総数

３　産業・就業構造の状況

（１）産業構造と就業者

本市の産業構造は，卸売・小売業，サービス業を主体とした第３次産業の比重が極めて高くなっており，「平成28年経済センサス－活動調査」では，全事業所12,918か所のうち11,162か所と，全体の86.4%を第３次産業が占めています。

［産業分類別事業所数の推移］

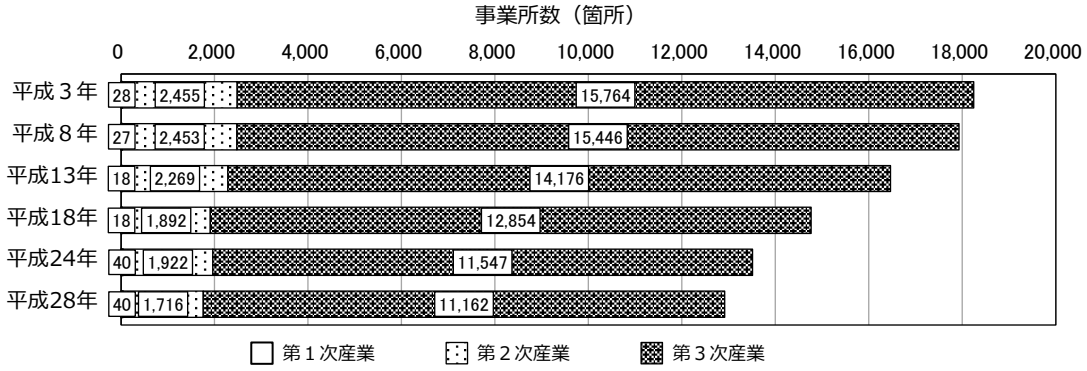

（単位：箇所）

区　分		平成３年	平成８年	平成13年	平成18年	平成24年	平成28年
第１次産業	事業所数	28	27	18	18	40	40
	構 成 比	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%
第２次産業	事業所数	2,455	2,453	2,269	1,892	1,922	1,716
	構 成 比	13.5%	13.7%	13.8%	12.8%	14.2%	13.3%
第３次産業	事業所数	15,764	15,446	14,176	12,854	11,547	11,162
	構 成 比	86.4%	86.2%	86.1%	87.1%	85.5%	86.4%
合　計	事業所数	18,247	17,926	16,463	14,764	13,509	12,918
	構 成 比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：事業所・企業統計調査，経済センサス

就業者に占める女性の割合は，平成２年に41.3%であったものが，平成27年には46.5%へと増加しており，女性の就業が進んでいます。

［就業者数の推移］

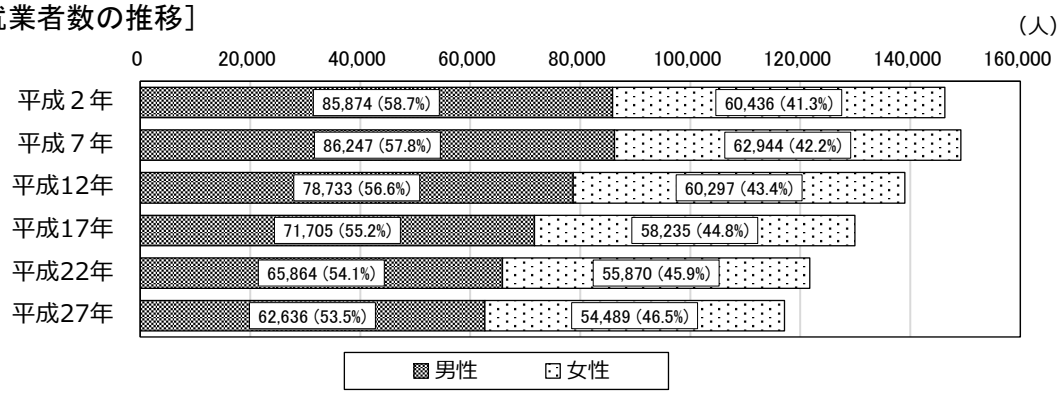

資料：国勢調査

（２）女性の就業状況

本市の女性の就業者数は，平成７年をピークに減少していますが，第３次産業が大部分を占める産業構造は依然として続いており，特にサービス業の就業者数が多くなっています。

［女性の産業分類別就業者数の推移］

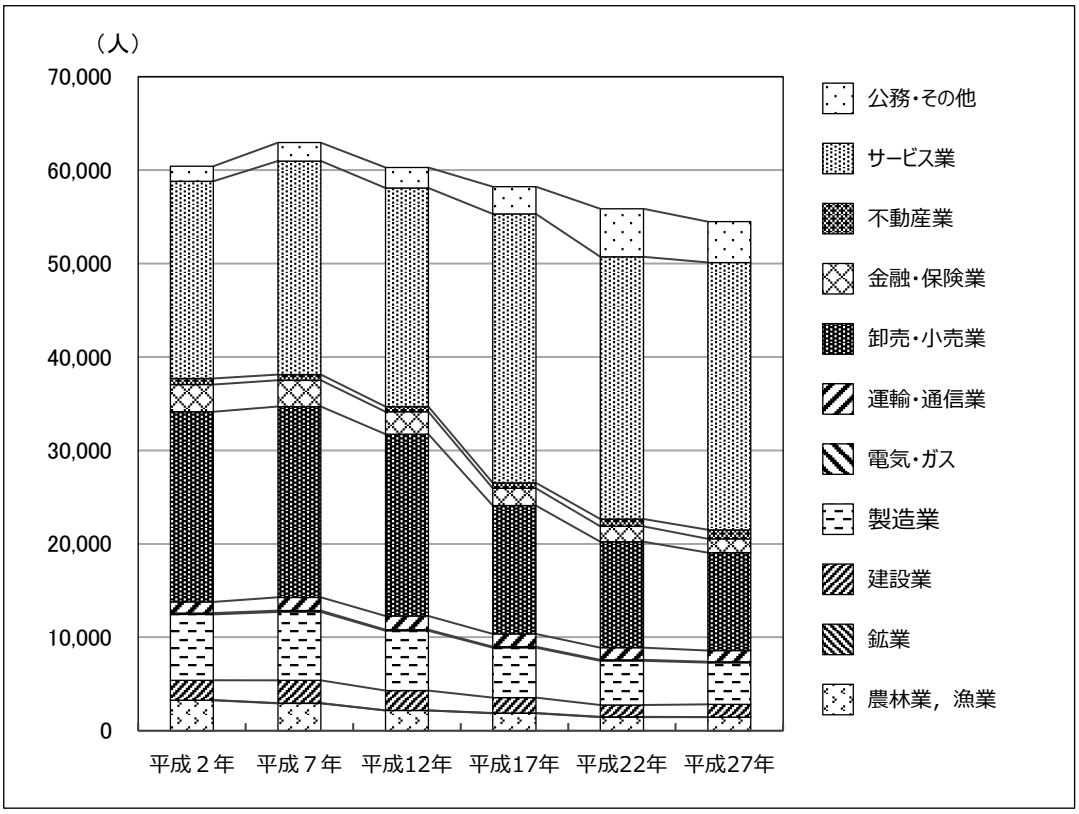

（単位：人）

区　　分		平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
１次	農林業，漁業	3,255	2,932	2,157	1,873	1,456	1,450
２次	鉱業	20	18	18	6	8	6
	建設業	2,121	2,440	2,105	1,661	1,281	1,346
	製造業	7,044	7,320	6,413	5,355	4,738	4,485
３次	電気・ガス	142	143	111	88	86	91
	運輸・通信業	1,192	1,425	1,477	1,364	1,316	1,198
	卸売・小売業	20,374	20,424	19,457	13,746	11,352	10,480
	金融・保険業	2,894	2,811	2,399	1,847	1,618	1,480
	不動産業	652	605	557	608	803	970
	サービス業	21,114	22,866	23,389	28,782	28,066	28,615
	公務・その他	1,628	1,960	2,214	2,905	5,146	4,368
合　　計		60,436	62,944	60,297	58,235	55,870	54,489

資料：国勢調査

本市の女性の年齢階層別就業率の推移について，平成22年と平成27年を比較すると全年齢階層において増加し，特に35～39歳と50歳代の就業率が増加しています。

［女性の年齢階層別就業率の推移］

区　分		平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	総数	11, 414人	9, 043人	7, 547人	6, 222人	5, 480人
	就業者数	1, 841人	1, 486人	1, 185人	905人	820人
	就業者の割合	16.1%	16.4%	15.7%	14.5%	15.0%
20～24 歳	総数	11, 541人	9, 232人	7, 449人	6, 192人	5, 260人
	就業者数	8, 061人	6, 162人	4, 651人	3, 847人	3, 314人
	就業者の割合	69.8%	66.7%	62.4%	62.1%	63.0%
25～29 歳	総数	10, 260人	10, 557人	8, 504人	6, 681人	5, 619人
	就業者数	6, 327人	6, 782人	5, 530人	4, 480人	3, 830人
	就業者の割合	61.7%	64.2%	65.0%	67.1%	68.2%
30～34 歳	総数	10, 048人	9, 750人	9, 968人	8, 055人	6, 551人
	就業者数	5, 032人	5, 153人	5, 696人	5, 036人	4, 278人
	就業者の割合	50.1%	52.9%	57.1%	62.5%	65.3%
35～39 歳	総数	10, 367人	9, 680人	9, 461人	9, 745人	7, 987人
	就業者数	5, 387人	5, 357人	5, 531人	5, 935人	5, 278人
	就業者の割合	52.0%	55.3%	58.5%	60.9%	66.1%
40～49 歳	総数	27, 621人	22, 447人	19, 183人	18, 335人	18, 703人
	就業者数	17, 137人	13, 868人	12, 443人	12, 251人	12, 898人
	就業者の割合	62.0%	61.8%	64.9%	66.8%	69.0%
50～59 歳	総数	23, 806人	26, 314人	26, 125人	21, 507人	18, 634人
	就業者数	12, 501人	14, 576人	15, 160人	12, 984人	12, 015人
	就業者の割合	52.5%	55.4%	58.0%	60.4%	64.5%
60 歳～	総数	43, 426人	48, 700人	54, 400人	60, 375人	63, 789人
	就業者数	6, 658人	6, 913人	8, 039人	10, 432人	12, 056人
	就業者の割合	15.3%	14.2%	14.8%	17.3%	18.9%
総　数		148, 483人	145, 723人	142, 637人	137, 112人	132, 023人
就業者数合計		62, 944人	60, 297人	58, 235人	55, 870人	54, 489人
就業者の割合		42.4%	41.4%	40.8%	40.7%	41.3%

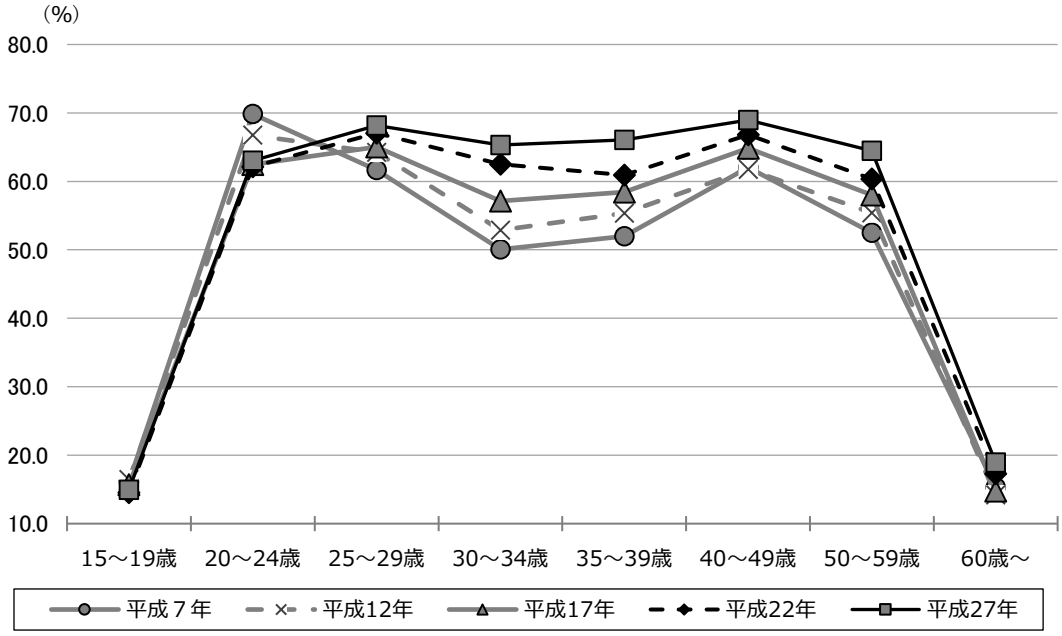

資料：国勢調査

就学前児童の母親の就労状況について，就労中の人（産休・育休・介護休業中を除く）は，平成30年度には58.2%となり，平成25年度の50.4%から増加しています。

また，現在，パート・アルバイト等をしている人のうち35.9%がフルタイムへの転換を希望しており，就労していない人の就労希望は，「一番下の子どもの年齢をみて就労したい」が38.0%，「１年以内に就労したい」が23.6%となっていますが，希望する就労形態は，パート・アルバイト等が84.7%となっています。

［就学前児童の母親の就労状況］

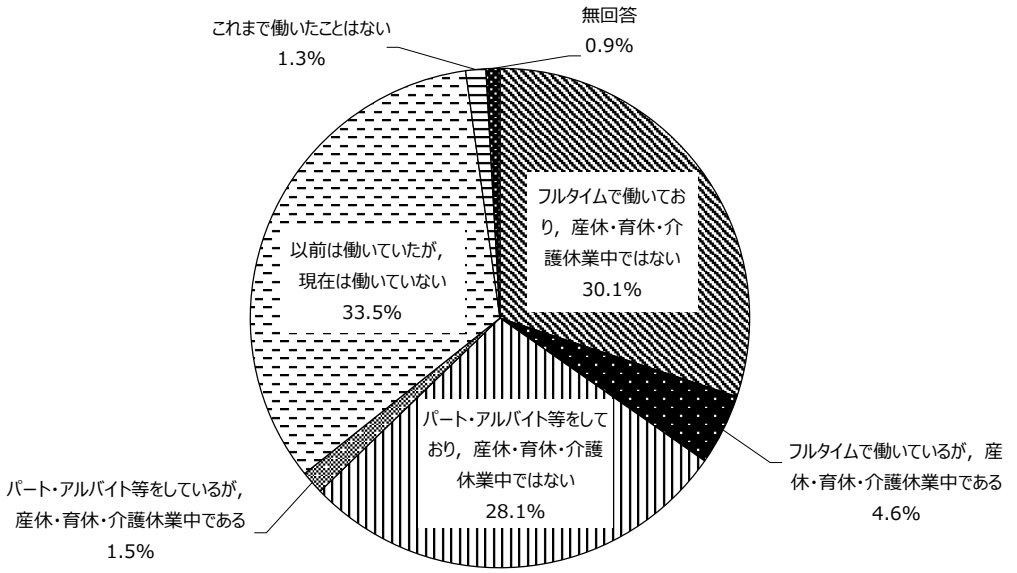

［パート・アルバイト等で勤務している就学前児童の母親のフルタイムへの転換希望］

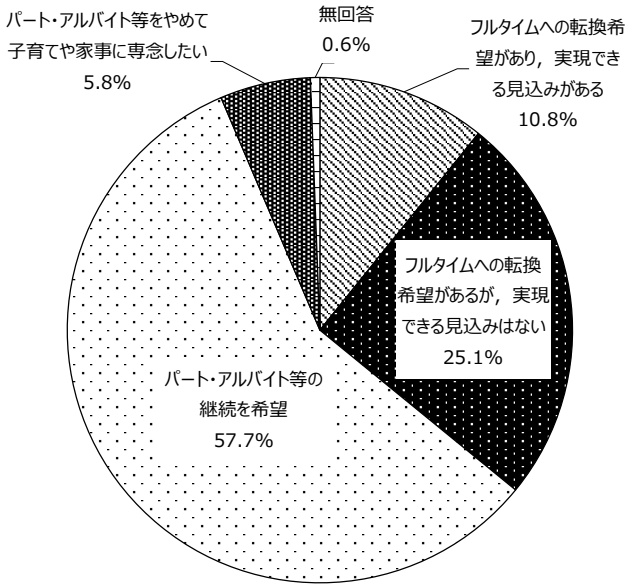

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

［現在就労していない就学前児童の母親の就労希望］

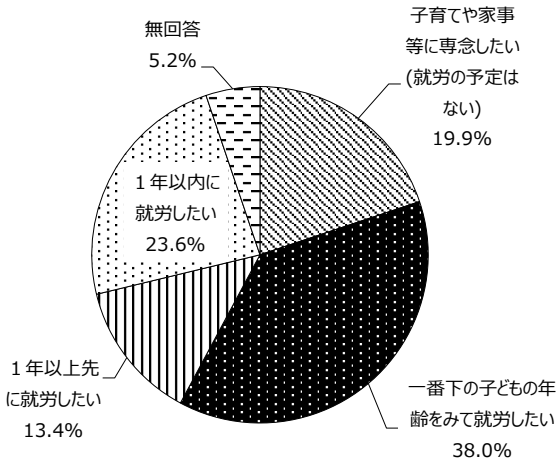

［現在就労していない就学前児童の母親の希望する就労形態］

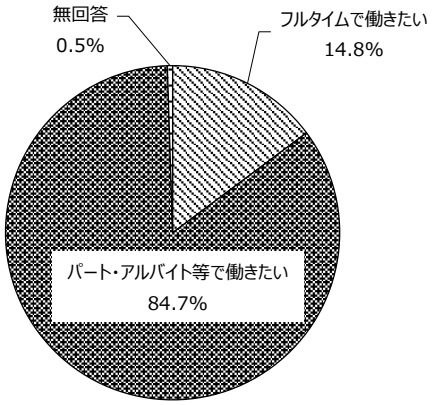

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

小学生の母親の就労状況について，就労中の人（産休・育休・介護休業中を除く）は，平成30年度には72.5%となり，平成25年度の66.3%から増加しています。

また，現在，パート・アルバイト等をしている人のうち34.8%がフルタイムへの転換を希望しており，就労していない人の就労希望は，「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」が30.7%，「１年以内に就労したい」が26.2%となっていますが，希望する就労形態は，パート・アルバイト等が75.5%となっています。

［小学生の母親の就労状況］

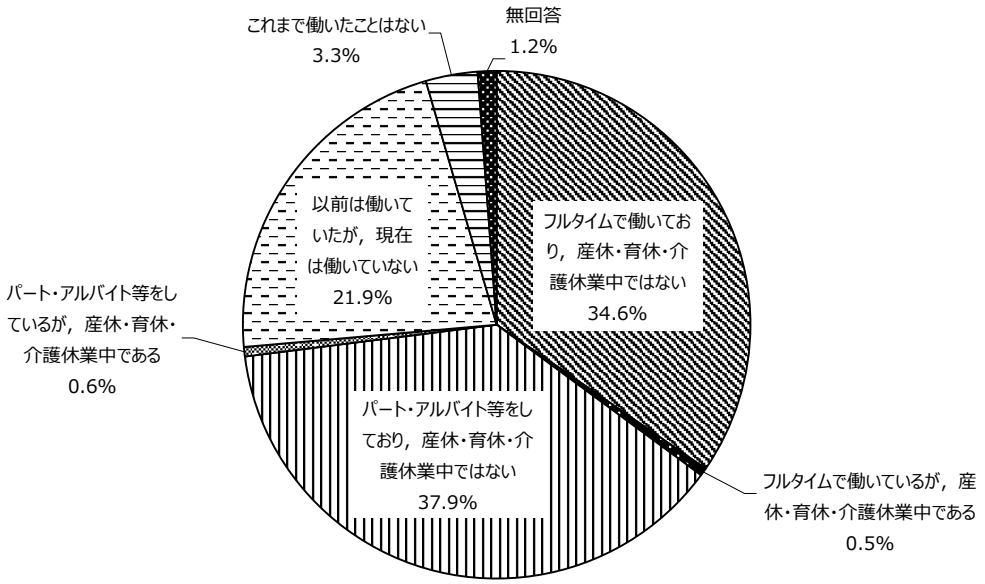

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

［パート・アルバイト等で勤務している小学生の母親のフルタイムへの転換希望］

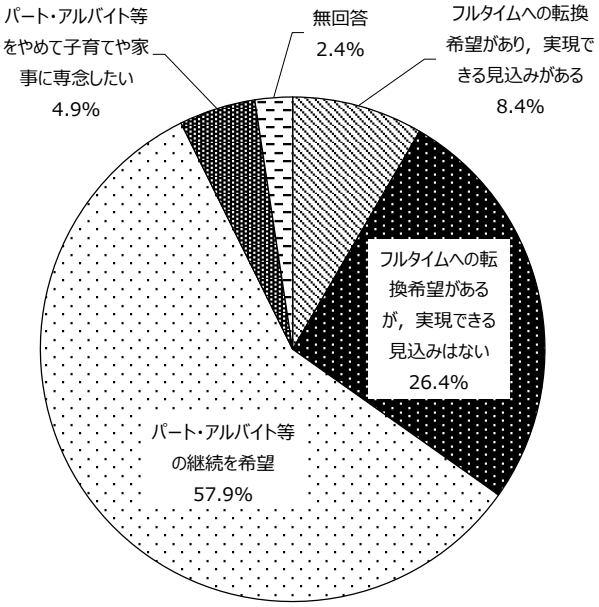

［現在就労していない小学生
の母親の就労希望］

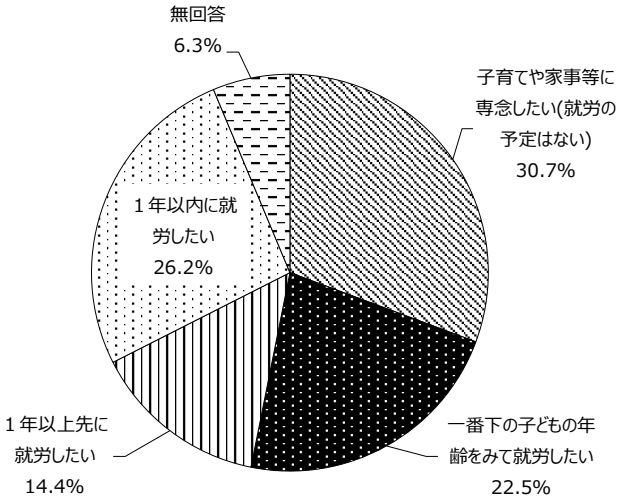

［現在就労していない小学生
の母親の希望する就労形態］

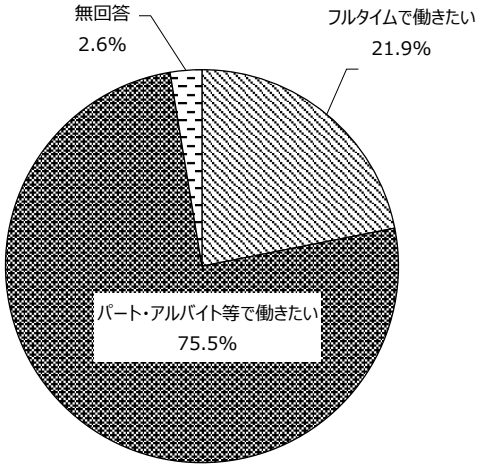

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

４　子育ての実態

現在の子育て環境や子育て支援についての満足度について，「５:高い」「４:やや高い」を合わせた割合は，就学前児童保護者が25.0%，小学生保護者が22.3%，中学生保護者が19.0%となっており，「１:低い」「２:やや低い」を合わせた割合は，就学前児童保護者が33.7%，小学生保護者が34.0%，中学生保護者が37.9%となっています。

［現在の子育て環境や子育て支援についての満足度］

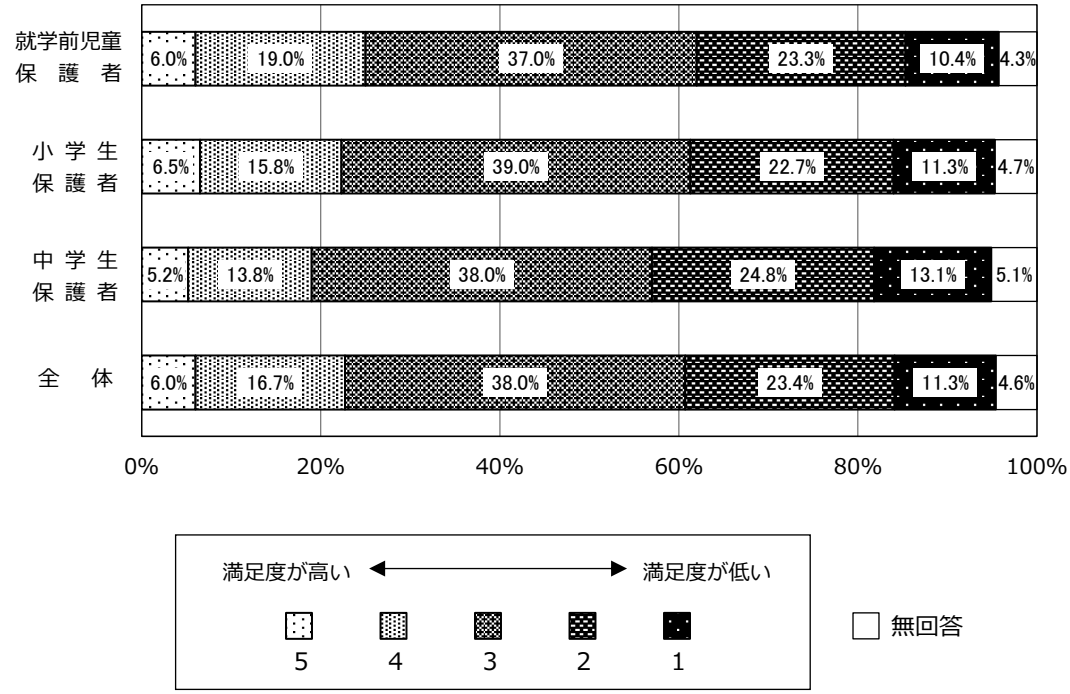

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

安心して子どもを産み，子育てできる環境を整備するために取り組むべきことについては，「子育てと仕事の両立しやすい環境の整備」が50.7%と最も高く，「子育て世帯への経済的支援」が36.4%で続いています。

［安心して子どもを産み，子育てできる環境を整備するために取り組むべきこと（複数回答）］

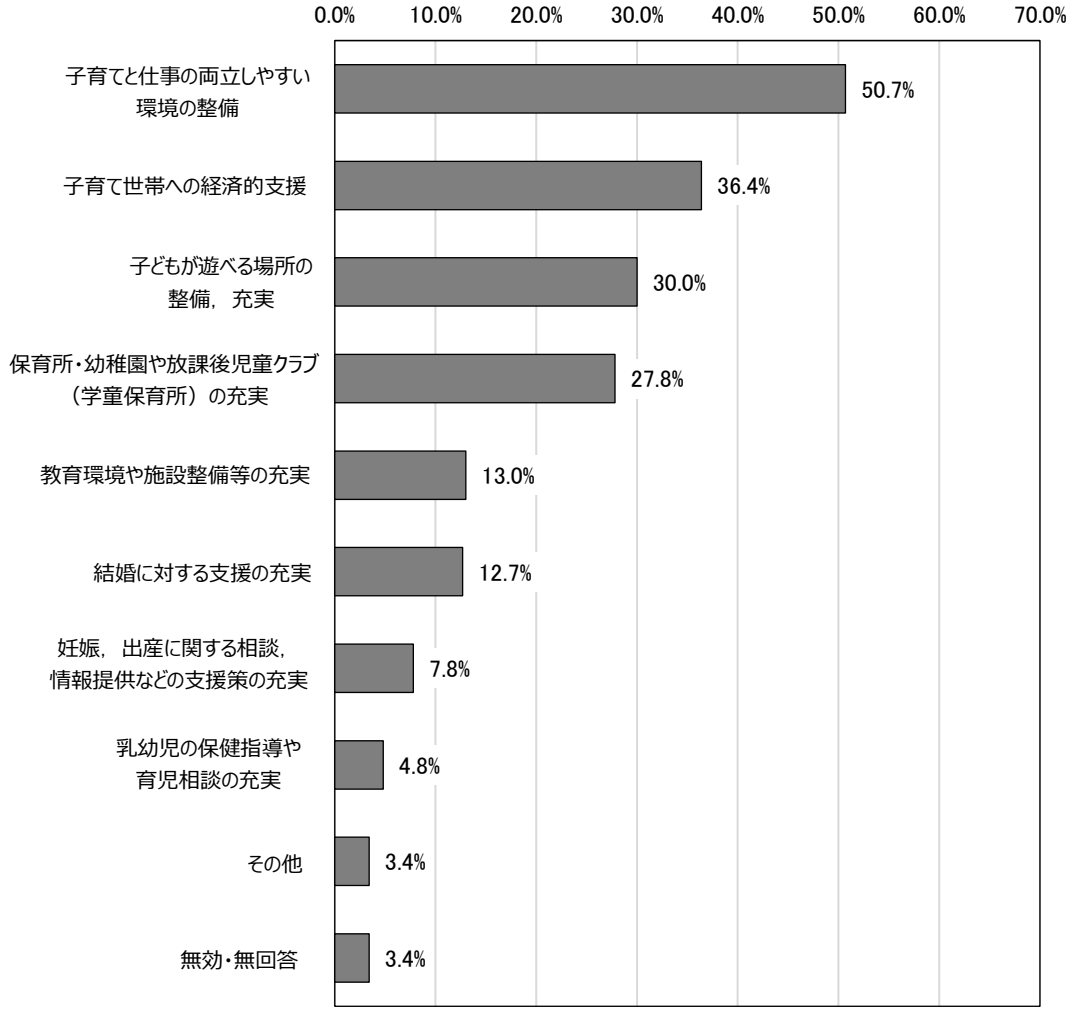

資料：「令和元年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

５　子どもの貧困の状況

（１）国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると，全国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（平成27年は１２２万円）に満たない世帯の割合）は，平成24年に16.1%であったものが平成27年には15.7%と減少し，これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も16.3%から13.9%へと減少しています。

また，子どもがいる現役世帯のうち，ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と，大人が２人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。

［貧困率の推移］　（単位：%）

区　分		昭和60年	昭和63年	平成３年	平成６年	平成９年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率		12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率		10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯		10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
	大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
	大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

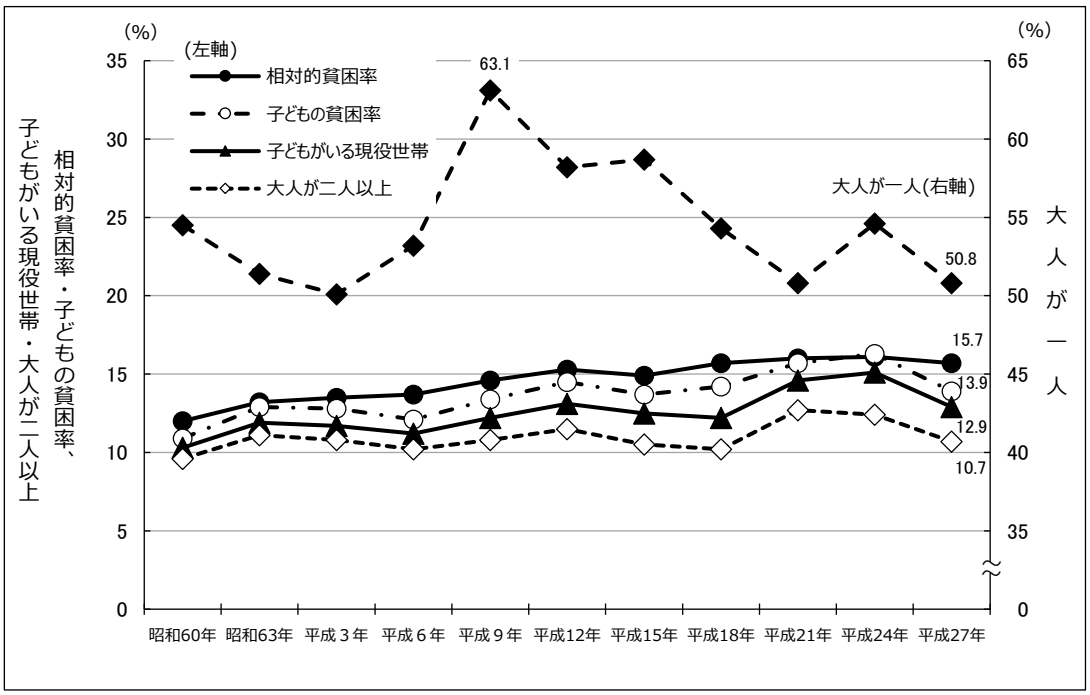

資料：国民生活基礎調査

（２）本市における子どもの貧困の現状

「国民生活基礎調査」では，市町村別の貧困率が公表されていないため，本市が行った調査の結果や生活保護世帯の状況等をもとに，本市における子どもの貧困の現状を分析します。

普段の家計について，「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると，全体で「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が47.1%，「黒字」が29.4%，「赤字」が19.8%となっています。また，年齢が上がるに従って，「赤字」と回答した割合が高くなっています。

［普段の家計について，最も近いもの］

区　分	黒字	毎月貯金している	貯金はしていない	黒字でも赤字でもなくぎりぎりである	赤字	貯金を取り崩し	借金生活	無回答
就学前児童保護者	34.4%	27.8%	6.6%	44.3%	18.6%	13.5%	5.1%	2.6%
小学生保護者	27.9%	22.1%	5.8%	48.6%	19.0%	12.1%	6.9%	4.5%
中学生保護者	22.0%	15.5%	6.5%	49.5%	23.8%	14.6%	9.2%	4.7%
合　計	29.4%	23.1%	6.3%	47.1%	19.8%	13.2%	6.6%	3.8%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

生活保護受給率について，本市においては平成27年度，平成28年度と減少を続けていますが，依然として全道平均，全国平均よりも高い受給率となっています。

［生活保護受給率（人口千対）］

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
函館市	46.8	47.3	47.5	47.0	46.3
全　道	31.3	31.6	31.4	31.3	30.9
全　国	16.7	17.0	17.0	17.0	16.9

資料：「被保護者調査」，北海道保健福祉部，函館市保健福祉部

また，本市の児童扶養手当受給率の推移を見ると，平成25年度の1.46%から平成29年度の1.32%へと減少を続けていますが，全国・全道の受給率を上回っています。

［児童扶養手当受給率の推移］

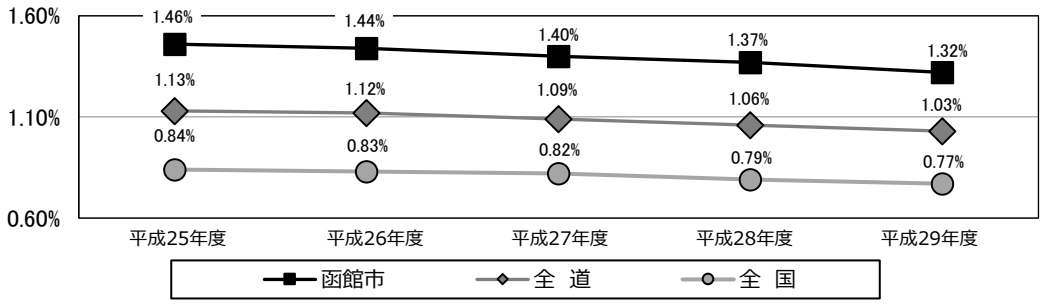

資料：「福祉行政報告例」，子ども未来部調製

さらに，本市の就学援助認定率の推移については，平成24年度の28.3%から平成28年度の26.3%へと減少していますが，全国・全道の認定率を上回っています。

［就学援助認定率］

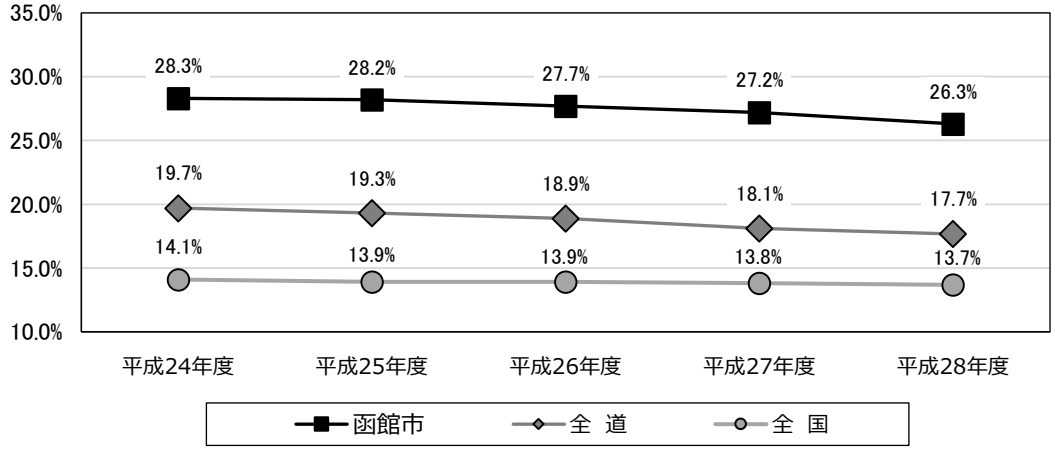

資料：「就学援助実施状況等調査」，子ども未来部調製

本市の生活保護世帯の進学率を見ると，高等学校等への進学率および大学等への進学率は，全体と比較して，低くなっています。

［生活保護世帯の進学率］

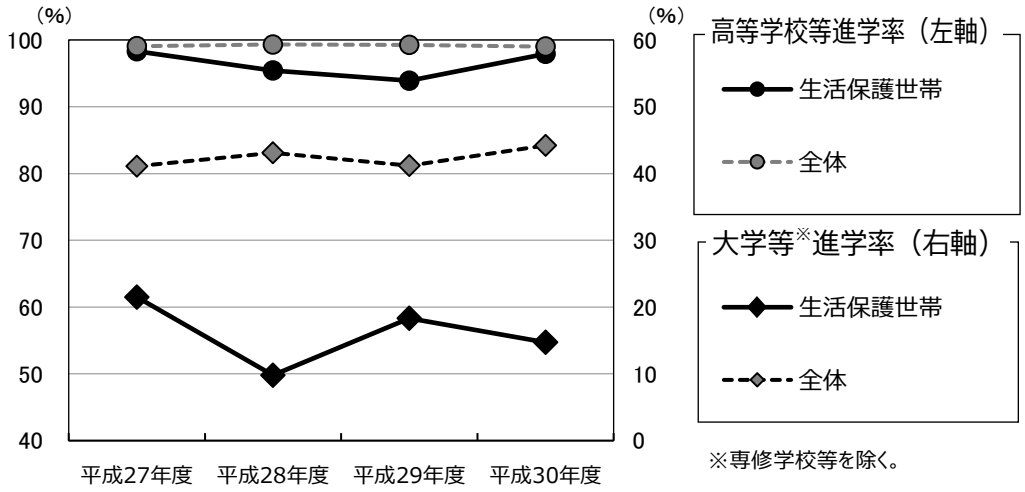

※専修学校等を除く。

区　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高等学校等進学率	生活保護世帯	98.3%	95.4%	93.9%	97.9%
	全　体	99.0%	99.3%	99.2%	99.0%
大学等進学率	生活保護世帯	21.5%	9.8%	18.3%	14.7%
	全　体	41.1%	43.1%	41.2%	44.2%

資料：函館市保健福祉部，「学校基本調査」

第3章　計画の基本理念等

Ⅰ 基本理念

次代を担う子どもたちが，地域において，人と人とのふれあいや支え合い，助け合いのなかで，個性豊かにのびのびと健やかにはぐくまれ，子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため，「函館市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

「すべての子どもたちが輝き　ひかりにあふれるまち　はこだて」

子どもたちはもちろん，子育て家庭を地域において温かく見守り，支えていくなかで，子どもたちが健やかに成長し，生き生きと「ひかり」輝くことは，市民の願いです。

子どもたちの輝きは，家庭や地域の輝きへとつながり，やがては，市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ，生き生きと「ひかり」輝いていく，そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

Ⅱ 基本的な視点（８つの視点）

この計画における各施策の方向と事業の実施については，次の８つの基本的な視点のもとに取り組みます。

１ 子どもの視点

子育て支援サービスの対象のほとんどが子ども自身であることから，「函館市子ども条例」の理念に基づき，子どもの幸せを第一に考え，子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し，子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

２ 次代の親の育成という視点

子どもは，次代の親となるという認識のもとに，豊かな人間性を形成し，自立し家庭を持つことができるよう，中・長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

３ すべての子どもと家庭への支援の視点

障がい，疾病，虐待，貧困など支援の必要な子どもや家庭を含め，すべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

４ 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にありますが，子どもは，地域社会の一員でもあることから，子どもを心身ともに健やかにはぐくむためには，家庭はもとより，地域，学校，企業，行政をはじめ地域社会全体が，地域の様々な社会資源を活用し，それぞれの役割を担いながら，連携を図ることが必要であり，子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

５ サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため，子育て支援サービスの質を評価し，向上させていくという視点から，人材の資質の向上を図り，情報公開やサービス評価などの取組みを進めるほか，適切な情報提供を推進するなど，質の高い，多様な子育て支援サービスを提供するために，サービス利用者の視点に立った取組みを進めていきます。

６ 仕事と生活の調和の実現の視点

「ワーク・ライフ・バランス」を実現するために，子育ては，男女が協力し合うことが必要であり，また，働き方の見直しには，企業等の理解と協力が不可欠であることから，仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを進めていきます。

７ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

少子化の進行は，若年層の転出や未婚化・晩婚化，子育て中に孤立感や負担感が大きく，第２子以降をもうけないことなど，様々な要因が複雑に絡み合っており，安心して子どもを生み育てやすい環境の整備をし，様々な取組みをきめ細かに長期的に行っていく必要があります。

多様な働き方や生き方に合わせて，子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに，すべての子どもが健やかに成長することができるよう，結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取組みを進めていきます。

８ 地域特性の視点

本市では，人口構造や産業構造，社会資源の状況等に地域での差異があることから，地域の実情に応じて，その特性を生かした事業展開を図るなど，地域特性の視点に立った取組みを進めていきます。

Ⅲ 施策の方向（９項目）

この計画の基本理念の実現に向けて，次の９つの施策の方向を掲げ，総合的な施策の展開を図ります。

１ 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から，地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。保育サービスについては，子どもの最善の利益を考えるとともに，利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ，サービスの提供体制を整備します。

また，子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

さらに，地域社会における児童数の減少は，遊びを通じての友だち関係の形成のほか，児童の自主性や社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから，地域において児童が自主的に参加し，自由に遊べ，安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

これらの取組みについて，より効果的な展開を図るため，必要に応じて，地域住民の協力を得ながら推進します。

２ 母子の健康確保と増進

母子保健は，人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり，次代を担う子どもたちが健やかに生まれ，育つことができる基礎でもあることから，安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進します。

また，食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか，学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組みます。

３ 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次代の親となる子どもが，豊かな人間性を形成し，自立した大人になるため，男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義など，子どもの健やかな成長を促す教育・広報・啓発に取り組みます。

また，子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような教育環境等の整備を推進します。

さらには，地域社会全体で子どもを育てるために，家庭や地域の教育力の向上を図るとともに，子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

４ 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう，良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備など，子育てに配慮したまちづくりを推進します。

また，子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために関係機関と連携した活動を推進します。

５ 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けて，国，道，企業，労働者団体および子育て支援団体などと相互に密接に連携しながら，創意工夫するなかで，ライフステージの各段階に応じ，地域の実情に即した取組みを推進します。

また，関係法令制度等の周知・啓発はもとより，保育サービス等の充実により，仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

６ 児童虐待防止対策

虐待の背景は多岐にわたることから，児童虐待を防止し，すべての児童の健全な心身の成長，社会的自立を促していくために，発生予防から早期発見，早期対応など，児童虐待の防止対策等の充実を図ります。

７ 障がいのある子どもの支援

障がいの原因となる疾病や事故の予防，早期発見・早期治療の推進はもとより，障がいのある子どもの健全な発達を支援するなど，障がいのある子どもに対する施策の充実を図り，身近な地域で安心して生活できる環境の整備を推進します。

８ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭については，子育てをしながら就労もしなければならないなどといった理由により，経済的自立が難しい状況にあるなかで，ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために，子育てや生活の支援策，就業支援策，経済的支援策，さらには養育費の確保対策に取り組みます。

９ 子どもの貧困対策

子どもの貧困の背景には，世帯状況や生活環境，所得，雇用等の様々な要因が絡み合っており，子どもの発達の諸段階において，多くの機会格差が生じていることを踏まえ，子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることなく，また世代を超えて貧困が連鎖することのないよう，必要な環境整備と教育の機会均等に努めます。

また，本計画の推進にあたっては，関係する機関，団体と連携を図るほか，市民等との協働によるまちづくりの視点を取り入れ，多様化する市民ニーズに適切に対応していきます。

さらに，厳しい財政状況下における効果的な推進に努めるとともに，常に進捗状況を把握して評価点検し，以後の各種施策への市民意見の反映などに努めるため，毎年，函館市子ども・子育て会議を開催するほか，「市政はこだて」やホームページなどにより，市民に情報を提供し，意見等の把握に努めて行きます。

Ⅳ 施策の体系

基本理念

「すべての子どもたちが輝き　ひかりにあふれるまち　はこだて」

施策の方向（９項目）	推進施策（２５項目）	推進事業（５６項目）
施策の方向１ 地域における子育て支援	1　地域における子育て支援サービスの充実	(1) 家庭における子育て支援 (2) 施設における子育て支援 (3) 子育て相談，情報提供体制の充実
	2　保育サービスの充実	(1) 多様な保育ニーズへの対応 (2) 保育サービスの質の向上
	3　子育て支援のネットワークづくり	(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進 (2) 子育て支援情報の提供の充実 (3) 地域における子育て意識の啓発推進
	4　子どもの健全育成	(1) 子どもの居場所づくりの整備推進 (2) 少年非行，いじめ・不登校等に対する支援の推進
施策の方向２ 母子の健康確保と増進	1　妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	(1) 健康診査，保健相談・指導の充実 (2) 母子保健の情報提供の充実
	2　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(1) 思春期保健に関する知識の普及促進 (2) 喫煙，飲酒，薬物に関する教育の推進 (3) 心のケアと相談体制の充実
	3　「食育」の推進	(1) 食に関する学習機会，情報提供の充実
	4　周産期・小児医療等の充実	(1) 周産期・小児医療の確保・充実 (2) 小児慢性特定疾病対策の推進 (3) 不妊に悩む方に対する支援の充実
施策の方向３ 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1　次代の親の育成	(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進 (2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進
	2　子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(1) 確かな学力の向上 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 信頼される学校づくりの推進 (5) 幼児教育の充実
	3　家庭や地域の教育力の向上	(1) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実 (2) 地域の教育力の向上
	4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(1) 関係業界への自主的措置の促進 (2) 情報モラル教育の推進 (3) 情報リテラシーの向上
施策の方向４ 子育てを支援する生活環境の整備	1　良質な住宅の確保	(1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援
	2　安全な道路交通環境の整備	(1) 安全な道路交通環境の整備促進
	3　子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(1) 交通安全教育の推進
	4　安心して外出できる環境の整備	(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進 (2) 子育てバリアフリー情報提供の充実
	5　安全・安心なまちづくりの推進	(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
施策の方向５ 仕事と生活の調和の実現	1　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進
	2　仕事と子育ての両立のための基盤整備	(1) 多様な働き方に対応した子育て支援 (2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進
施策の方向６ 児童虐待防止対策	1　児童虐待防止対策の充実	(1) 関係機関との連携等 (2) 発生予防，早期発見・早期対応等
施策の方向７ 障がいのある子どもの支援	1　障がいのある子どもに対する施策の充実	(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実 (2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 (3) 教育的支援の推進 (4) 保育所等における障がいのある子どもの保育等の推進
施策の方向８ ひとり親家庭の自立支援	1　ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) 子育て・生活支援の充実 (2) 就業支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 情報提供および相談体制の充実
施策の方向９ 子どもの貧困対策	1　生活基盤の安定に向けた支援の充実	(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援 (2) 自立に向けた就労相談・支援の充実
	2　子どもの育ちと学びの支援の充実	(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援 (2) 子どもの学びの支援
	3　相談支援の充実	(1) 相談支援体制の充実

Ⅴ ＳＤＧｓの考え方

ＳＤＧｓは，持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で，全ての国際連合加盟国が2030年までに取り組む行動計画として，17の分野別の目標と169項目の具体的な達成基準が掲げられ，我が国においても，2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し，国をあげて取組みを進めています。

本市では，個別行政分野における各種施策がＳＤＧｓの推進につながるものと考えており，本計画においてもＳＤＧｓの視点を取り入れ，各種施策を推進していきます。

本計画における施策の方向について，ＳＤＧｓの視点から，特に関連する17の目標を次のように掲げました。

【本計画におけるＳＤＧｓの視点】

本計画における９項目の施策の方向	特に関連する１７の目標
1　地域における子育て支援	
2　母子の健康確保と増進	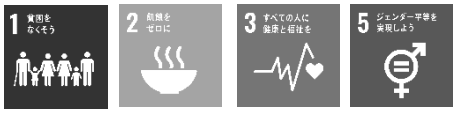
3　子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	
4　子育てを支援する生活環境の整備	
5　仕事と生活の調和の実現	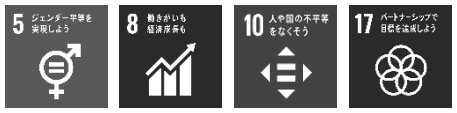
6　児童虐待防止対策	
7　障がいのある子どもの支援	
8　ひとり親家庭の自立支援	
9　子どもの貧困対策	

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実 P.30
2 保育サービスの充実 P.39
3 子育て支援のネットワークづくり P.44
4 子どもの健全育成 P.49

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

施策の方向 3

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4

子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5

仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6

児童虐待防止対策

施策の方向 7

障がいのある子どもの支援

施策の方向 8

ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9

子どもの貧困対策

施策の方向 1

地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

（1） 家庭における子育て支援

－現状と課題－

◍ 本市では，市内に居住する子どもの育児について援助を受けたい人と行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施し，様々な子育て支援活動を行っています。

◍ 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより，孤立化を防止するため，子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして，「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を市内13か所に開設するとともに，子育てサロンの指導員が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施しているほか，乳幼児のいる家庭を対象とした子育て支援事業を各児童館において実施しています。

◍ 乳幼児健康診査（乳幼児健診）等により把握した，子育てに特に支援が必要と認められる家庭に保健師やヘルパー等を派遣する「養育支援訪問事業」，子育て経験者のボランティアが家庭訪問し，子育てに関する様々な悩みや相談に対応する「子育て支援隊」のほか，子育てアドバイザーや保健師等が生後４か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。

◍ 就学前児童の保護者が日頃から，子どもの面倒をみてもらえる相手としてあげているのは，「お子さんの祖父母」が70.7%，「お子さんのおじやおば」が16.6%と回答した割合が高く，「面倒をみてくれる人はいない」と回答した方が25.8%となっています。

［日頃，子どもの面倒を見てくれる人：就学前児童保護者（複数回答）］

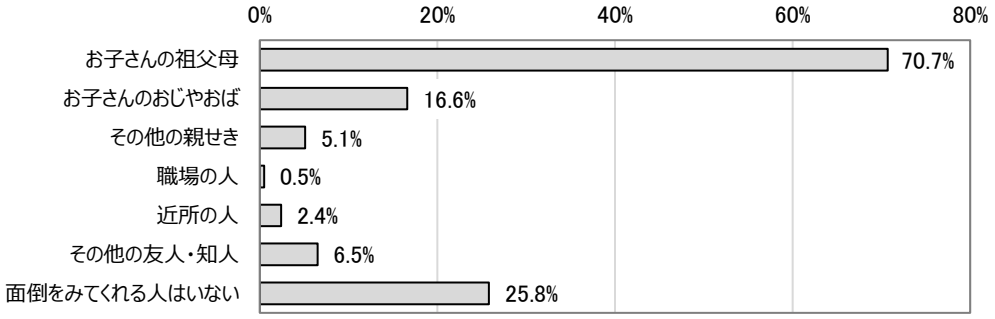

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ 少子化や核家族化の進行に伴い，家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し，育児不安やストレスを抱え，孤立する子育て家庭が増えているなかで，親や親戚，知人に子どもを預けたり，出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい状況となっています。

◍　買い物，冠婚葬祭，学校行事などの場合に，一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

［一時預かり等の利用目的（複数回答）］

区　分	買い物，きょうだいや親の習い事，リフレッシュ等	冠婚葬祭，学校行事，きょうだいや親の通院等	不定期の就労	その他	利用する必要はない
就学前児童保護者	38.4%	35.2%	17.2%	3.0%	33.9%
小学生保護者	12.5%	15.8%	6.7%	2.1%	68.5%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより，社会問題となっている子育て家庭の孤立化を防いでいくためには，地域において子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

－施策の方向－

◍　今後，身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため，「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」のほか，「子育て支援隊」をはじめとする各種取組みのきめ細かな展開を図ります。

◍　地域において子育て支援の気運を高めるとともに，子育て力の向上を図り，家庭において子育てしやすい環境づくりを進めるため，子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るとともに，相談体制の強化および地域での見守りといった視点での取組みに努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市子ども条例の推進	本条例は，全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ，力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え，安心して子どもを育てることができる社会の実現をめざすことを目的として制定しており，その広報，啓発を図るとともに本条例に基づく各種事業を行う。	子ども未来部 子ども企画課
②	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し，子どもの健やかな育ちを促進するため，親子等の交流の場を開設し，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
③	夜間の多世代型子育てサロンの開設	子育てサロンのように地域で気軽に集い交流できる場を夜間にも提供することができるよう，今後の事業化をめざす。	子ども未来部 子どもサービス課
④	子育て支援隊	子育て家庭における子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため，コーディネーターを配置し，ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに，子育てに関する悩みの傾聴や子どもとの遊び方の助言のほか，各種サービスに係る情報提供等を行う子育て支援員が家庭訪問する。	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員登録し，育児について助け合う会員組織の事業で，子育て家庭の支援を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	まめっこサロン	子育てサロンの指導員が地域に出向き子育て支援活動を行う「地域支援活動」として，町会館等で「まめっこサロン」を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑦	ちびっこなかよし運動会	子育て中の親子が集い，野外で楽しみながら親子・保護者同士で交流できる親子ゲーム等を実施することにより，家庭養育力の向上を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	ちびっこあそびの広場	子育て中の親子が集い，様々な遊びを通じて交流する場を設けるとともに，子育て支援情報の提供や育児，栄養相談を実施し，子育て家庭の支援を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
⑨	ひとり親家庭等奉仕員派遣事業	ひとり親家庭等の保護者が，技術習得，疾病，出張，事故，看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に奉仕員を派遣する。	子ども未来部 子育て支援課
⑩	子育てアドバイザー活用推進事業	子育てに関する専門的な知識や技能を有し，地域において積極的なボランティア活動を行う，子育てアドバイザーを活用し，子育て家庭を支援するとともに，その自主的な活動を促進する。	子ども未来部 次世代育成課
⑪	児童館における子育て支援事業	児童館や母と子の家において，子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで，子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進める。	子ども未来部 次世代育成課
⑫	養育支援訪問事業	児童の養育に関して，保護者を支援することが特に必要と認められる家庭に対し，保健師や家庭児童相談員，ヘルパー等が訪問し，子どもの養育に関する指導や助言を行うことにより，家庭における子どもの適切な養育環境を確保する。	子ども未来部 次世代育成課
⑬	どさんこ・子育て特典制度（道事業）	妊娠中もしくは小学生までの子どもを持つ子育て家庭が，協賛店や協賛施設を利用する際に，認証カードを提示することで，商品の割引やグッズの提供などの特典が受けられる。	子ども未来部 次世代育成課
⑭	お父さんのための子育て講座	子育て中の父親等が，子育ての楽しさやすばらしさを実感できるよう，男女共同参画の視点を取り入れた子育てに関する学習会や遊びの体験会等を実施する。	子ども未来部 次世代育成課
⑮	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を子育てアドバイザーや保健師等が訪問し，子育てに関する情報提供や相談等に対応する。	子ども未来部 母子保健課
⑯	はこだてキッズプラザ	函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業（キラリス函館）において，託児機能を有し，親子によるふれあいや遊びのほか，子育てに関する情報交換等を推進する。	経済部 商業振興課
⑰	はこだてみらい館	函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業（キラリス函館）において，子どもをはじめ，広く市民から観光客までが先端技術を活用した体験や交流を推進する。	経済部 商業振興課

（２） 施設における子育て支援

－現状と課題－

◍ 本市では，令和元年度において，32か所の保育所等で一時的に保育を必要とする子どもを対象とした「一時預かり事業」を実施するとともに，46か所の幼稚園等で在園児を対象とした教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

◍ 保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に，保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業」と保護者が急な残業などの理由で，夜間に不在となり，子どもの養育が困難となった場合に，保護者が帰宅するまでの間，施設において，子どもに夕食を提供し，保育する「トワイライトステイ事業」を市内１か所の乳児院および２か所の児童養護施設で実施しています。

◍ 生後６か月から小学６年生までの子どもが病気の際に，保護者に代わって一時的に預かる「病児保育事業」を，市内の医療機関に近接した施設１か所で実施しています。

◍ 保護者が，昼間家庭にいない小学校児童の保護や健全育成のために実施している放課後児童健全育成事業では，令和元年度で59か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を開設しています。

◍ 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移を見ると，平成24年度は，施設数が45か所，入所児童数が1,437人で，入所率（小学校児童数に対する入所児童数の割合）が12.3%でしたが，令和元年度には，施設数が59か所，入所児童数が2,359人で，入所率23.8%と，いずれも大幅に増加しています。

◍ 小学校児童数は減少しているにもかかわらず，放課後児童クラブ（学童保育所）の入所者は増加傾向にあり，これに伴い，施設数も増加しています。

［放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移］

区　分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実施箇所数（箇所）	45	47	47	49	52	56	58	59
入所児童数（人）	1,437	1,563	1,583	1,782	1,967	2,145	2,265	2,359
入所率（%）	12.3	13.7	14.3	16.4	18.6	20.8	22.2	23.8
«参考» 小学校児童数 (5月1日現在)（人）	11,691	11,396	11,045	10,854	10,580	10,331	10,212	9,904

資料：「子ども未来部の概要」

◍ 就学前児童の保護者（母親）のうち，現在働いていない，または，いままで働いたことはない方への就労希望調査においても，「就労したい」が全体で75.0%，「子育てや家事等に専念したい(就労予定はない)」が19.9%という状況となっています。

［現在就労していない方の就労希望：母親］（再掲）

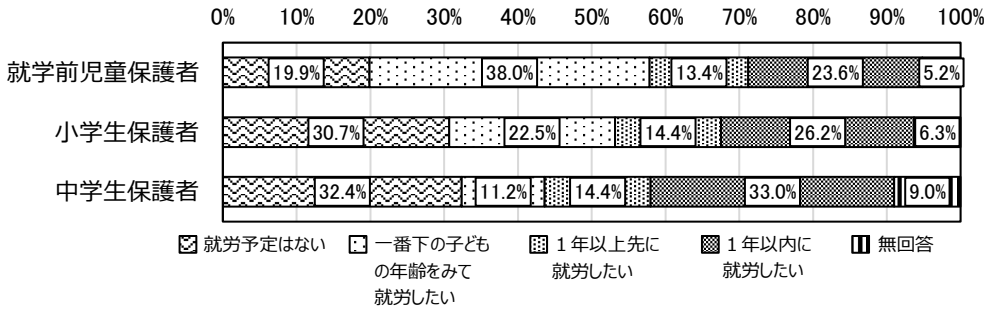

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　就学前児童の保護者への放課後児童クラブ（学童保育所）利用の調査では，「利用したい」が49.5%と，約半数を占めており，今後も入所児童数の増加が見込まれます。

［放課後児童クラブ（学童保育所）の利用：就学前児童保護者］

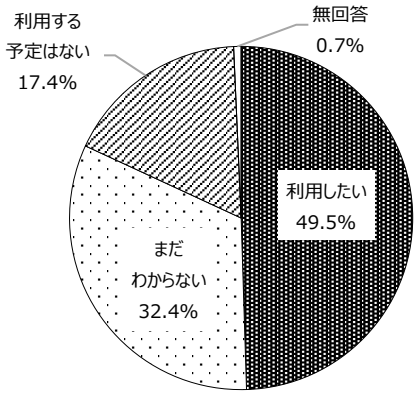

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　女性の就業機会の増加が進み，今後もさらに増加することが見込まれることから，子育て家庭が安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実が必要です。

◍　少子化や核家族化の進行により，子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきていることから，放課後に，小学校児童が年齢の異なる子どもたちと遊び，遊びを通じて異年齢児交流が図られるよう，児童の健全育成の推進が必要です。

－施策の方向－

◍　今後，多様化するニーズに的確に対応するため，保護者の病気や仕事などにより一時的に保育できないときや，育児疲れを解消したいときなどに，保育所などで子どもを預かる「一時預かり事業」や「病児保育事業」など各種施設における子育て支援サービスの充実に努めます。

◍　放課後児童健全育成事業については，放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため，「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき，放課後児童クラブ（学童保育所）の質と量の確保に努めます。

◍　図書館やはこだてみらい館，はこだてキッズプラザ，青少年研修センターなどの施設で開催される各種イベントを通じ，子どもたちの創造力や社会性を育む学びや体験の機会を提供していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	病児保育事業	保護者が就労している場合などにおいて，子どもが病気の際に，家庭で保育ができない保護者に代わって，医療機関に近接した施設で一時的に預かり，保育する事業。	子ども未来部 子どもサービス課
②	保育所等における一時預かり事業	保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により，家庭で子どもの保育が困難な場合に，保育所等で一時的に保育する事業。	子ども未来部 子どもサービス課
③	幼稚園等における在園児の一時預かり事業	幼稚園で，教育課程にかかわる教育時間前後や休業日等において，希望する児童を預かる事業。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 学校教育課
④	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	保護者が病気，出産，冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に，７日間以内，保護者に代わって，保育する事業。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	トワイライトステイ事業	保護者が急な残業などの理由により，夜間に不在となり，子どもの養育が困難となった場合やその他緊急の用事ができた場合に，保護者が帰宅するまでの間，施設で夕食を提供し，保育する事業。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	保護者が，労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に，放課後児童クラブ（学童保育所）において，その保護や健全な育成を行う。 平成 27 年度から，放課後児童クラブ（学童保育所）の質の改善をめざし，子ども・子育て支援新制度のもと，「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を施行している。 本条例に基づき，各クラブに対する適切な指導検査等を行うなかで，設備および運営の適正化，放課後児童支援員等処遇改善や保護者負担の軽減などに努めており，今後も放課後児童健全育成事業の充実を図る。	子ども未来部 次世代育成課
⑦	放課後の子どもの居場所づくりの総合的な検討	放課後児童クラブ（学童保育所）の実施場所の確保のほか，既存施設を活用し，安全・安心に過ごすことができる子どもの居場所の確保を推進する。 また，国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき，「放課後児童クラブ（学童保育所）」と「放課後子ども教室」の連携を図るなど，放課後の子どもの居場所づくりを総合的に検討する。	子ども未来部 次世代育成課
⑧	放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室等を放課後の児童の活動場所として提供し，地域住民や保護者，学生などにボランティアとして協力を得るなかで，遊びや交流活動を通じて児童の健全育成を図る。	子ども未来部 次世代育成課
⑨	新・放課後子ども総合プラン指導員研修会	放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室推進事業の一体的または連携した実施を推進する新・放課後子ども総合プランに携わる放課後児童支援員等およびボランティア等を対象に，児童の健全育成に関する必要な知識習得のための研修会を実施する。	子ども未来部 次世代育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑩	はこだてキッズプラザ	（再掲） P.32	経済部 商業振興課
⑪	はこだてみらい館	（再掲） P.32	経済部 商業振興課
⑫	青少年研修センター	青少年の健全育成と市民の生涯学習活動の促進を図るための宿泊研修施設で，社会性や思いやりの心など，青少年の豊かな人間性をはぐくむ各種体験活動事業を実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課

（３） 子育て相談，情報提供体制の充実

－現状と課題－

◍ 本市では，市内13か所に「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を開設しているほか，児童館等では，全27か所で，子育てアドバイザーをはじめとする子育て支援のボランティアの協力を得るなかで，子育てについての相談，助言，情報の提供などを行っています。

◍ 市民との協働による子育て支援の推進を図るため，市民団体や専門機関などで構成する「函館市子育て支援ネットワーク」により未就学児童とその保護者を対象としたイベントや一般市民向けの講演会等を開催しています。

◍ 妊娠・出産・子育て等に関する相談に，専任相談員がワンストップで対応する子育て世代包括支援センターとして，「マザーズ・サポート・ステーション」を開設しています。

◍ 子育てや虐待など，子どもに関するあらゆる相談窓口として，「子どもなんでも相談１１０番」を開設しています。

◍ 幼稚園では「未就園児施設開放・相談事業」，認定こども園では「子育て支援事業」，保育所では「地域の子育て家庭に対する支援事業」として，園庭開放や育児講座，相談事業等を行っています。

◍ 就学前児童の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは，「同居の家族」「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が圧倒的に多く，次いで「幼稚園・保育園の先生」という状況となっています。

［子どもについての悩みを相談する相手：就学前児童保護者（複数回答）］

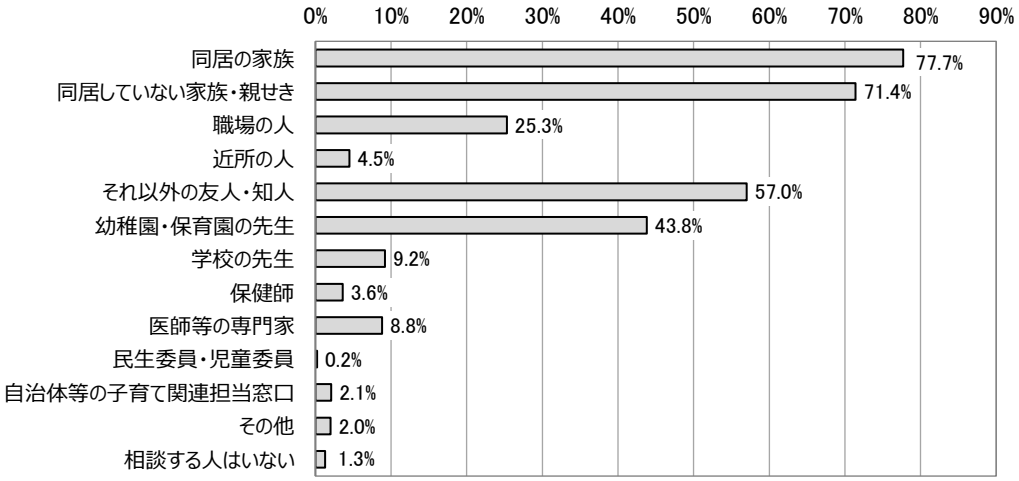

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　様々な相談機関等の有効活用を図るため，既存事業の効果的なＰＲに努めるとともに，身近な地域において，気軽に子育てに関する相談や情報交換，交流などの機会を確保することも必要です。

－施策の方向－

◍　「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により，子育てに関する適切な情報提供に努めるとともに，子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため，子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで，「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」，「児童館における子育て支援事業」および「子育て支援コンシェルジュ事業」等を継続していきます。

◍　未就学児とその保護者等を対象としたイベントや一般市民向けの講演会等を引き続き実施するほか，妊娠・出産，子育て等に関する相談に対応した「マザーズ・サポート・ステーション」やひとり親支援に関する相談に対応した「ひとり親家庭サポート・ステーション」の周知に努めるとともに，支援が必要な家庭への訪問などによる相談についても積極的に進めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	（再掲）　P.31	子ども未来部 子どもサービス課
②	夜間の多世代型子育てサロンの開設	（再掲）　P.31	子ども未来部 子どもサービス課
③	子育て支援隊	（再掲）　P.31	子ども未来部 子どもサービス課
④	まめっこサロン	（再掲）　P.32	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	幼稚園等における未就園児向け施設開放・相談事業	未就園児と保護者を対象に施設を開放し，未就園児を持つ子育て家庭への支援を行うとともに，その機会に，子育てや幼児教育に関する各種の相談に応じて，必要な情報提供等を行う。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑥	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	ひとり親家庭が抱える様々な悩み等に対して，相談内容や家庭状況に応じて，必要な訪問支援や関係機関への付添支援などを行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	子どもなんでも相談１１０番	専任の相談員を配置し，子育て，障がい，病気，家庭内の問題，保育所・幼稚園・学校での問題や虐待など，子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として，「子どもなんでも相談１１０番」を開設している。	子ども未来部 次世代育成課
⑧	子育てネットらんど	子育て支援に関わる市民団体や専門機関など16団体に子ども未来部を加えた17団体により構成される函館市子育て支援ネットワークによる地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントを開催する。	子ども未来部 次世代育成課
⑨	子育て支援ネットワーク研修会	子育て支援ネットワーク参加団体の実務者や子育て家庭等を対象に，子育てに役立つ知識や情報等を得るための講演会等を開催する。	子ども未来部 次世代育成課
⑩	子育てアドバイザー活用推進事業	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
⑪	児童館における子育て支援事業	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
⑫	お父さんのための子育て講座	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
⑬	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（再掲）　P.32	子ども未来部 母子保健課
⑭	マザーズ・サポート・ステーション事業	子育て世代が抱える妊娠，出産，子育て等に関する相談に専任の相談員がワンストップで対応し，必要に応じて関係機関と連携し，切れ目のない支援を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑮	子育て支援コンシェルジュ事業	子育て支援サービス等に係る総合案内窓口として，保護者への情報提供のほか相談対応など，利用者支援等を行う。	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課

施策の方向 1

地域における子育て支援

2 保育サービスの充実

（1） 多様な保育ニーズへの対応

－現状と課題－

◍ 本市の保育所・認定こども園は，平成31年4月1日現在，公立が２園，民間が47園の計49園で，保育を利用する子どもの定員総数は3,704人となっており，それに対する入所児童数は，3,366人と定員を下回っていますが，年度の途中で入所児童数が増加し，定員を上回る施設もあります。

◍ 各保育所・認定こども園の設備状況や職員配置，保育内容については，公立，民間を問わず，児童福祉施設最低基準や保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき，整備や運営が行われています。

◍ 令和元年度において，市内２か所の認定こども園で休日保育を実施しているほか，保育所における「延長保育事業」は，30分延長を24か所，１時間延長を１か所，２時間延長を４か所で実施しており，また「一時預かり事業」を55か所で実施しています。

◍ 就学前児童の保護者が，今後，幼稚園や保育園，認可外施設などに求める利用希望は，認定こども園の保育所機能や幼稚園機能，幼稚園等の恒常的な保育サービスに係るニーズが，他に比べて高く，土曜日と日曜日・祝日の利用希望については，「ほぼ毎週利用したい」と「月に１～２回は利用したい」を合せると，土曜日が52.3%，日曜日・祝日が24.0%となっています。

［今後の利用希望：０歳～４歳の保護者］

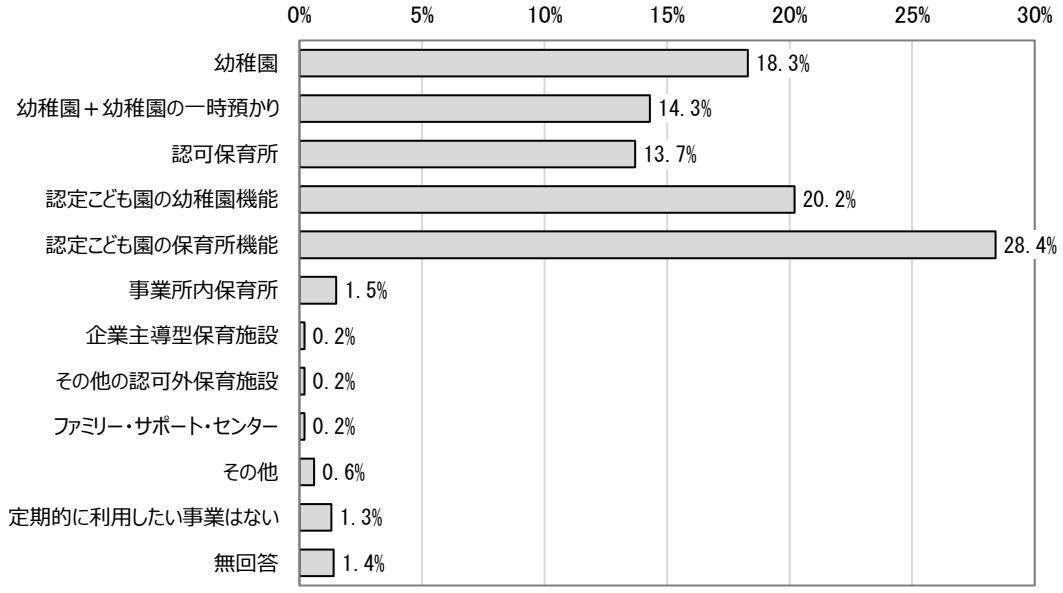

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

［土，日・祝日の定期的な利用希望：就学前児童保護者］

<土曜日>

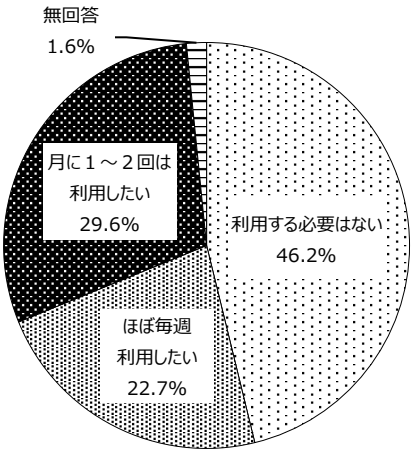

<日曜日・祝日>

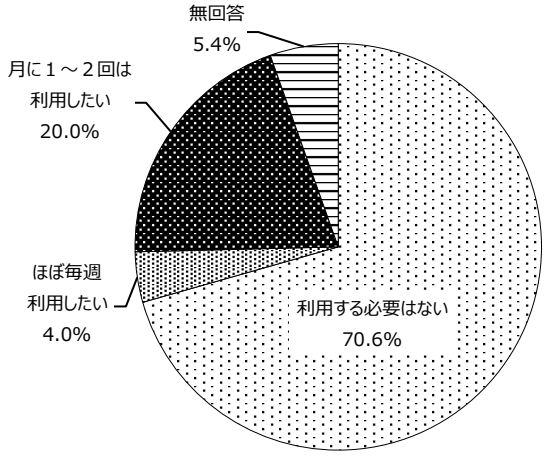

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　就学前児童の保護者が，現在，定期的に利用しているのは，「認定こども園の保育所機能」が26.1%，次に「認定こども園の幼稚園機能」が15.1%，「幼稚園」が14.2%の順となっています。

［幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者（複数回答）］

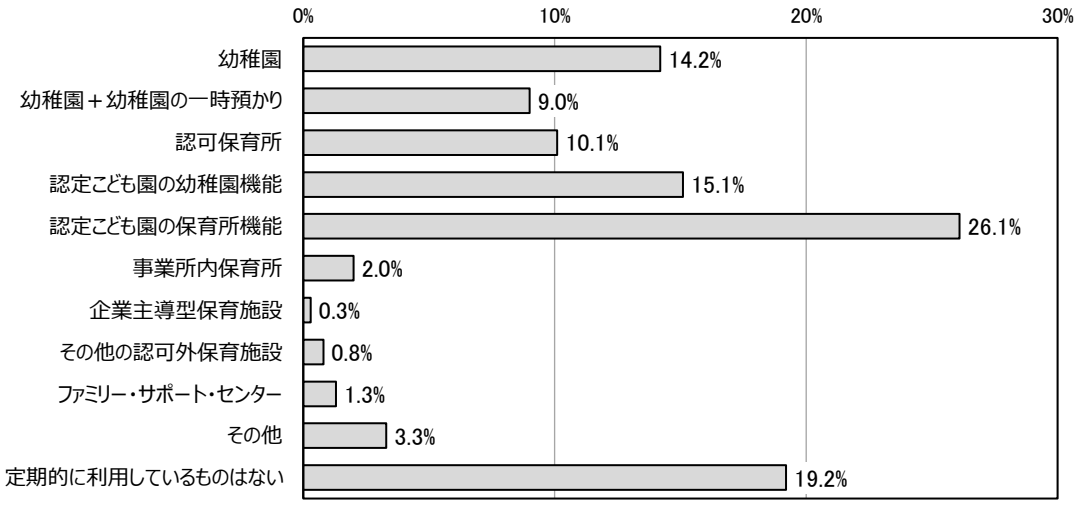

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　女性の就業機会の増加とともに，保護者の就業形態が多様化するなかで，保育サービスの充実を図り，多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めていくことが必要です。

◍　保育サービスの充実にあたっては，子ども・子育て支援新制度による，幼稚園等の活用を図るとともに，延長保育や休日保育等の充実により，多様な保育需要に対応するなど，利用者の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

－施策の方向－

◍　女性の就業機会の増加に伴い，保育所の入所率が上昇傾向にあっても，少子化の進行により，保育所において入所児童数の減少は避けられない状況にあり，将来，各保育所の入所率に格差が生じることが予想されることから，今後においても，公立保育所の民営化や老朽化した施設の整備を進め，定員の適正化はもとより，保育環境の充実を図り，適切な保育サービスの提供に努めます。

◍　保護者の就業形態の多様化等に対応するため，ニーズの動向を的確に把握し，幼稚園や認定こども園等の民間活力の活用を図りながら，休日保育の実施のほか，「延長保育事業」や「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか，認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」を継続します。

◍　夜間・休日の保育ニーズや短時間勤務社員の利用にも対応できる企業主導型保育施設の設置にあたり，公募団体や事業者と連携を図りながら，地域の実情に応じた運営がなされるよう働きかけていきます。

◍　多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため，保育所が，地域に開かれた施設として，地域のニーズに応じて世代間交流や異年齢児交流，育児講座などを行う「保育所地域活動事業」の促進を図ります。

［保育所等の入所状況の推移（各年度４月１日現在）］

区　分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園（幼保連携型）	施設数		2か所	16か所	18か所	19か所	23か所
	入所児童数	2・3号	68人	897人	952人	1,031人	1,110人
		1号	482人	687人	948人	917人	1,231人
	定員		560人	1,812人	2,172人	2,212人	2,887人
	定員充足率		98.2%	87.4%	87.5%	88.1%	81.1%
認定こども園（幼稚園型）	施設数		4か所	7か所	6か所	7か所	6か所
	入所児童数	2・3号	102人	158人	148人	173人	167人
		1号	506人	797人	662人	729人	633人
	定員		745人	1,237人	1,099人	1,180人	868人
	定員充足率		81.6%	77.2%	73.7%	76.4%	92.2%
認定こども園（保育所型）	施設数		1か所	8か所	15か所	19か所	19か所
	入所児童数	2・3号	24人	653人	1,089人	1,279人	1,278人
		1号	17人	84人	160人	175人	185人
	定員		60人	770人	1,361人	1,626人	1,626人
	定員充足率		68.3%	95.7%	91.8%	89.4%	90.0%
認可保育所	施設数		44か所	24か所	17か所	12か所	11か所
	入所児童数		3,230人	1,781人	1,219人	886人	869人
	定員		3,475人	1,770人	1,260人	950人	900人
	定員充足率		92.9%	100.6%	96.7%	93.3%	96.6%
幼稚園	施設数		19か所	14か所	13か所	11か所	8か所
	入所児童数		2,115人	1,331人	1,033人	960人	585人
	定員		2,710人	1,760人	1,510人	1,280人	865人
	定員充足率		78.0%	75.6%	68.4%	75.0%	67.6%
認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）	施設数		8か所	5か所	4か所	5か所	9か所
	入所児童数		66人	51人	42人	53人	87人
	定員		120人	76人	79人	92人	219人
	定員充足率		55.0%	67.1%	53.2%	57.6%	39.7%
事業所内保育施設	施設数		17か所	16か所	16か所	17か所	17か所
	入所児童数		269人	242人	238人	251人	242人

資料：「子ども未来部の概要」

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	幼稚園等における在園児の一時預かり事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子どもサービス課
②	通常保育事業（保育所および認定こども園）	保護者の労働や疾病等の理由により，保育を必要とすることが認められる児童を，保護者に代わって保育を行い，児童の心身の健全な発達を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
③	延長保育事業	保護者の就業形態の多様化等に対応するため，通常の開所時間を超えて30分から２時間まで，保育所等の保育時間を延長する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育所等における障がい児保育	保護者の労働等の理由により，保育所，認定こども園において保育を必要とすることが認められる心身に障がいのある乳幼児を保育する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	地域型保育事業	認可保育所の補完的役割を担う，３歳未満の子どもを対象とした19人以下の小規模保育事業を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	低年齢児保育対策事業（認可外保育施設）	認可保育所の補完的役割を担う認可外保育施設において，委託により低年齢児保育を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑦	保育所地域活動事業	地域において多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため，地域に開かれた社会資源として，保育所が有する専門的な機能を活用し，世代間交流や異年齢児交流，育児講座などを実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	認定こども園への円滑な移行促進	幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園の設置により，地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから，既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行促進を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
⑨	病児保育事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子どもサービス課
⑩	保育所等における一時預かり事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子どもサービス課

（２） 保育サービスの質の向上

－現状と課題－

◍ 保育所等については，養護および教育を一体的に行うという保育の特性に基づき，子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか，子どもの健康および安全の確保，保護者に対する育児の相談，悩みなどへの指導・助言，地域における子育て支援など，地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから，施設において，体系的な研修計画に基づき，施設内研修の実施や，職位・職務内容に応じた専門性の向上を図るための各種研修会への参加など，職員の資質の向上に努めています。

◍　各施設における保育サービスの提供内容については，利用者ニーズに応じた施設を選択できるよう，市の窓口に各施設の保育内容等の情報を備えており，さらに情報誌等でも周知に努めています。

◍　各種研修の充実を図り，施設を選択するための目安となる保育サービスの情報の提供に努めることはもとより，保育参観や公開保育など「開かれた保育」に向けた取組みによる課題や実践知の共有，各施設における保育士等および施設の自己評価・第三者評価の取組みを促進するなど，常に保育の内容や方法を見直し，その改善・向上が図られるようにすることが必要です。

－施策の方向－

◍　今後においても，より一層「保育サービスの情報提供」に努めるほか，「保育の質の向上」のため，保育士研修の充実や保育現場における自己評価等が円滑に実施され，保育所等での養護と教育の充実が図られるよう取組みを促進していきます。

◍　国の定める職員数を超えた職員を配置し，特色ある教育・保育の実践を行う施設に対する「特定教育・保育施設質向上事業」や，保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置し，保育士が保育に専念できる職場環境づくりを行う施設に対する「保育体制強化事業」の実施を継続していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	保育サービスの情報提供	保育サービスの実施状況等に関する情報を市の情報冊子などで提供するとともに，利用者の選択肢を拡げるため，ホームページなどを利用した積極的な情報提供を推進する。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
②	保育の質の向上	各種研修会への参加，保育所内研修の積極的な実施を促進するとともに，研修機会の拡充，各保育所に対する指導監督体制の充実を図る等，保育の質の向上に努める。	子ども未来部 子どもサービス課
③	保育サービスにおける第三者評価事業の普及促進	保育サービスの提供内容などを，公正・中立な第三者機関が評価を行い，その結果が公表されることとなる第三者評価事業の普及促進を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育体制強化事業	清掃業務や遊具の消毒，給食の配膳，寝具の用意等，保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い，保育士の業務負担の軽減を図ることによって，保育士が働きやすい職場環境を整備する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	特定教育・保育施設質向上事業	各施設がより特色のある教育・保育を実践する等，多様な教育・保育サービスを提供するために，国の定める必要な職員数を超えた保育士，幼稚園教諭および保育教諭等の配置に対し支援を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	保育士の処遇改善と人材確保	各施設における保育士を確保するため賃金等の改善を図るとともに，保育所等で勤務していない保育士有資格者に対する情報提供や講義，施設見学などの事業を実施するほか，保育士の仕事の魅力を伝え，イメージの向上を図るためのＰＲ活動を行う。	子ども未来部 子どもサービス課

施策の方向 1

地域における子育て支援

3 子育て支援のネットワークづくり

（1） 子育て支援ネットワークづくりの促進

－現状と課題－

◍ 本市では，これまで，「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の実施により，いろいろな遊びや情報交換等を行いながら，子育て家庭の親子等の交流を図ってきています。

◍ 子育てサロンでは，参加親子等のネットワーク化を図り，互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため，育児サークルの育成にも取り組んでいます。

◍ 親子等のふれあいや交流はもとより，子育てへの父親の参加を促進するため，市内の子育てサロン合同による「ちびっこなかよし運動会」や「ちびっこあそびの広場」を開催しています。

◍ 就学前児童の保護者の地域子育て支援事業等の利用状況は，「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」と「各児童館での子育て支援事業」の利用は合わせて18.1%となっており，また，月平均の利用回数については，「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」4.6回，「各児童館での子育て支援事業」2.3回となっています。子育てサロン等においては，定期的に利用している実態にあることから，引き続き，地域に密着した事業展開を図るとともに，効果的なＰＲが必要です。

［地域子育て支援事業等の利用状況：就学前児童保護者（複数回答）］

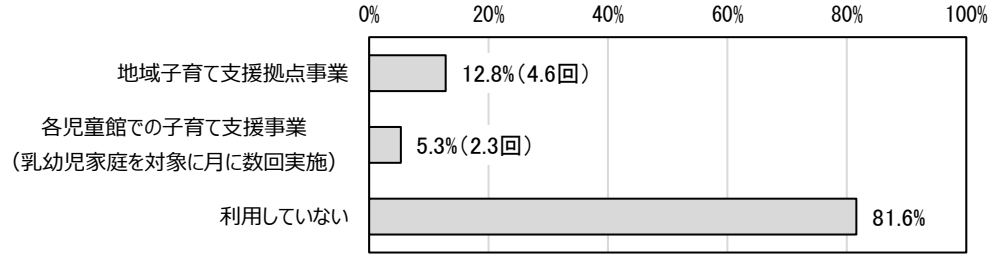

※（ ）内は，月平均利用回数

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ 子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに，子どもたちの健やかな成長はもとより，子育て家庭を地域全体で支えていくため，子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を設立し，地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。

◍ きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し，地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで，ネットワークのより一層の強化が重要となりますが，構成団体が互いに支え合い，連携して活動できるよう支援が必要です。

－施策の方向－

◍　子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより，函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り，市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりとともに，効果的なＰＲにも努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	（再掲）　P.31	子ども未来部 子どもサービス課
②	夜間の多世代型子育てサロンの開設	（再掲）　P.31	子ども未来部 子どもサービス課
③	まめっこサロン	（再掲）　P.32	子ども未来部 子どもサービス課
④	ちびっこなかよし運動会	（再掲）　P.32	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	ちびっこあそびの広場	（再掲）　P.32	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	児童館における子育て支援事業	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
⑦	お父さんのための子育て講座	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
⑧	子育て支援ネットワーク事業	子育て支援に関わる市民団体や専門機関など 16 団体に子ども未来部を加えた 17 団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており，市民と協働して子育て支援を推進するため，地域の子育て力の向上や子育て支援の機運を高めるためのイベント，研修会等を実施する。	子ども未来部 次世代育成課
⑨	はこだてキッズプラザ	（再掲）　P.32	経済部 商業振興課

（2）　子育て支援情報の提供の充実

－現状と課題－

◍　本市では，子育てに関する各種情報を掲載した「すくすく手帳」を作成し，「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により，赤ちゃんが生まれたすべての家庭に配布しているほか，就学前の子どもがいる世帯が転入してきた場合にも，その手続きの際に配布しています。

◍　子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど，ホームページに子ども・子育て情報リンク集「はこすく」を掲載しているとともに，平成29年度からは，子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」でも配信しています。

◍　就学前児童の保護者が，子どもに関する事業やサービスなどの情報を得るための手段としてあげているのは，「よくある」「たまにある」を合せた割合が高いものから，「市政はこだて」40.8%，「すくすく手帳」26.4%，「函館市ホームページ」21.6%，「ひとり親家庭のしおり」20.9%の順となっており，依然として「全く知らない」と回答した割合も高いことから，各媒体の周知を図ることが必要です。

［子どもに関する事業等の情報を得るための手段：就学前児童保護者］

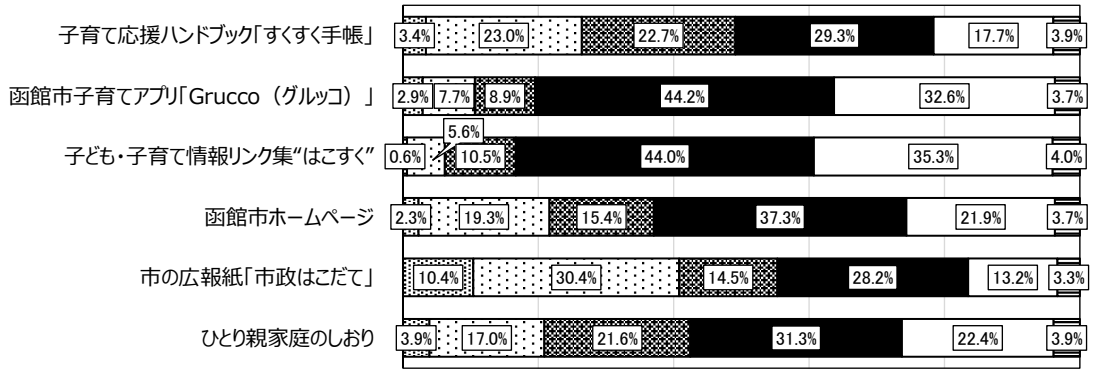

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　また，「平成29年度子どもの生活実態調査」では「学校などからのお便り」から情報を得ると回答した割合が高いことから，各媒体を効果的に活用することが必要です。

－施策の方向－

◍　各種情報誌の充実を図るとともに，インターネットやスマートフォンのアプリでの情報発信や，学校を通じたお便りの配布など，様々な媒体を活用した情報提供の強化・充実に取り組みます。

◍　転入者への発信や里帰り出産時における情報提供など，よりきめ細かく各々のニーズに合わせた情報提供に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」	子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど，子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリにより配信する。	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て情報「はこすく」	結婚・妊娠・出産・育児など子育てに関する情報（子ども・子育てに関する制度や，相談窓口の案内，各種手当等の申請方法のお知らせなど）をまとめたリンク集を市のホームページから発信する。	子ども未来部 子ども企画課
③	「すくすく手帳」の発行	子どもが生まれてから就学するまでの子育てに関する様々な制度や相談・支援の窓口のほか，公共施設や商業施設を含め，市内において，おむつ替えや授乳・調乳のコーナーの設置情報を掲載した情報誌「すくすく手帳」を作成し，すべての出生世帯と就学前児童を持つ転入世帯に配布する。	子ども未来部 次世代育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	子どもの発達段階に応じた子育てワンポイント情報やその時々に話題となっている事柄をコンパクトにまとめ，年に 2 回ホームページに掲載するとともに，フリーペーパーなどにも適宜掲載するなど，より手軽に子育て情報を入手できるよう情報の発信方法を工夫する。	子ども未来部 母子保健課

（3） 地域における子育て意識の啓発推進

－現状と課題－

◍ 少子化や核家族化の進行に伴い，家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し，地域における子育て力や教育力が低下してきている状況にあって，子育て家庭の孤立化や児童虐待が社会問題になるなど，子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

◍ 主任児童委員や児童委員は，それぞれが担当する地域において，子育て世帯における家庭の状況を把握し，子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など，その世帯の状況に応じた支援活動を行っています。

◍ 保護者や地域住民などで構成されたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は，学校運営の基本方針の承認を行うなどの取組みを通じて「地域とともにある学校づくり」を進めています。

◍ 次代を担う子どもたちの健やかな成長は，市民共通の願いでもあることから，子育て支援の充実は，行政，企業，地域を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし，また，子育てへの関心や理解を高め，子育て家庭を支え，さらには，地域ぐるみで見守るためにも，子育て支援に関する機運の醸成はもとより，子育てに関する意識啓発等の取組みの推進が必要です。

◍ 意識の啓発等にあたっては，町会や母親クラブ，育児サークル，子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や，主任児童委員，児童委員のほか，社会福祉協議会や保育所，幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者，高齢者や障がいのある方等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することも必要です。

－施策の方向－

◍ 「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の各種の子育て支援事業については，子育てアドバイザーをはじめ，主任児童委員や児童委員，町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民の協力，世代間交流や地域交流も深めるなかで，地域における子育て意識の啓発に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	主任児童委員，児童委員の活動の促進	児童の健全育成や虐待防止の取組みなど，子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めるため，主任児童委員，児童委員の活動を促進する。	保健福祉部 地域福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て情報「はこすく」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
④	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	（再掲） P.31	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	夜間の多世代型子育てサロンの開設	（再掲） P.31	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	児童館における子育て支援事業	（再掲） P.32	子ども未来部 次世代育成課
⑦	子育て支援ネットワーク事業	（再掲） P.45	子ども未来部 次世代育成課
⑧	「すくすく手帳」の発行	（再掲） P.46	子ども未来部 次世代育成課
⑨	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	（再掲） P.47	子ども未来部 母子保健課
⑩	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	協議会の委員として委嘱・任命された地域住民や保護者，教職員が一定の権限と責任を持って，知恵を出し合い，協働して学校の運営に参画し，子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」の実現に取り組む。	学校教育部 学校再編・地域連携課

施策の方向 1

地域における子育て支援

4 子どもの健全育成

（1） 子どもの居場所づくりの整備推進

－現状と課題－

◍ 子どもの放課後の生活を豊かにし，異年齢児童間での集団的な遊びを通じて，地域における子どもたちの交流を促し，子どもの健全育成を図るため，令和２年度では，「児童館」を23か所，「母と子の家」を１か所設置しています。

◍ 青少年の健全育成の場として，「青少年研修センター」の設置や図書館における「絵本の読み聞かせ」，「公民館」での各種講座，小・中学校のグラウンドや体育館等を市民のスポーツ活動等に開放する「学校開放事業」，さらには，小学校の余裕教室等を活用し，地域住民の協力のもと，遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」や民間事業者の協力を得て，子どもたちが擬似的に就業の体験等をする「はこだてキッズタウン」を開催しているほか，民間施設や地域住民などによるフリースクールや子ども食堂といった居場所も設置されています。

◍ 小学校の児童・中学校の生徒に「平日の放課後はどこですごしますか」と「一番ほっとできる場所はどこですか」と聞いたところ，毎日すごす場所として，自分の家や学校（部活など）が多く，ほっとできる場所は，自分の家が，ともに80%を超える状況となっています。

［平日の放課後はどこですごしますか］

＜小学５年生＞

区　分	そこではとくに過ごさない	週に１～２日	週に３～４日	毎日	無回答
自分の家	10.8%	25.5%	25.5%	36.4%	1.8%
同じ学校の友だちの家	52.1%	36.9%	7.4%	0.5%	3.1%
学校以外の友だちの家	89.5%	5.6%	1.0%	0.0%	3.8%
塾や習い事	52.1%	31.0%	12.1%	2.4%	2.4%
学校(部活など)	72.1%	9.7%	10.4%	4.9%	2.9%
スポーツクラブの活動の場	75.1%	10.8%	8.8%	2.4%	2.8%
公園	44.1%	39.1%	13.5%	1.3%	2.1%
図書館や児童館，公共施設	79.0%	13.7%	3.3%	1.7%	2.3%
商店街やショッピングセンター	85.0%	11.4%	1.4%	0.0%	2.2%
ファストフード店やカフェ	95.9%	1.5%	0.4%	0.0%	2.2%
ゲームセンターなど	94.9%	2.8%	0.4%	0.1%	1.8%
その他	0.5%	2.3%	3.1%	4.9%	89.2%

＜中学２年生＞

区　分	そこではとくに過ごさない	週に１～２日	週に３～４日	毎日	無回答
自分の家	14.0%	30.4%	14.5%	35.6%	5.6%
同じ学校の友だちの家	77.0%	14.5%	1.1%	0.6%	6.8%
学校以外の友だちの家	89.3%	3.3%	0.6%	0.1%	6.6%
塾や習い事	58.6%	25.9%	8.4%	1.0%	6.1%
学校(部活など)	19.7%	8.3%	24.5%	41.8%	5.7%
スポーツクラブの活動の場	79.8%	5.1%	5.0%	3.8%	6.3%
公園	82.7%	9.4%	1.5%	0.1%	6.3%
図書館や児童館，公共施設	87.9%	4.7%	0.6%	0.4%	6.4%
商店街やショッピングセンター	76.6%	15.2%	1.7%	0.4%	6.1%
ファストフード店やカフェ	86.9%	5.9%	1.0%	0.1%	6.1%
ゲームセンターなど	91.6%	1.9%	0.4%	0.1%	6.1%
その他	0.2%	1.0%	0.2%	0.1%	98.4%

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

［一番ほっとできる場所はどこですか］

＜小学５年生＞

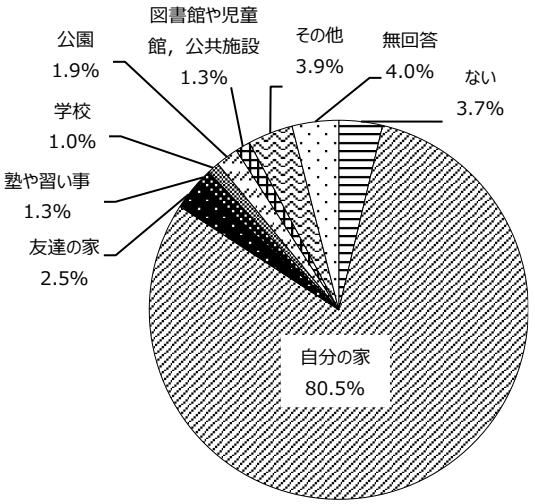

＜中学２年生＞

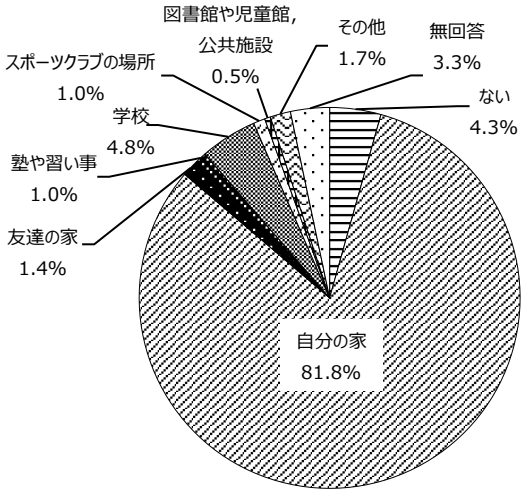

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

－施策の方向－

◍　児童館や放課後児童クラブ（学童保育所）など多様な児童の居場所づくりの確保に引き続き努めるとともに，子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていく各種事業を進めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	中学生学習支援等事業	生活困窮世帯の中学生を対象に高校受験のための進学支援や学校の勉強の復習，学び直しのための学習支援等を実施するほか，子どもが安心して通える居場所の提供等を行う。	保健福祉部 生活支援第１課
②	函館市子ども条例の推進	（再掲）　P.31	子ども未来部 子ども企画課
③	児童館等の充実	児童に集団的・個別的な遊びの指導や生活の援助を行い，スポーツ教室や文化事業などの各種事業を実施する中で，異年齢や異世代の交流を推進し，児童に体験の場を提供する。 また，子育てアドバイザー等，地域のボランティアとともに，未就学児童とその保護者を対象とした子育て支援事業を実施する。 さらに，地域住民との連携による地域の児童の見守り等を行い，児童に関する様々な問題の未然防止と早期発見に努める。 なお，平成27年度から，一部の児童館に指定管理者制度を導入し，平成30年度の検証の結果，今後においても指定管理者の管理・運営を継続・拡充していく。	子ども未来部 次世代育成課
④	児童館等の適正配置の検討	児童館等は，令和２年度で24か所設置していますが，施設の老朽化や児童数の減少などにより利用者数は減少傾向にあり，その一方で，少子化に伴い，小学校区の再編が進められていることから，児童館等の適正な配置について検討するとともに，「児童館の老朽化への対応について」の基本的な考え方に基づき，他の公共施設への移転や統廃合についても検討する。	子ども未来部 次世代育成課
⑤	子どものための就業体験事業「はこだてキッズタウン」の開催	市内に在住または通学する小学校３・４年生を対象に，様々な企業や団体等との協働のもと，子どもたちが擬似的に就労や消費活動等を体験する。	子ども未来部 次世代育成課
⑥	根崎生活館	児童・生徒育成事業として，書写教室や絵画教室，習字教室を実施しているほか，小・中学校の夏休みや冬休み期間には，工作や折り紙，卓球教室などの特別教室も実施する。	子ども未来部 次世代育成課
⑦	放課後の子どもの居場所づくりの総合的な検討	（再掲）　P.35	子ども未来部 次世代育成課
⑧	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	（再掲）　P.35	子ども未来部 次世代育成課
⑨	放課後子ども教室推進事業	（再掲）　P.35	子ども未来部 次世代育成課
⑩	新・放課後子ども総合プラン指導員研修会	（再掲）　P.35	子ども未来部 次世代育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑪	函館コミュニティプラザ（Gスクエア）	函館本町地区優良建築物等整備事業（シエスタハコダテ）において，多目的ホールやフリースペースなどを備え，市民，特に若者が気軽に来場し，広く交流できる場所とする。	経済部 商業振興課
⑫	公園の長寿命化対策	都市公園の遊具等施設については，老朽化に対する安全性の確保，また，公園施設のライフサイクルコスト縮減の観点から，遊具等施設の改築・更新に努める。	土木部 公園河川整備課
⑬	青少年研修センター	（再掲）　P.36	生涯学習部 生涯学習文化課
⑭	公民館	小学生対象の公民館講座として，陶芸教室や絵画教室，絵てがみ教室などを実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
⑮	ウィークエンド・サークル活動推進事業	休日に，障がいのある児童・生徒に対して，学生ボランティアと一緒に活動できる体験の場と機会を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課
⑯	学校開放事業（文化開放）	市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で文化活動，社会教育活動を行うグループ・サークルの学習や活動の場所として，特別教室等を開放する。	生涯学習部 生涯学習文化課
⑰	絵本の読み聞かせ	子どもの時期から本に親しみ，本と接する機会の提供等を目的に，ボランティアによる紙芝居や絵本を使った読み聞かせの実演をする。	生涯学習部 生涯学習文化課
⑱	学校開放事業（校庭開放，遊泳開放）	市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲でスポーツ活動等に開放し，校庭開放として小学校児童や保護者の付き添いのある幼児を対象に体育館とグラウンドを開放しているほか，遊泳開放として成人の引率者がいることを条件に児童・生徒の団体を対象に遊泳のためにプールを開放する。	生涯学習部 スポーツ振興課
⑲	函館アリーナ	子どもを対象とした各種の学習型事業やスポーツ教室のほか，プロスポーツ選手によるクリニックなどを実施する。	生涯学習部 スポーツ振興課

（２） 少年非行，いじめ・不登校等に対する支援の推進

－現状と課題－

◍ 青少年の健全育成を図るため，カラオケボックスやゲームセンター等で子どもたちへの声かけなどの注意・指導を行う「街頭補導活動」を行っているとともに，社会環境浄化のため，書店やDVD・ビデオレンタル店，コンビニエンスストア等での有害図書等の取扱いや陳列方法，インターネットカフェやカラオケボックスへの深夜入場制限，携帯電話販売業者にフィルタリングサービスの提供の徹底などについての立入調査を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。

◍ 不登校の児童・生徒に対しては，個別または小集団での相談や指導を行う「適応指導教室の開設」により学校生活への意欲を高めているほか，フリースクール等情報交換会の開催により，フリースクールなどとの連携や，児童・生徒のいじめの問題や不登校等への具体的な対応策を見い出すため，啓発用リーフレットを作成・配布するとともに，講演会や地域集会の開催や子どもの悩み相談電話の開設などを行う「いじめ不登校等対策推進事業」を実施しています。

また，国においてもスクールロイヤーの配置について検討するなど，その動向を注視しています。

◍ 子どもに関するあらゆる相談窓口として，「子どもなんでも相談１１０番」を開設しており，平成29年度から子ども自らが相談しやすいよう，子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを設置しています。

［子どもなんでも相談１１０番実施状況］

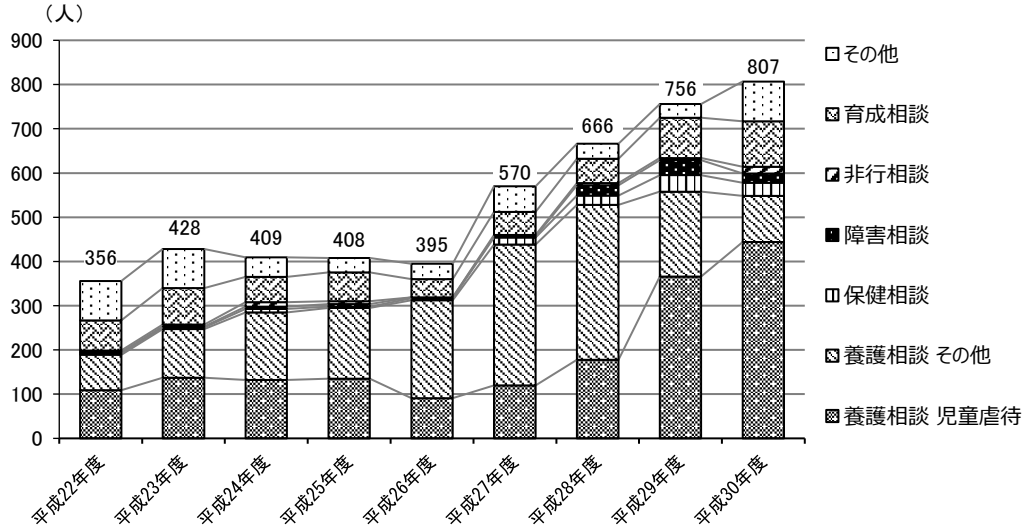

資料：子ども未来部調製

◍ 小学校児童・中学校生徒が「困っていることや悩みごと」「楽しいことや悲しいこと」を誰にどれくらい話すかについて聞いたところ，「よく話す」の割合が高いものは，親や学校の友人で，その一方で，親や学校の友人に「ぜんぜん話さない」と回答した子どももいることがわかります。

［悩んでいることなどをどれくらい話しますか］

≪小学５年生「話す」≫

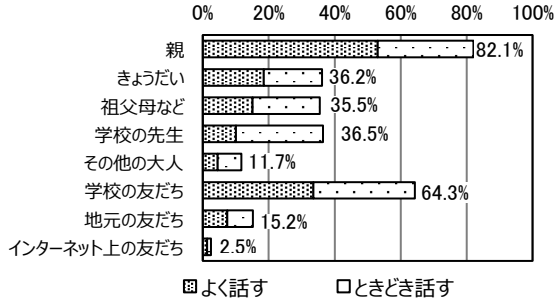

≪小学５年生「話さない」≫

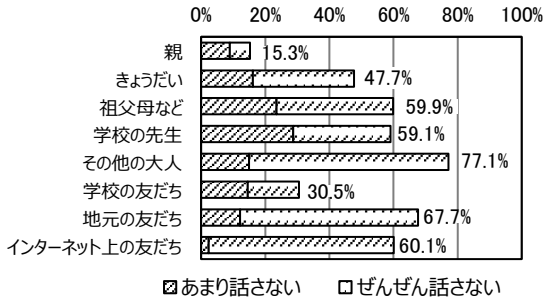

≪中学２年生「話す」≫

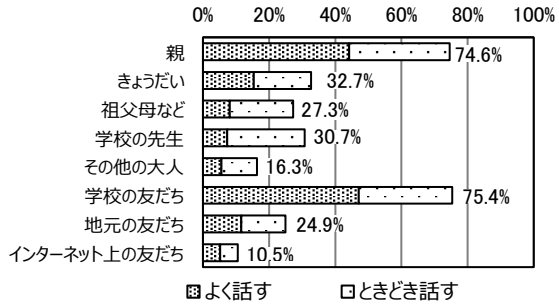

≪中学２年生「話さない」≫

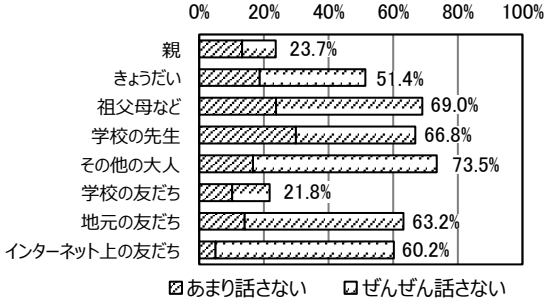

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

◍　子どもが家庭や学校，地域において孤立しないよう，身近な相談窓口の充実や，家庭と学校，地域が一体となって子どもを見守り，支えていけるような，地域ぐるみの支援が必要です。

◍　喫煙や飲酒，不健全性行為等の非行問題については，家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに，いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直りへの支援，さらには，保護者の子育て支援はもとより，引きこもりや不登校への対応については，学校や児童相談所，警察，保護司等の連携体制を強化し，地域社会全体で対処することが必要です。

◍　自分専用のスマートフォン等を所有している子どもが多く，平成30年度には小・中学生の主体的な議論により「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を行っております。

－施策の方向－

◍　各種事業の充実を図るとともに，家庭や学校，地域による連携も含めた子どもの見守りを強化することにより，非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市子ども条例の推進	（再掲）　P.31	子ども未来部 子ども企画課
②	子どもなんでも相談１１０番	（再掲）　P.38	子ども未来部 次世代育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	青少年補導センター	函館市補導センターの育成補導員および少年補導委員（市内小・中・高等学校等の教員に委嘱）により，大型店舗やカラオケボックス，ゲームセンター等で街頭補導活動を実施する。	子ども未来部 次世代育成課
④	有害図書等販売状況一斉立入調査	青少年を取り巻く環境の浄化活動として，有害図書等の取扱い，陳列方法や，青少年の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について，書店やＤＶＤ・ビデオレンタル店，コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い，店主等への説明や指導，協力要請を行う。	子ども未来部 次世代育成課
⑤	いじめ不登校等対策推進事業	児童・生徒のいじめの問題や不登校等について，その対応に係わる協議等を行い，啓発用リーフレットの作成・配布や「はこだて子どもホットライン（子どもの悩み相談電話）」（南北海道教育センター）の開設，講演会や地域集会の開催（年１回）などに取り組む。	学校教育部 教育指導課
⑥	こころの相談員配置事業	子どもの悩み相談電話の対応および学校等の要請等に応じて学校を巡回し，児童・生徒および保護者等へのカウンセリングや学校および教育委員会への助言を行う相談員を配置し，教育委員会や学校等と連携し，いじめや不登校等の未然防止および早期解決に努める。	学校教育部 学校教育課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑦	適応指導教室の開設	集団生活への不適応，学業に対する不安などによって，登校できない状況にある児童・生徒を対象に，家庭訪問のほか，「やすらぎ学級」（南北海道教育センター）における個別や小集団での指導や相談を行う。	南北海道 教育センター

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における子育て支援

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 P.57
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 P.62
3 「食育」の推進 P.66
4 周産期・小児医療等の充実 P.69

施策の方向 3

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4

子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5

仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6

児童虐待防止対策

施策の方向 7

障がいのある子どもの支援

施策の方向 8

ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9

子どもの貧困対策

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

（1） 健康診査，保健相談・指導の充実

－現状と課題－

◍ 本市では，妊娠・出産・子育て等に関する相談に，専任相談員がワンストップで対応する子育て世代包括支援センターとして，「マザーズ・サポート・ステーション」を開設し，妊娠届出時に全妊婦を対象に面接・電話・訪問等により相談支援を実施しているほか，必要に応じて地区担当保健師や関係機関と連携し，継続的に支援する体制を取っています。

◍ 現在，マザーズ・サポート・ステーションにおいて，約９割の妊婦と面談による相談支援を実施することができていますが，「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果によれば，相談先として知らない市民もいることから，さらなる周知を図り，相談支援の充実を図る必要があります。

◍ 多胎や若年妊婦，妊娠21週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦に対しては，マザーズ・サポート・ステーションや医療機関との連携によりできるだけ早期に把握し，個別に保健指導等を行い，支援につなげています。

◍ 産後２週間および１か月の産婦を対象に健診費用を助成する「産婦健康診査事業」で把握した産後うつ病質問票の高得点者や出産後に妊娠届出した産婦，未熟児・先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても，医療機関からの連絡等により早期に把握し，保健師等が家庭訪問等により必要な支援を行っています。

◍ また，産後の体調や育児に不安がある産婦およびその子を対象に，産科医療機関に一定期間宿泊させ，心身のケアや子育て等についての指導を行う「宿泊型産後ケア」を実施し，安心して子育てができる支援体制を確保しています。

◍ 乳幼児を対象とした健康診査（健診）は，生後４か月，10か月，１歳６か月，３歳の時点で実施しており，徐々に受診率は向上していますが，さらなる受診率の向上に向け，啓発に努めています。特に，養育支援が必要な状況を早期に把握するため，未受診児に対しては，文書や訪問等による状況確認や受診勧奨を強化しています。

◍ 乳幼児健診の二次スクリーニング健診として，「経過観察健診（理学療法士による訓練を含む）」や「小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）」を実施しているほか，精密健診を医療機関に委託して実施するなど，様々な場面で，保健相談・指導を行い，子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

◍　「定期予防接種」については，乳幼児期に接種すべき種類が増え，接種スケジュールも過密・複雑になってきています。接種率は向上していますが，流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから，接種対象者への個別通知や再勧奨通知，広報の充実などにより，積極的な接種勧奨に努めていく必要があります。

◍　むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため，乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や，フッ素塗布を実施しているほか，養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため，「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

－施策の方向－

◍　母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は，母子の心身の異常の発生を予防し，または減少させ，安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の提出が重要であることから，妊娠11週以内の届出をさらに向上させるとともに，継続的な支援を図るうえでも「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組みます。

◍　特にハイリスク妊婦に対しては，マザーズ・サポート・ステーションにおける面接や医療機関との連携等により妊娠初期から状況を把握し，早期に訪問等による保健指導等の支援を開始するなど，強化・充実に努めます。

◍　妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため，引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実を図るほか，未受診児については，関係機関との連携や家庭訪問等を実施し，子どもの状況確認や受診勧奨を行い，受診率の向上はもとより，必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組みます。

◍　定期予防接種についても，子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように，広報・啓発活動を一層強化し，接種率向上に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	妊産婦歯科健康診査	妊娠中から産後は，つわりや授乳による食習慣や歯みがき習慣の変化等により，歯肉炎等の歯科疾患を発症しやすくなるため，妊娠中から口腔の状態をチェックすることにより，異常の早期発見，早期治療や，生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上につながることから，啓発に努める。	保健福祉部 健康増進課
②	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時，初回から妊娠39週前後までの妊婦健康診査について，望ましい回数とされる14回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し，健診費用の一部を助成することにより妊婦の経済的負担を軽減しており，今後も妊婦の健康管理を図るため，健診受診率の向上に努める。	子ども未来部 母子保健課
③	妊産婦保健指導	妊娠11週以内の早期の妊娠届出率の向上を図るほか，妊産婦訪問や電話相談への対応など，保健指導を充実・強化するとともに，母子支援連絡システム事業を活用した医療機関との連携により，ハイリスク妊産婦への支援を強化する。	子ども未来部 母子保健課
④	乳幼児健康診査	子どもの疾病や障がいを早期に発見し，早期治療や早期療育につなげるとともに，育児に関する様々な相談に応じ，子どもの健全育成が図られるよう，４か月，10か月，1歳６か月，３歳児の健康診査を継続し，受診率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	乳幼児健康診査二次スクリーニング	乳幼児健診において，発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象とした経過観察健診（訓練含む）と，肥満予防対策が必要と認められた子どもを対象とした小児肥満フォロー児健診を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳幼児精密健康診査	乳幼児健診において，より精密な検査が必要と認められた子どもを対象に，医療機関で精密健診を実施し，その結果に応じて保健師による適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳幼児保健指導	保護者の様々な育児不安等に適切に対応し，その解消に努めることで子どもの健全育成や児童虐待予防が図られるよう，乳幼児健診での保健指導，未熟児や多胎児，障がいのある子ども等への訪問等による相談支援のほか，乳幼児健診未受診者への受診勧奨や状況確認，医療機関からの母子支援連絡票による養育支援が必要な母子の早期把握および適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑧	定期予防接種	感染症を予防するために，主に乳幼児に接種する，ＢＣＧ，四種混合（ジフテリア，百日せき，破傷風，ポリオ），麻しん，風しん，水痘，ヒブ，小児用肺炎球菌等の各ワクチンをはじめ，主に小学６年生を対象に接種する二種混合ワクチン（ジフテリア，破傷風）第２期や，主に中学１年女子を対象に接種する子宮頸がん予防ワクチンを実施してきた。また，平成28年4月から日本脳炎ワクチンが北海道においても定期予防接種となったほか，同年10月からはB型肝炎ワクチンも定期予防接種となり，接種スケジュールが複雑で過密になっていることから，接種の誤りを防ぎ，適切な時期に接種することができるよう，個別通知や広報等により，積極的な勧奨に努め，接種率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑨	乳幼児歯科健診・相談	10か月児健診時に歯科相談，1歳6か月児健診，3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を実施しているほか，１歳から就学前の幼児を対象にフッ素塗布を行っており，歯科保健についての正しい知識の普及・啓発により受診率等の向上に努めるとともに，むし歯有病者率の減少を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑩	周産期母子医療センター（道事業）との連携	分娩に伴う妊産婦や乳児の死亡を減少させるため，状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っており（道事業），また，退院後の母子支援のため，同センターとの定期連絡会等を実施するなど，今後も同センターとの連携を強化する。	子ども未来部 母子保健課
⑪	産後ケア事業	出産後，家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず，心身の不調や育児不安等がある産婦とその子どもを対象に，産科医療機関において一定期間，助産師等が母体と乳児のケアを行い，産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。また，ハイリスク産婦およびハイリスク乳児等を持つ母親を対象に，保健師が家庭訪問し，産後うつ病等の心の健康状態を早期に把握し，適切な支援を行い，母親の育児不安の解消を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑫	産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため，産後の初期段階における母子に対する支援の強化として，産後２週間前後と産後１か月前後の産婦に対し健診費用の助成を行う。健診の結果，支援が必要と判断された産婦に対し，宿泊型産後ケア事業や訪問指導等の支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑬	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（再掲）　P.32	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑭	マザーズ・サポート・ステーション事業	（再掲） P.38	子ども未来部 母子保健課

（２） 母子保健の情報提供の充実

－現状と課題－

◍ 本市では，子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し，母子保健に関する情報を広く提供しているほか，初妊婦とその配偶者，家族を対象に両親学級を開催し，妊娠中の健康管理や出産，育児に関する知識の普及に取り組んでいます。

◍ 少子化や核家族化などにより，地域社会のなかで，子育ての知識や技術の継承が難しくなっていることや，育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ，それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう，情報提供の方法や掲載内容の充実に努めていく必要があります。

◍ 乳幼児健診や両親学級，こんにちは赤ちゃん訪問などの機会を通じ，乳幼児期に起こりやすい事故の予防に向けた周知・啓発を行っています。

－施策の方向－

◍ 父親の育児への参加を促し，周囲の家族も母親の産後の心身の状態を十分理解し，育児を支える環境づくりが整えられるよう，両親学級の継続と内容の充実を図っていきます。

◍ 健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け，保健・福祉等の関係機関と連携しながら，従来の広報手段に加え，スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」やフリーペーパー等，多様なコンテンツを活用した情報提供に努めていきます。

◍ 引き続き様々な機会を通じて，乳幼児等の不慮の事故を防止するための周知・啓発に取り組んでいきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	妊産婦および乳幼児の喫煙･受動喫煙防止普及･啓発事業	母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会を通じて，妊娠中および出産後の喫煙や，乳幼児の受動喫煙の害について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て情報「はこすく」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
④	「すくすく手帳」の発行	（再掲） P.46	子ども未来部 次世代育成課
⑤	事故防止周知啓発事業	乳幼児健診，両親学級，こんにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて，誤飲，転落，転倒，やけど等の子どもの事故予防に向けた周知・啓発を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	両親学級	初妊婦とその夫・家族に対して，妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・啓発のため，体験学習および講義を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（再掲） P.32	子ども未来部 母子保健課
⑧	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	（再掲） P.47	子ども未来部 母子保健課
⑨	えほんふれあい事業	絵本の読み聞かせを通じて，保護者と子どものふれあいを深め，安定した関係をつくることを目的として，10か月児健診時に読み聞かせグループによる読み聞かせを実演し，推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

（1） 思春期保健に関する知識の普及促進

－現状と課題－

◍ 本市では，市内の児童・生徒を対象に「思春期教室」を開催しており，特に中学生については，「函館・性と薬物を考える会」の協力により，各学校に医師や助産師等の講師を派遣し，正しい性の知識の習得と適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。

◍ また，各学校に思春期教材等を貸し出し，性に関する授業の実施の一助としています。

－施策の方向－

◍ 思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため，保護者や思春期にある子どもたちに係わる医療，保健，福祉，教育関係者等を対象に，講演会を開催します。

◍ 子どもたちに対しては，生命の尊さを実感させるとともに性に関して，男女の関係や相互理解の必要性，さらには身体についての正確な情報を得て，自分で判断し，自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう，学校と連携した健康教育を行っていきます。

◍ 学校においても，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを進めており，子どもや保護者が安心して相談できるよう，相談体制の充実を図っていきます。

◍ 保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し，思春期の心と体の健康づくりを支援する体制の整備を進めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	特定感染症検査等事業	エイズやＨＩＶ感染の早期発見とまん延防止のため，ＨＩＶ抗体検査を今後も継続実施するとともに，より受けやすい検査・相談体制の整備を図る。	保健所 保健予防課
②	エイズ対策促進事業	青少年層や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し，エイズ等の性感染症に係る正しい知識の普及・啓発および予防教育行う。	保健所 保健予防課
③	思春期保健講演会	思春期の子どもを持つ保護者をはじめ，関係機関職員や思春期保健に関心のある一般市民等を対象に，思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法についての適切な知識の普及を図るため講演会を開催する。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	思春期教室	思春期の子どもたちが，生命の尊さを認識し，人間尊重，男女平等の精神に基づいた異性観を持ち，適切な行動をとることができるよう，出前健康教育を実施するほか，思春期教材の貸出しや情報提供などを行う。 「函館・性と薬物を考える会」の協力のもと，教育委員会や学校等との連携を一層強化し，思春期教室の拡充に努める。	子ども未来部 母子保健課
⑤	思春期保健相談	思春期における身体的，精神的問題や性に関する不安や悩み等について，個々のケースに応じた相談を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	思春期保健連絡会	思春期の子どもの心と身体の健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し，思春期保健事業の効果的な推進を図るため，関係機関・団体と情報交換や意見交換を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑦	スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校，暴力行為，児童虐待等様々な問題に対して，学校と連携を図りながら，課題・状況を把握するとともにその解決を図る。また，個別のケースに応じて関係機関との連携により，児童生徒の問題解決を図る。	南北海道 教育センター

（２） 喫煙，飲酒，薬物に関する教育の推進

－現状と課題－

◍ 未成年者の喫煙・飲酒は，成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに，成人後の喫煙，飲酒の習慣に結びつきやすく，特に，喫煙は，違法薬物使用の入り口となるおそれがあるため，喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから，小学生を中心に講座を開催しています。

－施策の方向－

◍ 喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め，子どもの心と体の健康づくりを進めるとともに，薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	未成年者飲酒防止対策事業	小学校を対象に，未成年者飲酒防止講座を実施し，未成年者の飲酒が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
②	未成年者喫煙防止対策事業	小学生を中心に，小・中学生および高校生を対象とした未成年者喫煙防止講座を実施し，未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
③	薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）	北海道と連携し，薬物乱用防止指導員による青少年を対象とした「ヤング街頭キャンペーン」での街頭啓発をはじめ，中学校・高校等での啓発活動を行い，若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図る。	保健所 地域保健課
④	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	（再掲）　P.60	保健福祉部 健康増進課

（3） 心のケアと相談体制の充実

－現状と課題－

◍ 本市における平成25年からの５年間の自殺者の状況は，総数が減少傾向となっているなか，十代の自殺者数は合計４人となっております。

［自殺者数の推移］

区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者総数	56	75	58	45	47
うち10～14歳	0	0	0	0	0
うち15～19歳	0	1	2	1	0
計	0	1	2	1	0

資料：市立函館保健所

◍ 十代の自殺死亡者根絶のため，幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか，児童生徒の心のケアのため，学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め，子どもや保護者が安心して相談できるよう，相談体制の充実が必要です。

◍ 次代を担う子どもたちには，心の健康の保持・増進や良好な人格形成，生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけさせるための支援，さらには命の大切さを実感させる取組みが必要です。

◍ 教職員や雇用者をはじめとする市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう，自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

◍ 令和元年度から10年間の「函館市自殺対策行動計画」を策定し，自殺対策の取組みを推進しています。

－施策の方向－

◍ 学校の教育活動を通じて，児童生徒が自分の命はもとより，他の人の命の尊さに気づくことができるよう，命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。

◍ 教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては，研修の実施などを通して，心の健康や自殺対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに，自殺の危険性の高い児童生徒等に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などを図り，早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組みます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	自殺対策事業	自殺の現状や自殺対策に関する情報の交換および共有を図り総合的に自殺対策を推進するため，保健・医療・福祉関係機関，教育関係機関，警察関係機関等で構成される函館市自殺対策連絡会議，実務者会議を定期的に開催するほか，自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発および人材養成等を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	子どもなんでも相談１１０番	（再掲）　P.38	子ども未来部 次世代育成課
③	いじめ不登校等対策推進事業	（再掲）　P.55	学校教育部 教育指導課
④	こころの相談員配置事業	（再掲）　P.55	学校教育部 学校教育課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑤	適応指導教室の開設	（再掲）　P.55	南北海道 教育センター
⑥	スクールソーシャルワーカー配置事業	（再掲）　P.63	南北海道 教育センター
⑦	南北海道教育センターにおける教育相談	幼児，児童・生徒の教育上の諸問題の解決を図るため，本人，保護者，学校教育関係者の申し出により，適応，進路および適性に関する相談を実施する。	南北海道 教育センター

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

3 「食育」の推進

（1） 食に関する学習機会，情報提供の充実

－現状と課題－

◍ 「食」は，生きていくために欠くことのできないもので，子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育み，いきいきと暮らしていくことができるようになるための基本であり，本市では，学校における食育の推進のほか，離乳食教室や啓発事業などに取り組んでいます。

◍ 望ましい食習慣の定着のためには，子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け，食の知識や食を選択する力を習得するための様々な取組みを実践することが必要です。

◍ 朝食を毎日食べる子どもの割合は，小学生で90.3%，中学生で84.9%となっています。

［子どもの朝食のとり方：小学生保護者，中学生保護者］

区　分	毎日食べる	週５～６回食べる	週３～４回食べる	週１～２回食べる	ほとんど食べない	無回答
小学生保護者	90.3%	3.3%	2.9%	1.1%	1.8%	0.6%
中学生保護者	84.9%	5.3%	2.7%	2.5%	3.8%	0.9%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ また，小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」，「食欲がないから」となっており，基本的な生活リズムが実践できていないことが，その要因と思われます。

［小・中学生の朝食欠食の理由について］

区　　分	小５男子	小５女子	中２男子	中２女子
食欲がないから	39.4%	43.4%	39.0%	42.6%
時間がないから	41.2%	38.6%	42.0%	41.6%
いつもたべないから	4.1%	2.4%	8.7%	7.2%
太りたくないから	5.3%	6.0%	2.6%	2.9%
その他	10.0%	9.6%	7.7%	5.7%

資料：函館市栄養教育研究会「平成29年度食生活に関する調査報告書」

◍ さらに，小・中学生の保護者に「１日１回は家族と一緒に食事をしていますか」とお聞きしたところ，小学生では，平成25年度の回答に比べ，一緒に食事をとる割合は増えていますが，中学生では，大きく減り，平成20年度の割合よりも下回っています。

［家族との食事について，「毎日一緒」または「週５～６回一緒」と回答した割合］

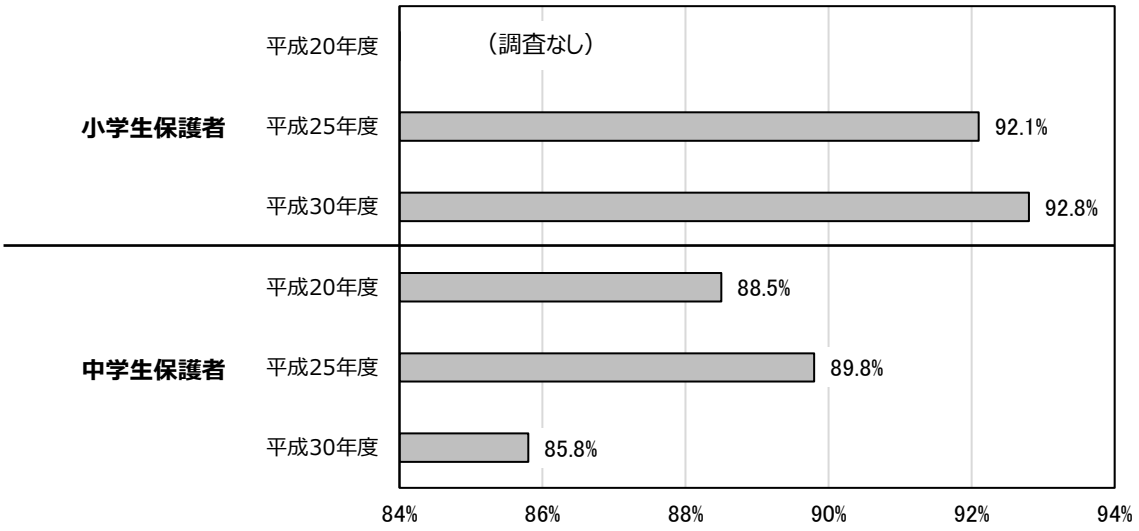

資料：「平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査」，「平成25･30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　朝食は，脳の唯一のエネルギー源であるブドウ糖を供給し，脳と身体を目覚めさせ，全身のウォーミングアップになる大切な食事です。様々なことを学び，成長していく子どもに欠かせない朝食を欠食することにより，午前中のエネルギーの供給が不十分となり，集中力がなくなったり，精神的に不安定になったりします。ライフスタイルの多様化などにより，家族全員が揃って食事をとることが難しい現状となっていますが，家族で食卓を囲むことで，子どもの精神面の安定が得られ，食事のマナーをはじめ社会的態度を体得することにつながるため，食事の重要性について周知・啓発を図っていく必要があります。

－施策の方向－

◍　市民一人ひとりが食育に理解を深め，食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「はこだてげんきな子食育プラン」に基づき，関係機関・団体との連携を図りながら，食育を推進します。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	“はこだてげんきな子”食育教室（離乳食教室）	生後４～５か月の第一子を持つ親を対象とし，初めての離乳食づくりに不安を感じないようにするとともに，離乳食づくりから「食」の大切さを知ることを目的として実施する。	保健福祉部 健康増進課
②	“はこだてげんきな子”食育啓発事業	小学校新１年生を対象に，はこだてげんきな子食育プラン概要版を配布し，食育推進の具体的な目標である「はこだてげんきなこ」を周知することで，子どもたちの食育を実践する最も大切な家庭において，「早寝，早起き，朝ごはん」等の食育の推進を図る。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	食育だよりの発行	乳幼児を持つ保護者を対象に，食事が心身の発達に与える影響など，食事の重要性について周知・啓発を図るため，食育だよりを毎月作成し，保育所等に配布する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	学校における食育の推進	幼児，児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育の取組みについて，各学校教職員に対する指導・助言を行うとともに，栄養教育研究会と連携し，食育の取組みについての普及・啓発を行う。	学校教育部 教育指導課

施策の方向 2

母子の健康確保と増進

4 周産期・小児医療等の充実

（1） 周産期・小児医療の確保・充実

－現状と課題－

◍ 道南圏域では，本市に小児救急を行う医師，医療機関が集中しています。

◍ 小児救急医療に関しては，初期から三次までの体制が整備されており，新生児，未熟児医療に関しては，総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか，未熟児の養育のために，入院に要する費用の一部を給付しています。

◍ 近年，休日・夜間において比較的軽症の患者が，本来，重症患者に対応する二次救急医療機関を受診するケースが多く，勤務医の負担が増加しているほか，小児医療を行う医師・医療機関が減少傾向にあることから，救急医療体制を含めた小児医療の確保が難しい状況となっています。

◍ 子どもの疾病は，短期間で重症化することがあり，後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは，子どもの将来にとって重要です。そのため，新生児，未熟児医療，小児救急医療をはじめとする小児医療の確保のほか，休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

－施策の方向－

◍ 休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	小児救急電話相談事業（道事業）の普及・啓発	夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に，専任の看護師や医師が保護者等からの電話相談に対し，助言を行う「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図る。	保健所 地域保健課
②	小児救急に関する情報提供	子どもによくある症状に対する応急処置のポイントや，時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良い時のポイントなどの情報を冊子にまとめ，乳児家庭訪問などで配布するほか，市のホームページに掲載するなど，情報提供を実施する。	保健所 地域保健課
③	小児救急医療体制の維持・支援	休日および夜間に小児重症救急患者を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し，小児科医師の院内待機体制の整備を支援することにより，初期から三次へ至る小児救急医療体制を維持・支援していく。	保健所 地域保健課
④	未熟児養育医療の給付	養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して，その養育に必要な医療費を給付する。	子ども未来部 母子保健課

（２） 小児慢性特定疾病対策の推進

－現状と課題－

◍ 本市では，長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と，日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施しています。

◍ 慢性疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進を図るため，自立支援員を配置し，相談支援や社会参加に関する支援などに総合的に取り組んでいます。

－施策の方向－

◍ 小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに，長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ，必要な情報の提供，助言および関係機関との連携調整などを進めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	小児慢性特定疾病医療の給付	18歳未満で発症した小児慢性特定疾病患者の医療に要する費用を患者家族の負担能力に応じて助成する。	子ども未来部 母子保健課
②	日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病の対象となっている子どもに対し，特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	子ども未来部 母子保健課
③	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病により，長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため，児童等およびその家族からの相談に応じ，必要な情報提供や助言を行うとともに，医療や教育，保健，患者・家族会等関係者による関係機関会議を開催し，地域の支援体制の確立を図る。	子ども未来部 母子保健課

（３） 不妊に悩む方に対する支援の充実

－現状と課題－

◍ 不妊に悩んでいる方は，不妊治療や不育症治療を受けることになりますが，医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精，顕微授精）や国の助成制度がない不育症治療は，治療費が高額であり，その経済的負担が重いことにより十分な治療を受けることができない方も少なくないことから，その経済的負担の軽減が必要です。

◍ 本市では，平成28年度から治療開始時の妻の年齢により，助成回数に制限を設ける一方，第２子以降の治療に対しての助成を行っています。

◍ 平成29年度からは不育症の疑いがある方に対し，その原因特定のための検査および治療に対する助成を行っています。

－施策の方向－

◍　晩婚化の影響により，今後も特定不妊治療を必要とする夫婦の増加が予想されることから，特定不妊治療費助成事業を継続していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	特定不妊治療費助成事業	指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより，経済的負担の軽減を図る。また，第２子以降の特定不妊治療に要した費用に対する市単独助成を実施する。	子ども未来部 母子保健課
②	不育症治療費助成事業	２回以上の流産，死産あるいは早期新生児死亡の既往があり，国内の産科または婦人科を標ぼうする医療機関で不育症の因子を特定するための検査および検査結果に基づく治療を受けた者に対し，市単独で費用の一部を助成することにより，経済的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課
③	不妊専門相談センター	不妊や不育に悩む方への相談支援や治療に関する情報提供等について，専門的知識を有する医師等を配置して対応することにより，不安や精神的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1
地域における子育て支援

施策の方向 2
母子の健康確保と増進

施策の方向 3
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親の育成 P.73
2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備 P.76
3 家庭や地域の教育力の向上 P.83
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 P.86

施策の方向 4
子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5
仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6
児童虐待防止対策

施策の方向 7
障がいのある子どもの支援

施策の方向 8
ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9
子どもの貧困対策

施策の方向 3

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親の育成

（1） 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進

－現状と課題－

◍ ライフスタイルや価値観が多様化しているなかで，生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択するためには，一人ひとりが性別による固定的役割分担意識にこだわることなく，その能力を発揮できるような社会全体の意識改革が必要であり，そのために男女共同参画の意識啓発を進めていくことが重要であることから，小・中学生を対象とした啓発誌の発行や，男女共同参画意識の高揚を図るための啓発パネル展・男女共同参画フォーラムの開催など各種事業に取り組んでいます。

◍ 「男は仕事，女は家庭」という考え方について，市民の36.2%が否定的に受け止めており，性別による固定的役割分担意識は子育て世代を中心として少しずつ変化していますが，女性より男性に肯定的な意識が根強く残っており，男女共同参画に関する男性の理解の促進をさらに図っていくことが必要です。

［「男は仕事，女は家庭」という考え方についてどう思いますか］

区　分	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	どちらともいえない	無回答
全　体	5.3%	21.3%	20.1%	16.1%	36.6%	0.6%
男　性	8.0%	24.5%	15.6%	15.6%	35.9%	0.3%
女　性	3.0%	18.8%	22.9%	16.4%	38.4%	0.5%

資料：「平成28年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（20歳以上市民調査）

－施策の方向－

◍ 男女が協力して家庭を築き，子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のために，「思春期教室」をはじめとする各種事業の充実を図ります。

◍ また，男女共同参画社会を推進するため，意識啓発にかかる各種事業に取り組むとともに，函館市男女共同参画推進条例に基づき，関連施策を推進します。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会を推進するうえで必要な情報誌，啓発誌の発行や市内の女性団体等で構成する実行委員会形式によるはこだて男女共同参画フォーラムの開催などにより広報・啓発活動を行う。	市民部 市民・男女共同参画課
②	お父さんのための子育て講座	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	両親学級	（再掲） P.61	子ども未来部 母子保健課
④	思春期教室	（再掲） P.63	子ども未来部 母子保健課

（２） 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進

－現状と課題－

◍ 思春期といわれる時期は，子どもから大人への過渡期であり，身体の著しい成長に比べ，精神的・社会的に未熟であり，様々な問題が生じやすい時期といわれています。

◍ 高校生・大学生等の「子育てに対するイメージ」について，「お金がかかる」が24.6%と最も高く，「充実感がある」が21.9%，「不安がある」が19.8%で続いています。子どもたちには，健康教育などを通じて，母性・父性の涵養や生命の尊厳について学んでもらうことが大切です。

［子育てに対するイメージ］

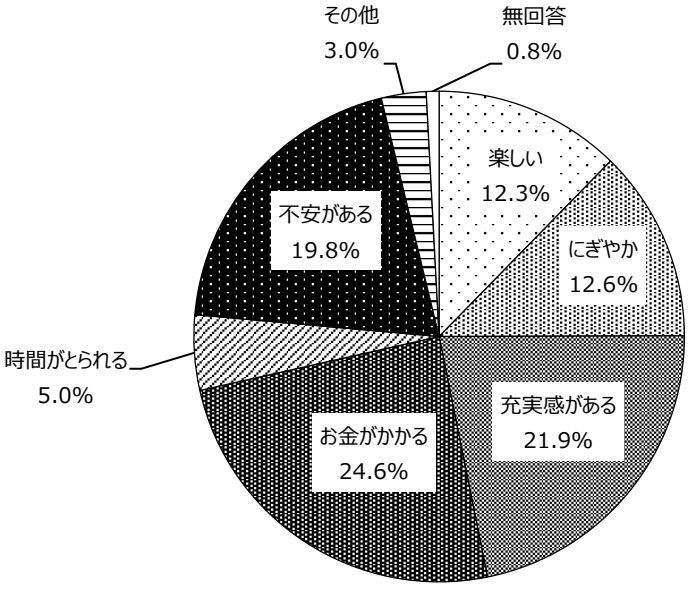

資料：「令和元年度地方創生に関するアンケート調査」（高校生・大学生等市民調査）

◍ 思春期の子どもたちが，生命の大切さや人権・人格の尊重，男女平等の精神に基づいた異性観を持ち行動できるように「思春期教室」を開催しているほか，思春期保健教材の貸出し等により，性の知識の普及に努めています。また，現代の子どもたちは，インターネットやスマートフォンの普及などにより，氾濫する性などの情報のなかに置かれていることから，早い時期に正しい性知識等を習得し，自分で情報を取捨選択する力を養うことが必要です。

－施策の方向－

◍　思春期の子どもたちの心身の健康を守るとともに，子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のため，学校との連携をより密にし，講師派遣や教材の貸出しなどに取り組むほか，保健・医療・福祉・教育等の関係者に，思春期に関する現状や対処方法等に係る情報を提供するなど，思春期保健の充実に努めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	思春期保健講演会	（再掲）　P.62	子ども未来部 母子保健課
②	思春期教室	（再掲）　P.63	子ども未来部 母子保健課

施策の方向 3

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備

（1） 確かな学力の向上

－現状と課題－

◍ 子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう，知識・技能の確実な習得と思考力，判断力，表現力等の育成が重要であることから，市立小学校４年生児童を対象とした標準学力検査や，小学校６年生児童および中学校３年生生徒を対象とした全国学力・学習状況調査により，学習状況を把握し，学習指導上の課題を明確にするとともに，子どもの学習意欲を高める指導方法等の改善を図ることが必要です。

◍ また，家庭における学習や生活習慣づくりが大切だという考えのもと，広報紙による啓発や，地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などを通して，放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し，児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図っていく必要があります。

－施策の方向－

◍ 子どもに確かな学力を身に付けさせるため，学習状況を的確に把握し，学習指導の充実に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	教育用コンピュータ整備事業	コンピュータの操作を通して，その役割や機能について理解させ，情報を適切に活用する基礎的な能力を養うため，市立小・中学校にコンピュータ機器の整備およびインターネットの整備を実施する。	学校教育部 学校教育課
②	学力向上推進事業	市立の小学校において学力検査を実施し，検査の結果集約，データの分析・考察，学習に係わる実践上の課題等についての検討を行う。また，学力向上のためには，家庭における学習や生活習慣づくりが大切だという考えのもと，広報紙による啓発や，地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などをとおして，放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し，児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図る。	学校教育部 学校教育課 ・ 学校教育部 教育指導課

（２） 豊かな心の育成

－現状と課題－

◍ 各学校においては，新しい学習指導要領に基づき子ども一人ひとりの豊かな心の育成をめざし，地域の特性を生かした全体計画や道徳の時間の年間指導計画の見直しを図るとともに，ボランティアなどの様々な体験活動を生かした道徳教育の工夫や学校での道徳教育の充実を図る学校教育指導を行っています。

◍ また，子どもが安心して活動できる放課後の居場所として，小学校の余裕教室等を提供し，地域住民や保護者，学生などの参画を得ながら，遊びや交流活動を通して子どもたちの健全育成を図る「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいます。

◍ さらに，いじめや不登校に対応して，南北海道教育センターの指導主事やこころの相談員による教育相談を実施するとともに，子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として子ども未来部内に「子どもなんでも相談１１０番」を開設しており，平成29年度から，子ども自らが悩みを相談しやすいように子ども専用電話（フリーダイヤル）と子ども専用ページ（ホームページ）を開設しています。

◍ 将来のまちづくりを担う子どもたちが，函館の歴史や現在の魅力を再発見して正しく認識し，まちに対する誇りや地域愛を高めることで，まちの魅力を向上・発信し次世代に継承することができるよう，「函館ＴＯＭ向上推進事業　まちを理解する小学生向けオリジナル映像」を制作し，各学校に配布するとともに，希望者への映像の貸出しを実施しています。

◍ 「平成30年度全国学力・学習状況調査」において，中学３年生は，地域社会などでボランティア活動に「参加したことがある」と回答した生徒が半数を超えており，一方で「参加したことがない」と回答した生徒は24.1%となっています。

◍ また，小学６年生は，ボランティア活動に「参加したことがある」と回答した児童が一定数いますが，29.3%と中学生に比べて，低い割合となっています。

［地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか：小学６年生，中学３年生］

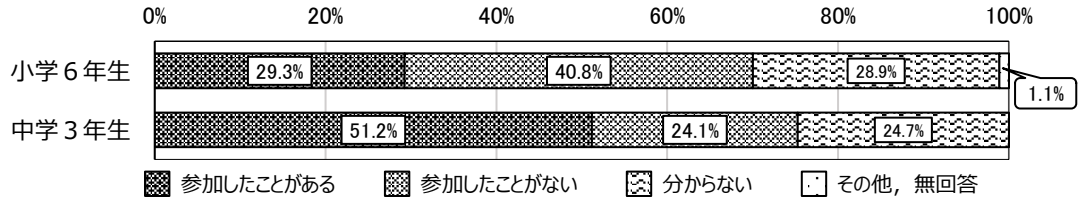

資料：「平成30年度全国学力・学習状況調査」

◍ 「人の役に立つ人間になりたいと思う」ことに自分がどれだけ当てはまるかについて，「当てはまる」と回答した小学６年生，中学３年生がともに多い一方で，「どちらかといえば，当てはまらない」「当てはまらない」と回答した子どもが一定数いることから，豊かな心を育むため，指導方法や指導体制の工夫改善等を進め，子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに，地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する取組みが必要です。

［次のことにどれくらい当てはまりますか。「人の役に立つ人間になりたいと思う」
：小学６年生，中学３年生］

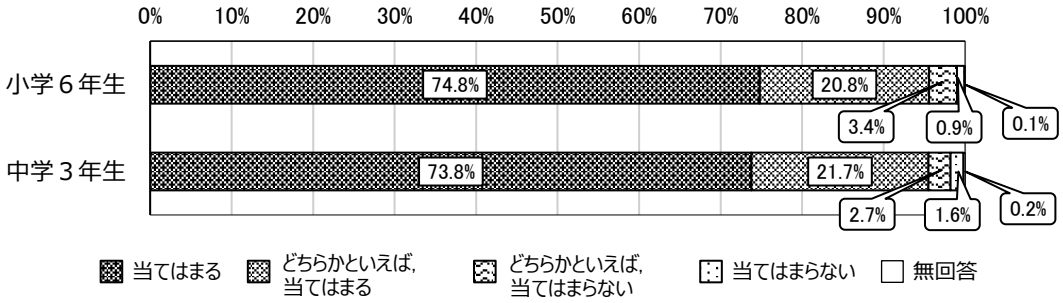

資料：「平成30年度全国学力・学習状況調査」

◍　また，いじめ，非行等の問題行動や不登校に対応するために，全小・中学校に年1回以上スクールカウンセラーを派遣する体制を整えるなど，専門的な相談体制の強化のほか，令和元年度から配置されたスクールソーシャルワーカーによる，学校，家庭，地域，関係機関とのネットワークづくりなども必要です。

－施策の方向－

◍　今後も道徳教育の充実のために，学校教育指導の充実を図り，関係教育団体との連携を強化していくとともに，他者への思いやりや行動力，協調性，前向きに生きていく力など，心の豊かさを家庭や同じ地域で暮らす多くの人たちとのふれあいのなかで育む「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

◍　また，子どもや保護者の不登校やいじめに係わる悩みや不安に対応するため，南北海道教育センターの指導主事やこころの相談員による教育相談および「子どもなんでも相談１１０番」の活用を推進します。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	子ども会議	子どもたちが社会参加することを目的として，子どもに関する施策やまちづくりに関すること等について，子どもたち自身が話し合い，意見発表をする機会を設ける。	子ども未来部 子ども企画課
②	放課後子ども教室推進事業	（再掲）　P.35	子ども未来部 次世代育成課
③	子どもなんでも相談１１０番	（再掲）　P.38	子ども未来部 次世代育成課
④	道徳教育の充実	豊かな心の育成をめざすため，学校教育指導を通じて各学校に指導を行うとともに，道徳教育に係る学校教育指導資料等の作成，函館市道徳教育研究会との連携のもとでの公開研究会等における助言等を行う。	学校教育部 教育指導課
⑤	こころの相談員配置事業	（再掲）　P.55	学校教育部 学校教育課 ・ 学校教育部 教育指導課

No.	事業名	事業内容等		所管部局
⑥	スクールソーシャルワーカー配置事業	（再掲）	P.63	南北海道教育センター
⑦	南北海道教育センターにおける教育相談	（再掲）	P.65	南北海道教育センター

（３） 健やかな体の育成

－現状と課題－

◍ 市の子どもの体力は全国平均を下回っており，生活習慣の乱れや肥満の増加等の課題が指摘されています。

◍ このため，子どもへのスポーツの普及や体力の向上を図るため，スポーツ少年団への助成を行っているほか，スポーツ・レクリエーションの普及・拡大に向けて，指導者を育成するため，スポーツ・レクリエーション指導者育成事業に取り組んでいます。

◍ 小学５年生，中学２年生に「運動（体をうごかす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか」と聞いたところ，運動やスポーツを「好き／やや好き」と考える子どもが多く見られる一方で，運動やスポーツが「ややきらい／きらい」と考える子どもも一定数見られることから，子どもの健やかな体の成育に必要な，生涯にわたっての積極的にスポーツ活動に親しむ習慣，意欲，能力を育成する事が必要となっており，優れた指導者の育成・確保，指導方法の工夫・改善などを進め，スポーツ環境の充実を図ることが求められます。

［運動やスポーツをすることは好きですか：小学５年生，中学２年生］

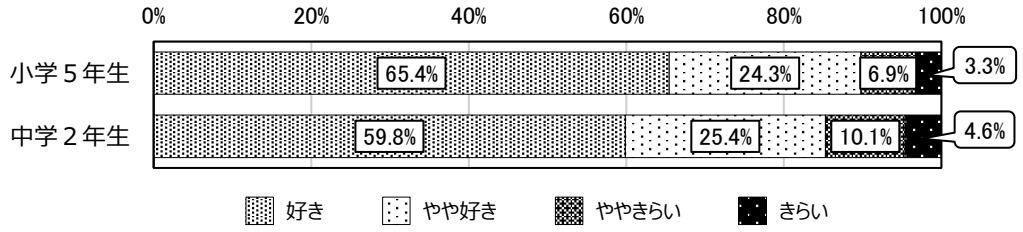

資料：「平成30年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査」

◍ また，子どもに生涯にわたる心身の健康増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要です。

－施策の方向－

◍　引き続き，子どもの心身の健康の保持増進と適切な生活習慣を身に付けさせるために各種事業の充実を図ります。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	児童館スポーツ教室	市内の一部児童館を活用し，小学１～４年生を対象にドッジボールや長縄等のスポーツ教室を開催する。	子ども未来部 次世代育成課
②	函館アリーナ	（再掲）　P.52	生涯学習部 スポーツ振興課
③	スポーツ少年団への助成	青少年へのスポーツの普及，体力の向上，さらには青少年の健全育成のため，少年野球等１１種目の競技交流事業をはじめ，ジュニアリーダー研修，育成母集団研修，体力テスト等の事業を実施している函館市スポーツ少年団に対し，運営費用の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課
④	スポーツ･レクリエーション指導者育成事業	スポーツ・レクリエーションの資格取得に要する経費の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課

（４）　信頼される学校づくりの推進

－現状と課題－

◍　学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」の実現に向け，すべての市立幼・小・中・高等学校で，コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しているほか，各種研修等の実施により教員の資質向上に努めています。

◍　さらに，市立の小・中学校では，子どもたちの豊かな成長を図るため，子どもの実態を踏まえ，地域人材や地域資源を積極的に活用した「学習活動推進事業」を実施しているほか，子どもに安全で豊かな学習環境を提供するため，「学校施設の耐震化」等にも取り組んでいます。

◍　今後も地域，家庭，学校の緊密な連携のもと，地域に根ざした信頼される学校づくりにより，児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

－施策の方向－

◍　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進していくなかで，特色ある学校運営に努めるとともに，学校施設の適切な整備を図るなど，信頼される学校づくりを推進します。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	学校施設（小・中）の耐震化	耐震性のない建物について地震補強等の工事を実施し，耐震化の推進に努める。	生涯学習部 施設課
②	学校再編に伴う施設整備	学校再編に伴って必要となる施設整備を実施し学習環境の向上に努める。	生涯学習部 施設課
③	学習活動推進事業	市立の小・中学校において，外部講師として地域人材を活用したり，校外において地域の歴史や産業などに直接触れて体験することにより，学習に対する興味関心を喚起し，学力向上を図る。	学校教育部 学校教育課
④	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	（再掲）　P.48	学校教育部 学校再編・地域連携課
⑤	私立学校運営費補助金	私立学校の教育条件の維持向上等を図るため，私立学校を設置する学校法人に対して補助金を交付する。	子ども未来部 子ども企画課
⑥	私立専修学校運営費補助金	私立専修学校の教育条件の維持向上等を図るため，私立専修学校を設置する学校法人等に対して補助金を交付する。	子ども未来部 子ども企画課

（５） 幼児教育の充実

－現状と課題－

◍ 平成29年3月末に改訂（改定）された，幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき，各施設では組織的・計画的に幼児教育が進められています。

◍ 幼稚園や保育所，認定こども園では小学校へ円滑に移行できるよう子どもの保育等に関する記録を作成し小学校へ引き継いでいます。

◍ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ，幼稚園や保育所，認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに，子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から，幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要です。

◍ また，幼児期は，自我が芽生え，他者の存在を意識して，自己を抑制しようとする気持ちが生まれる人間形成の過程で重要な時期であるため，身近な環境を通じて乳幼児期にふさわしい経験を保障することや，幼児の主体的・対話的で深い学びを促し，発達段階に応じた指導や活動の援助を行うことが必要です。

－施策の方向－

◍　幼児期における教育内容の充実を図るとともに，多世代・異年齢交流などの体験活動の実施や家庭教育・子育ての支援に努めます。

◍　北海道幼児教育推進センターからの情報等を各施設に提供するとともに，市と教育委員会との連携・協力のもと，幼児教育の推進を図ります。

◍　小学校教育のカリキュラムとの連続性を確保し，相互の理解と連携を一層深めるため，小学校の教職員との意見交換や交流学習のほか，園児と児童の交流，就学に向けた引継ぎなどの取組みの充実を図ります。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	保育の質の向上	（再掲）　P.43	子ども未来部 子どもサービス課
②	学校（園）教育指導の充実	学校教育指導監や指導主事が市立幼稚園を訪問し，研究協議等を通じて保育の質の向上や幼小接続に資する指導・助言を行う。	学校教育部 教育指導課

施策の方向 3

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

3 家庭や地域の教育力の向上

（1） 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

－現状と課題－

◍ 乳幼児健診など多くの保護者が集まる機会を活用し，発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っているほか，子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できるように地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）などに取り組んでいます。

◍ 子どもたちが生きる力を育むためには，学校，家庭，地域が手を取り合い，協力することが大切であり，特に家庭においては，学習習慣や生活習慣づくりに取り組んでいます。

◍ 家庭での教育力は教育の原点となるものですが，都市化，核家族化，少子化，地域コミュニティの希薄化等により，家庭の教育力の低下が指摘され，社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることから，それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ，かつ，家庭教育の自主性を尊重しつつ，身近な地域において，子育てに関する学習機会や情報の提供，相談などの家庭教育に関する総合的な取組みを関係機関が連携して行うことが必要です。

－施策の方向－

◍ 家庭の教育力の向上のために，「家庭教育支援事業（家庭教育セミナー）」をはじめとする関連事業の充実に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	“はこだてげんきな子”食育啓発事業	（再掲） P.67	保健福祉部 健康増進課
②	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	（再掲） P.31	子ども未来部 子どもサービス課
③	夜間の多世代型子育てサロンの開設	（再掲） P.31	子ども未来部 子どもサービス課
④	乳幼児健康診査	（再掲） P.58	子ども未来部 母子保健課
⑤	家庭教育支援事業（家庭教育セミナー）	保護者や教職員，地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し，家庭教育に関する学習機会を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課

（２） 地域の教育力の向上

－現状と課題－

◍ 都市化や地域コミュニティの希薄化などにより，地域社会のなかで世代間交流やボランティア等を体験する機会が減少しているうえ，子ども会やスポーツ少年団の指導者の確保も難しい状況となっています。

◍ このようななか，地域住民や関係機関などの協力を得ながら，子どもに対する多様な体験活動の機会の提供や世代間交流を図るため，放課後子ども教室を推進しているほか，学校施設の地域への開放，総合型地域スポーツクラブの育成支援，スポーツ・レクリエーション指導者の育成などに努めています。

◍ 学校・保護者・地域がともに知恵を出し合い，一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくため，コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進しています。また，函館市内の小学校に，放課後や長期休業中に児童の学習支援を行うアフタースクールを設置し，地域人材を活用して，学習習慣の定着および主体的な学習態度の形成をめざす取組みを行い，学力の一層の向上を図っています。

－施策の方向－

◍ 地域の教育力の向上のため，地域資源を活用し，関連事業の充実に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	青少年健全育成団体への支援	地域で子どもたちの健全育成を図る役割を担っている団体に補助金を交付する。	子ども未来部 次世代育成課
②	放課後子ども教室推進事業	（再掲） P.35	子ども未来部 次世代育成課
③	子どものための就業体験事業「はこだてキッズタウン」の開催	（再掲） P.51	子ども未来部 次世代育成課
④	学校開放事業（文化開放）	（再掲） P.52	生涯学習部 生涯学習文化課
⑤	スポーツ少年団への助成	（再掲） P.80	生涯学習部 スポーツ振興課
⑥	総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	地域に根付いた生涯スポーツの振興を図るため，総合型地域スポーツクラブに対して，その活動に要する費用の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課
⑦	学校開放事業（校庭開放，遊泳開放）	（再掲） P.52	生涯学習部 スポーツ振興課
⑧	スポーツ・レクリエーション指導者育成事業	（再掲） P.80	生涯学習部 スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑨	キャリア教育の推進（はこだてっ子職場体験協力事業所一覧の公開）	職場体験の可能な事業所を市のホームページに公開することで，生徒のキャリア形成と自己実現につながる職場体験を実施できるようにするとともに，多くの市民に生徒の活動や事業所の協力を知ってもらうことにより「地域全体で函館の子どもを育てる」という機運を醸成し，学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進する。	学校教育部 教育指導課
⑩	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	（再掲）　P.48	学校教育部 学校再編・地域連携課
⑪	学力向上推進事業	（再掲）　P.76	学校教育部 学校教育課 ・ 学校教育部 教育指導課

施策の方向 3

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

（1） 関係業界への自主的措置の促進

－現状と課題－

◍ 青少年を取り巻く環境浄化活動として，有害図書等の取扱いや陳列方法等について，書店やＤＶＤ・ビデオレンタル店，コンビニエンスストア等への立入調査の実施をはじめ，携帯電話・スマートフォン等での有害情報の閲覧を防止するフィルタリングサービスの利用・有効化措置の状況やインターネットカフェやカラオケボックス店への深夜入場状況等について立入調査を行い，店主等へ指導や協力要請を行っています。

◍ 情報の氾濫や出会い系サイトなどにより，青少年が性犯罪などに巻き込まれる事件が増加してきていることから，社会環境浄化活動を強化する必要があります。

－施策の方向－

◍ 青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに，青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し，健全育成を図るための取組みに努めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	有害図書等販売状況一斉立入調査	（再掲） P.55	子ども未来部 次世代育成課

（2） 情報モラル教育の推進

－現状と課題－

◍ 情報社会において適切な判断と，それに基づく活動を行うことができるよう，必要な情報モラルの普及をめざし，小・中学校では児童・生徒の利用実態に応じた指導を行うとともに，保護者等への周知・啓発を行っています。

◍ 携帯電話等を通じて容易に接続できるインターネット上のいじめや有害情報から子どもを守るため，子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに，子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等に努めることが必要です。また，「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を制定し，函館市内全小中学校へ配布するなどして，メディアリテラシーに関する取組みを支援しています。

◍　各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに，子どもたちが有害情報等に触れないよう，学校，家庭および地域における情報モラル教育を推進することが必要です。

－施策の方向－

◍　情報モラルを身に付けるための指導の充実を図るとともに，保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	情報モラル教育の推進	情報活用場面における自他の権利や責任，ネットワーク上のルールやマナーなど，情報社会で適正な活動を行うために必要な情報モラルを児童・生徒に身に付けさせ，各学校の指導の充実を図るとともに，保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行う。	学校教育部 教育指導課

（3）　情報リテラシーの向上

－現状と課題－

◍　情報通信技術が急速に発達し，特にスマートフォンの急速な普及に伴い，高機能化してきたインターネットの利用が進むなか，インターネット上での誹謗中傷やいじめのほか，個人情報の流出，さらには犯罪に子どもたちが巻き込まれ，生命の安全が脅かされる事例などが発生しています。

◍　このため，日々進化するこれらＩＣＴ時代の負の側面から情報弱者である子どもたちを守り，自ら身を守るための適切な情報提供を行うことが必要です。

－施策の方向－

◍　子どもを危険から守るため，有害情報や学校非公式サイト等の検索および監視を行うとともに，児童・生徒や保護者および学校関係者を対象にした研修講座を行います。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	情報リテラシーの向上	情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため，インターネットにおける小・中・高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに，生徒や保護者への情報リテラシーの向上を図る。	学校教育部 教育指導課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1
地域における子育て支援

施策の方向 2
母子の健康確保と増進

施策の方向 3
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4
子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保 P.89
2 安全な道路交通環境の整備 P.90
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 P.92
4 安心して外出できる環境の整備 P.93
5 安全・安心なまちづくりの推進 P.95

施策の方向 5
仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6
児童虐待防止対策

施策の方向 7
障がいのある子どもの支援

施策の方向 8
ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9
子どもの貧困対策

施策の方向 4

子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

（1） ファミリー向け賃貸住宅への居住支援

－現状と課題－

◍ 旧市街地では，高地価などが要因となって，子育てに適した広さの住宅が負担能力に見合った家賃となっていないことなどから，若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外への流出を招いています。

◍ このため，日常生活において利便性の高い西部地区や中央部地区に立地する子育て世帯に適した賃貸住宅への入居に対する支援を行っています。

－施策の方向－

◍ 西部地区および中央部地区の定住人口の確保と活性化を促進するため，子育て世帯の賃貸住宅への入居を支援していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業	西部地区および中央部地区の空家の有効活用と若年層の定住化を促進し，活力あるまちづくりを進めるため，当該地区内に転入してきた子育て世帯に対し，民間賃貸住宅の家賃一部を補助する。	都市建設部 住宅課
②	市営住宅への子育て世帯の優先入居	市営住宅においては，中学校卒業前の児童を扶養している子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居を実施している。	都市建設部 住宅課

施策の方向 4

子育てを支援する生活環境の整備

2 安全な道路交通環境の整備

（1） 安全な道路交通環境の整備推進

－現状と課題－

◍ 従前より，幼稚園，保育所，小学校の周辺にスクールゾーンを設けたり，児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し，警戒標識の設置を行っているほか，市の関係部局や警察，町会連合会等で組織する「函館市通学路安全対策会議」により，通学路の安全対策の協議を行っているほか，各学校では安全教育の実施や安全マップの作成，町会と連携した見守り活動などに取り組んでいます。

［スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況］

区　分	スクールゾーン					幼児ゾーン				合 計
	小学校	幼稚園	保育所	認　定 こども園	小 計	公園	児童館	その他	小 計	
対象施設数（箇所）	39	5	8	33	85	75	22	4	101	186
設置本数（本）	243	8	10	44	305	102	39	5	146	451

資料：市民部交通安全課　平成31年4月現在

◍ また，バリアフリー新法により，すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

◍ 保育中の事故防止および安全対策として，日常的に利用する散歩の経路等の点検に努めるなどの取組みも必要となります。

－施策の方向－

◍ 安全な道路交通環境の整備のために，道路等のバリアフリー化を推進するほか，スクールゾーンや幼児ゾーンの設定や通学路の安全対策を，引き続き行っていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	スクールゾーン，幼児ゾーン警戒標識の設置	幼児，児童の交通事故防止を目的に，幼稚園，保育所，小学校の半径 500 メートルをスクールゾーンとして，また，児童館および児童・幼児公園の半径 100 メートルを幼児ゾーンとして設定して，警戒標識を設置し，運転者の注意を喚起しており，引き続き，必要な地域の把握に努めるとともに，計画的な設置を推進する。	市民部 交通安全課
②	未就学児童に対する交通安全対策	「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」に基づき，未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保のため，安全点検とその結果を踏まえた対策に取り組む。	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	道路のバリアフリー化整備	歩行者において主要な路線における歩道の縦断こう配，段差の解消，視覚障がい者誘導用ブロックの設置などによりバリアフリー化を進める。	土木部 道路建設課 ・ 土木部 道路管理課
④	通学路等の安全対策	市や警察，道路管理者，学校関係者，保護者，町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」において，関係機関との連携を図りながら，通学路の点検を行い，歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全，防犯教育などのソフト対策を含めて，通学路の安全対策に継続して取り組む。	学校教育部 保健給食課

施策の方向
4

子育てを支援する生活環境の整備

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

（1） 交通安全教育の推進

－現状と課題－

◍ 交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに，交通遊具，ゴーカート，自転車等を配備し，楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか，交通安全パネル展を開催し，交通安全意識の向上に努めています。

◍ また，市内の交通事故は，発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの，交通事故撲滅に向けて，引き続き，交通安全対策を推進していく必要があります。

◍ チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止し，チャイルドシートの適切な装着の徹底を図るため，その使用方法や使用効果について，さらに普及・啓発活動を行う必要があります。

－施策の方向－

◍ 交通安全教育指針に基づき段階的，体系的な交通安全教育に取り組むとともに，関係機関等との連携を強化していきます。

◍ チャイルドシート装着の重要性や正しい使用方法等の周知を図るため，保護者を対象とした交通安全教室の拡充に努めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	交通安全教室の開催	交通指導員による交通安全教室を計画的に実施し，また，あわせて交通指導員の研修の機会を増やし，指導力の向上に努める。	市民部 交通安全課
②	梁川交通公園の設置運営	交通遊具をはじめとして，動力式ゴーカート，自転車等を配備し，市内の幼児・小学校児童等が，楽しみながら，交通ルールを学ぶ。	市民部 交通安全課
③	交通安全パネル展の開催	交通安全パネル展を開催し，事故事例の説明や事故防止対策用品を紹介するなど，交通安全意識の一層の向上を図る。	市民部 交通安全課
④	チャイルドシート安全利用の普及活動	保護者を対象とした交通安全教室の開催により，チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止する。	市民部 交通安全課

施策の方向
4

子育てを支援する生活環境の整備

4 安心して外出できる環境の整備

（1） 公共的施設のバリアフリー化の推進

－現状と課題－

◍ 「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき，多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め，妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか，民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど，公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいますが，利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。

◍ また，すべての人が公共的施設を安心して円滑に利用するためには，施設整備の面だけではなく，相手の気持ちになって考え，お互いに支え合う，いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

－施策の方向－

◍ 函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら，公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組んでいきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市福祉のまちづくり条例の推進	「函館市福祉のまちづくり推進委員会」を開催し，各種施策について調査研究を行うとともに，病院，百貨店，ホテル，飲食店など多数の人が利用する公共的施設について，バリアフリー化に係わる整備基準の周知・普及のほか，人を思いやる心などの意識の啓発を図るため，「心のバリアフリー」化に向けた取組みとしてパネル展の開催，出前講座，広報紙などによる啓発活動を推進する。	保健福祉部 地域福祉課
②	福祉のまちづくり施設整備費補助金	既存の公共的施設について，整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており，より多くの人に利用してもらうため，一層のＰＲに努める。	保健福祉部 地域福祉課
③	道路のバリアフリー化整備	（再掲）　P.91	土木部 道路建設課 ・ 土木部 道路管理課

（2） 子育てバリアフリー情報提供の充実

－現状と課題－

◍ 妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう，子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報（「子育てバリアフリー情報」）の提供が求められており，現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。

◍ 本市では，スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」や市ホームページの子ども・子育てに関する情報をまとめたリンク集「はこすく」などにより子育てに関わる施設等について情報を発信しています。

－施策の方向－

◍ 授乳やおむつ替えができる設備のほか，子育てサロンや児童館，民間施設内の子どもの遊び場など，子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について，現状を把握し，情報提供に努めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て情報「はこすく」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
③	「すくすく手帳」の発行	（再掲） P.46	子ども未来部 次世代育成課

施策の方向 4

子育てを支援する生活環境の整備

5 安全・安心なまちづくりの推進

（1） 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

－現状と課題－

◍ 夜間の交通安全を目的として，市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか，町会等が設置する街路灯については，犯罪防止などの観点から，その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが，依然として蛍光灯・水銀灯による電灯料の負担が大きく，ＬＥＤ化を進めていく必要があります。

－施策の方向－

◍ 市道上における交通安全等のため，今後も街路灯の整備を進めるとともに，通学路等における安全・安心のため，町会等への設置補助や電灯料補助を継続していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	街路灯設置費補助事業	町会等が街路灯の新設，取替えをする際，費用の一部を市が補助する。	市民部 市民・男女共同参画課
②	街路灯電灯料補助事業	町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助する。	市民部 市民・男女共同参画課
③	街路灯の整備	交通量の多い市道交差点において，街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所に既存電柱等を活用して街路灯を設置する。	土木部 道路管理課

（2） 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

－現状と課題－

◍ 地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し，犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。

◍ また，子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所を確保し，逃げ込む場所を明らかにする少年・少女セーブサポート運動に取り組んでいます。

◍ 緊急性の高い安心・安全情報や市政情報について，インターネットを利用して配信している「函館市ＡＮＳＩＮメール」では，安心・安全情報の一つとして不審者情報についても提供しています。

－施策の方向－

◍　防犯協会や町会との連携を強化するとともに，少年・少女セーブサポート運動の取組み等を拡大していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市ＡＮＳＩＮメールの配信	緊急性の高い不審者情報等の安心安全情報およびその他の市政情報をインターネットを利用して配信する。	企画部 広報広聴課 ・ 市民部 くらし安心課
②	地域安全安心促進交付金助成事業	青色回転灯装備車を使用して防犯パトロールを実施している町会に対し，経費の一部を助成する。	市民部 市民・男女共同参画課
③	防犯協会補助事業	各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会，函館西防犯協会に補助金を交付する。	市民部 くらし安心課
④	函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン	防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り，防犯カメラの適正な設置・運用が図られるようにするため，設置・運用に関するガイドラインについて周知する。	市民部 くらし安心課
⑤	少年・少女セーブサポート運動	子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として，通学路などに面した商店や公共施設のほか，一般家庭に依頼してステッカーを貼り，逃げ込むことができる場所を周知するとともに，地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図る。	学校教育部 教育指導課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1
地域における子育て支援

施策の方向 2
母子の健康確保と増進

施策の方向 3
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4
子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5
仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進 P. 98
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備 P.100

施策の方向 6
児童虐待防止対策

施策の方向 7
障がいのある子どもの支援

施策の方向 8
ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9
子どもの貧困対策

施策の方向
5

仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

（1） 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

－現状と課題－

◍ 次世代育成支援対策は，父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに取り組むものであることから，男女が協力して子育てできるように，依然として社会に残っている職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を是正していく必要があります。

◍ このようななか，本市では，男女がお互いの人権を尊重し，家庭や地域，職場など，社会のあらゆる領域で，その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすため，函館市男女共同参画推進条例を制定し，「男女共同参画推進事業」や「女性活躍推進事業」などを実施しています。

◍ 「ワーク・ライフ・バランスの実現度」について41.1%がワーク・ライフ・バランスを実現できていないと回答しており，その理由としては，「職場に人的な余裕がないため」「職場の理解がない」と回答する割合が高くなっています。

［「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていると思いますか］

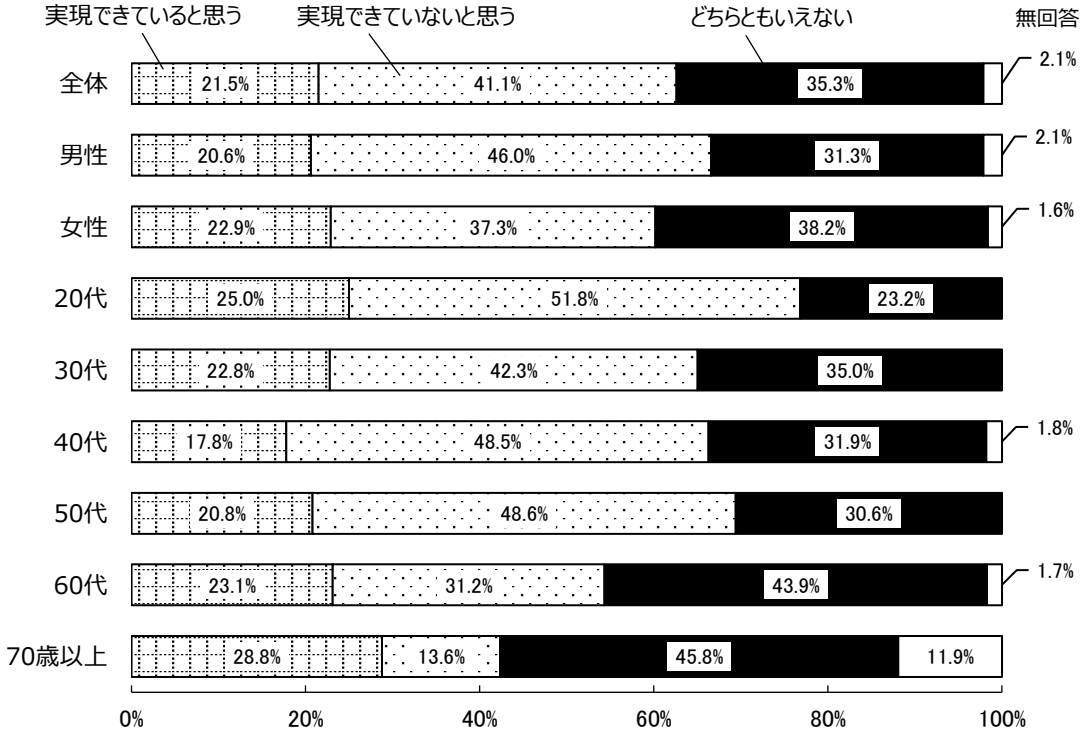

資料：「平成28年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（20歳以上市民調査）

［「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていない理由は何だと思いますか（複数回答）］

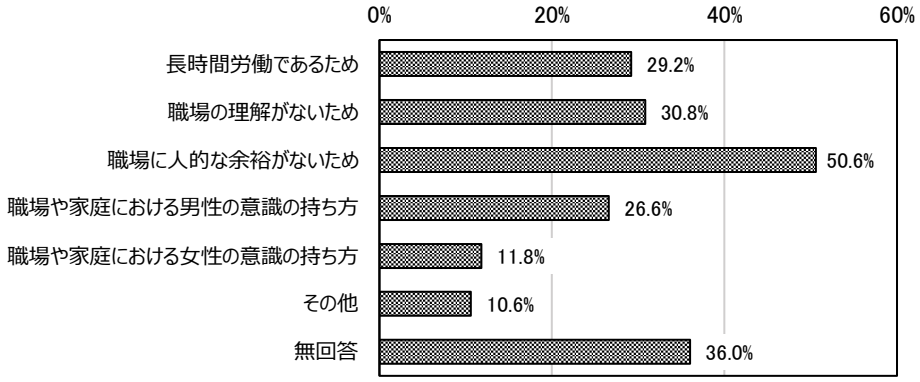

資料：「平成28年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（20歳以上市民調査）

－施策の方向－

◍　「仕事と生活の調和が実現した社会」とは，具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」，「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり，これらの実現が，やがては，子どもを生み育てやすい環境づくりにもつながっていきます。

◍　このため，本市では，国，道との緊密な連携はもとより，市民や企業等との協働を進めるなかで，仕事と生活の調和の実現に向けて，働きやすい職場環境の整備や各種制度等の広報・啓発など，地域の実情に応じた取組みをさらに進めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ワーク・ライフ・バランス推進事業	性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため，市内の企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣し企業の支援や，就労前の学生に対し，労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などの理解を深めてもらうための講座を実施する。また，事業所向けに勉強会を実施する。	市民部 市民・男女共同参画課
②	ちびっこあそびの広場	（再掲）　P.32	子ども未来部 子どもサービス課
③	お父さんのための子育て講座	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
④	子育て女性等の就職支援	ハローワーク函館マザーズコーナーについて，市の広報紙，ホームページ等により周知を図るとともに，子育て女性等の就職支援協議会において，関係機関との情報・意見交換を行うなど，就職支援に取り組む。	経済部 雇用労政課
⑤	キャリア教育の推進（はこだてっ子職場体験協力事業所一覧の公開）	（再掲）　P.85	学校教育部 教育指導課

施策の方向 5

仕事と生活の調和の実現

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

（1） 多様な働き方に対応した子育て支援

－現状と課題－

◍ 本市では，仕事と子育ての両立支援のために，各種保育サービスの提供をはじめ，放課後児童健全育成事業のほか，ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。

◍ また，市の広報紙やホームページを活用し，企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。

◍ 未就学保護者の「利用している教育・保育の事業サービス」について，「幼稚園」・「幼稚園＋幼稚園の一時預かり」が23.2%，「認可保育所」が10.1%，「認定こども園」（幼稚園機能・保育所機能）が41.2%となっています。

［幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者（複数回答）］（再掲）

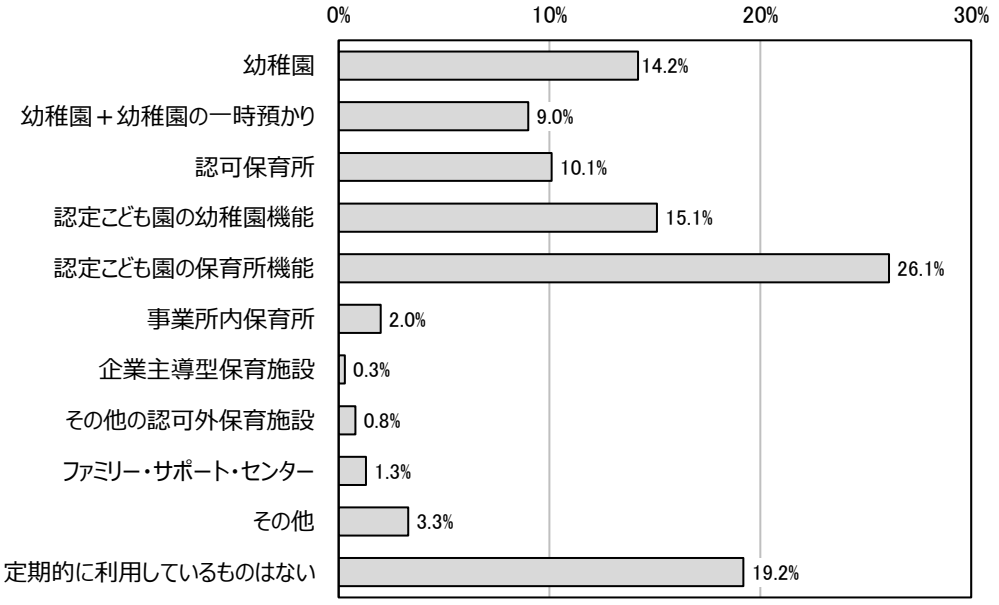

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ 今後においては，多様化するニーズに的確に対応するため，各種保育サービス等の充実とあわせて効果的なＰＲに努めるなど，工夫した取組みが必要です。

－施策の方向－

◍ 国，道，企業等との連携を図るなかで，関係法制度等の周知・啓発はもとより，保育サービス等の充実に努めるなど，仕事と子育ての両立支援を進めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ファミリー・サポート・センター事業	（再掲） P.32	子ども未来部 子どもサービス課
②	各種保育サービス	（再掲） P.42	子ども未来部 子どもサービス課
③	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	（再掲） P.35	子ども未来部 次世代育成課
④	仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発	国が実施するワーク・ライフ・バランス推進のための各種セミナーや事業所内保育施設整備にかかる助成金制度，道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市の広報紙やホームページ等において周知・啓発を図る。	経済部 雇用労政課

（2） 育児休業制度等の普及・啓発の推進

－現状と課題－

◍ 女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により，女性が出産や育児の理由で離職をせずに，職場に復帰し，仕事を続けていくことができるよう，育児休業などの制度について，市の広報紙やホームページ，ガイドブック等による周知・啓発に努め，その利用促進を図っています。

◍ 就学前児童保護者の「育児休業の取得状況」について，母親の育児休業取得状況は，「取得した」「現在も育児休業中」を合わせると33.0%，取得していないが13.6%となっており，父親の育児休業取得状況は，「取得した」「現在も育児休業中」を合わせて3.0%となっています。

［育児休暇の取得状況：就学前児童保護者］

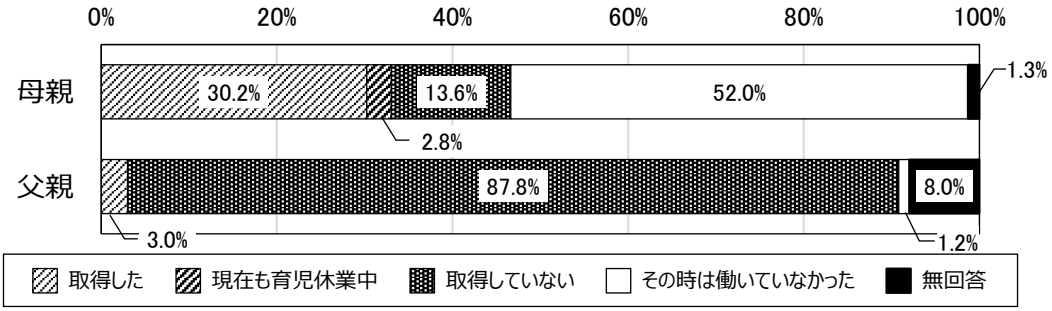

「その時は働いていなかった」，「無回答」を除いた育児休業取得率

【母親】 70.8% 【父親】 3.4%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍　また，「その時は働いていなかった」および「無回答」を除いた育児休業取得率については，母親70.8%，父親3.4%であり，平成25年度調査の母親60.4%，父親 1.5%と比較すると取得率は上昇しているものの，男性の制度利用は依然として低いことから，男女共同参画推進の観点からも，引き続き「育児休業制度等の利用促進」を図るなど，さらなる取組みの充実が必要です。

－施策の方向－

◍　男女共同参画推進の観点からも，固定的な性別役割分担意識等を是正し，男女が協力して子育てできるように，国，道，企業等との連携のもと，育児休業制度等の普及・啓発に努めるなど，地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	男女共同参画推進事業	（再掲）　P.73	市民部 市民・男女共同参画課
②	ワーク・ライフ・バランス推進事業	（再掲）　P.99	市民部 市民・男女共同参画課
③	育児休業制度等の利用促進	育児休業制度等に係る助成金について，市の広報紙やホームページ等により労使双方に対して，その周知に努める。	経済部 雇用労政課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1
地域における子育て支援

施策の方向 2
母子の健康確保と増進

施策の方向 3
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4
子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5
仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6
児童虐待防止対策

1　児童虐待防止対策の充実

P.104

施策の方向 7
障がいのある子どもの支援

施策の方向 8
ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9
子どもの貧困対策

施策の方向
6

児童虐待防止対策

1 児童虐待防止対策の充実

（1） 関係機関との連携等

－現状と課題－

◍ 北海道函館児童相談所において，虐待の疑いがあるとして通告のあったケース，調査の結果，児童虐待と認定されたケース，それぞれの件数は，年々増加傾向となっており，特に心理的虐待の割合が多い状況となっています。その要因としては，児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや，地域住民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられます。

◍ このようななか，「函館市要保護児童対策地域協議会」において，関係機関の連携による児童虐待など要保護児童等に係る支援体制の強化に努めており，構成団体による代表者会議のほか，進行管理や支援の検討を行う実務者会議，必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど，適切な対応を図っています。また，関係機関等を対象に，研修会等を開催しています。

◍ 本市においては，函館市要保護児童対策地域協議会を構成する市や教育委員会，児童相談所，警察等の関係機関が連携しているところでありますが，個々の事例の解決につながるよう，さらなる連携やより実効性のある取組みが求められています。

◍ 国においても児童虐待相談対応件数の増加などを受け，法改正を含め，対策を強化することとしており，平成30年12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では，児童相談所や市町村の体制強化・専門性の強化が盛り込まれています。

◍ また，妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センター（マザーズ・サポート・ステーション）との連携により，適切に情報を共有しながら，子どもの発達段階や過程の状況等に応じて支援を実施することも求められています。

－施策の方向－

◍ 要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため，市は調整機関として中心的な役割を担い，支援の一体性，連続性を確保するとともに，児童相談所等関係機関との円滑な連携を強化します。

◍ また，個々の虐待事例に対して，迅速かつ適切に対応するため，当該協議会個別ケース検討会議において情報交換等を行い，各機関の役割や支援方針について検討し，児童の安全確保を最優先としながら，家庭の状況等に応じた適切な対応に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市要保護児童対策地域協議会	市や教育委員会，児童相談所のほか，警察，保育所，幼稚園，認定こども園，小・中・高等学校，民生児童委員連合会，医療機関など，子どもを取りまく関係機関により構成されており，代表者会議や実務者会議のほか，個別ケース検討会議を開催し，被虐待児などの要保護児童等の適切な支援を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行う。	子ども未来部 次世代育成課
②	「子ども家庭総合支援拠点」の設置	要保護児童等の適切な支援を行うため，マザーズ・サポート・ステーションとのさらなる連携強化を図り，妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことができるよう取り組むとともに，児童相談所等の各関係機関との連携・協働により効果的な対応を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置をめざす。	子ども未来部 次世代育成課

（２） 発生予防，早期発見・早期対応等

－現状と課題－

◍ 子育て家庭の孤立化はもとより，育児に手がかかることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから，これまで，「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて，子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか，「養育支援訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施し，支援等の充実を図っています。

◍ また，児童虐待を含め，子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談１１０番」を開設しているほか，児童虐待対応マニュアルを作成し，関係団体等に配布するなど，その発生予防はもとより，早期発見・早期対応等に努めていますが，近年，相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり，さらなる体制の強化が必要です。

－施策の方向－

◍ 「養育支援訪問事業」と「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の連携を深めるなど育児不安や負担感，孤立感の軽減および適切な養育環境の確保に向けた取組みを図るとともに，妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の向上，未受診者等の状況確認などに努めます。

◍ 相談体制の充実や相談先から関係機関につなぐなどの連携を図るほか，子育て家庭の見守り体制を強化するなかで，児童虐待の発生予防等に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	主任児童委員，児童委員の活動の促進	（再掲） P.47	保健福祉部 地域福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	児童虐待防止意識啓発事業	児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カード等を作成し，関係機関に配布するとともに，保護者をはじめ広く市民に周知することで，児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る。	子ども未来部 次世代育成課
③	養育支援訪問事業	（再掲）　P.32	子ども未来部 次世代育成課
④	子どもなんでも相談１１０番	（再掲）　P.38	子ども未来部 次世代育成課
⑤	マザーズ・サポート・ステーション事業	（再掲）　P.38	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（再掲）　P.32	子ども未来部 母子保健課
⑦	妊婦健康診査	（再掲）　P.58	子ども未来部 母子保健課
⑧	妊産婦保健指導	（再掲）　P.58	子ども未来部 母子保健課
⑨	乳幼児健康診査	（再掲）　P.58	子ども未来部 母子保健課
⑩	乳幼児保健指導	（再掲）　P.59	子ども未来部 母子保健課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1
地域における子育て支援

施策の方向 2
母子の健康確保と増進

施策の方向 3
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4
子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5
仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6
児童虐待防止対策

施策の方向 7
障がいのある子どもの支援

1 障がいのある子どもに対する施策の充実 P.108

施策の方向 8
ひとり親家庭の自立支援

施策の方向 9
子どもの貧困対策

施策の方向 7

障がいのある子どもの支援

1 障がいのある子どもに対する施策の充実

（1） 障がいの早期発見・早期療育の充実

－現状と課題－

◍ 発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため，乳幼児健康診査等の充実に努めるほか，健康診査の結果，経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い，療育への円滑な移行を図っています。

◍ 子ども発達支援事業において，発達の遅れなどに心配のある子どもや，その家族に対し，発達相談や評価，療育支援等を行い，必要に応じて早期に療育へつなげる等の支援体制の確保を図っています。

－施策の方向－

◍ 乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに，関係機関と連携し，障がいの早期発見・早期療育に努めます。

◍ 日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう，はこだて療育・自立支援センターや子ども発達支援センター等の機能を整備するとともに，診療・評価・相談・療育の一貫した早期療育ができる専門的支援の確保など，発達支援体制の充実に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館子ども発達支援事業（発達支援センター事業，専門支援事業）	市が指定した発達支援センターにおいて，障害児通所支援等を利用していない障がいのある子どもおよびその家族を対象に，個別の支援計画の策定，療育支援，家族への相談支援や保育所等の日常的に支援にかかわる関係機関の職員等に対する支援を行うほか，医師などによる専門的な指導，支援を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	障がいのある子どもに関する知識・情報の提供	保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて，障がいのある子どもを持つ保護者や療育関係者のみならず，一般市民にも障がいに関する情報等を提供する。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 子ども未来部 母子保健課
③	乳幼児健康診査	（再掲） P.58	子ども未来部 母子保健課
④	乳幼児健康診査二次スクリーニング	（再掲） P.59	子ども未来部 母子保健課
⑤	乳幼児精密健康診査	（再掲） P.59	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑥	乳幼児保健指導	（再掲）　P.59	子ども未来部 母子保健課
⑦	障がい児訪問指導	障がいのある子どもの発達を支援するために，保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに，保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組む。	子ども未来部 母子保健課

（2） 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進

－現状と課題－

◍ 障がいのある子どもの発達支援を進めるため，医療や療育の支援体制の整備に努めています。

◍ 適切な医療や医学的リハビリテーションの提供，在宅サービスの充実，就学支援を含めた教育支援体制の整備等，ライフステージに沿った切れ目のない一貫した総合的な取組みを推進するとともに，各種サービスの量的拡大と質の確保を図っています。

－施策の方向－

◍ 障がいのある子どもおよびその保護者に対する相談支援体制を充実し，情報の提供および助言を行うとともに，保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り，身近な場所で，それぞれのニーズに応じた，質の高い専門的な支援を提供するなど，障がいのある子どもおよび保護者を支援する体制を整備していきます。また，障がいの有無にかかわらず，全ての子どもが共に成長できるよう，地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたっては障害児支援利用計画に基づき，相談支援の充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 ・ 保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
②	放課後等デイサービス	小・中・高等学校に就学している障がいのある子どもに対し，放課後や夏休み等に学校や家庭と異なる場所で生活能力の向上，社会との交流等の観点から，単なる居場所としてだけではなく，日常生活に必要な訓練や指導などの療育，その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており，対象児童が増加していることから，充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 ・ 保健福祉部 障がい保健福祉課
③	日中一時支援事業	介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに，障がいのある人に日中活動の場を提供し，社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子ども発達支援事業（発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	保育士や幼稚園教諭を対象とした発達障がい専門講座を実施し，各園に発達支援コーディネーターとして配置して，園全体による障がいのある子どもおよびその家族への支援体制の構築をめざす。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑤	軽度中等度難聴児補聴器購入等助成費事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し，補聴器の購入等に係る費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑥	児童発達支援センター利用者負担（食費）軽減事業	児童発達支援センターを利用する児童がセンターにおいて食事の提供を受けた場合に支払う費用（食費相当分に限る）を対象に，児童の保護者が負担すべき食費の全部または一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑦	児童発達支援	就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）のある子どもに対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており，対象児童が増加していることから充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
⑧	医療型児童発達支援	就学前の主として肢体不自由児を対象に，医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において，児童発達支援および治療を行っており，今後も充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
⑨	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し，集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に，児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し，専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので，平成 27 年度からは児童発達支援センターの必須事業となったことから，訪問支援の充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
⑩	はこだて療育・自立支援センター診療所	運動・精神発達や心の問題についての診察・検査・リハビリテーションなどを行う。 診療科：精神科，小児科，整形外科，リハビリテーション科	療育・自立支援センター
⑪	育成医療の給付	身体に障がいのある，または放置すれば一定の障がいを残すと認められる子どもで，手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに，身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行う。	子ども未来部 母子保健課

（3） 教育的支援の推進

－現状と課題－

◍ 発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし，集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し，一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため，教員を対象として，学習障がい（ＬＤ），注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ），自閉症スペクトラム（ＡＳＤ）等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか，特別支援教育サポートチームを設置し，各学校の教育的対応に関する助言を行ったり，特別支援教育支援員を配置するなど，特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への学習や生活上の支援を行っています。

◍ さらに，平成25年度からは，特別支援教育巡回指導員を配置し，通常の学級に在籍し，特別な支援が必要と考えられる児童・生徒の早期実態把握や支援の方法，校内支援体制等についての指導・助言などの学校支援も行っています。

◍ また，特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減のため，学校給食費等の支給も行っています。

◍ 今後も支援を必要とする児童・生徒への社会全体の理解が深まるよう，特別支援教育のさらなる充実や理解啓発に取り組むことが必要です。

－施策の方向－

◍ 函館特別支援教育研究会との連携を深め，研修に取り組むとともに，特別支援教育就学扶助を継続していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	子ども発達支援事業（発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	（再掲） P.110	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	ウィークエンド・サークル活動推進事業	（再掲） P.52	生涯学習部 生涯学習文化課
③	特別支援教育サポートチームの設置	市立幼稚園，小・中学校を対象として，学習障がい（ＬＤ），注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ），自閉症スペクトラム（ＡＳＤ）等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について，巡回相談などを通じて，専門的な意見の提示や助言を行っており，今後も継続する。	学校教育部 教育指導課 ・ 南北海道教育センター
④	特別支援教育支援員配置事業	市立小・中学校に在籍する，特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して，学校における日常生活上の介助や，学習支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育部 教育指導課 ・ 南北海道教育センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため，学校給食費や学用品・通学用品購入費など必要な支給を行う。	学校教育部 保健給食課
⑥	特別支援教育巡回指導員配置事業	市立小・中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童・生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問，巡回相談をとおして実態把握を行うとともに，各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して，学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置する。	南北海道教育センター
⑦	特別支援教育に関する研修の充実	市立小・中学校の教職員を対象に，学習障がい（ＬＤ），注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ），自閉症スペクトラム（ＡＳＤ）等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応や検査方法，アセスメントの方法を研修し，実際の指導に活用を図る取組みを実施する。	南北海道教育センター

（４） 保育所等における障がいのある子どもの保育等の推進

－現状と課題－

◍ 保育所，認定こども園，幼稚園，放課後児童健全育成事業において，障がいのある子どもの保育等を行っていますが，支援の一層の充実が求められています。

－施策の方向－

◍ 障がいのある子どもの保育等については，統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ，ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり，ニーズへの適切な対応が必要なことから，一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し，適切な環境のもと子どもの状況に応じて実施することが必要であり，保育等に携わる職員の研修の充実や職員配置等に対する支援を推進していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	子ども発達支援事業（発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	（再掲） P.110	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	保育所等訪問支援	（再掲） P.110	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	私立幼稚園等における障がい児教育	私立幼稚園，認定こども園では，障がいへの理解を深めるとともに，療育を進めるため，健康面や発達面において特別な支援が必要な幼児を受け入れている。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育所等における障がい児保育	（再掲）　P.42	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	放課後児童健全育成事業における障がい児保育	放課後児童クラブ（学童保育所）においては，可能な限り障がいのある児童の受入れを行っており，市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援する。	子ども未来部 次世代育成課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1
地域における子育て支援

施策の方向 2
母子の健康確保と増進

施策の方向 3
子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向 4
子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 5
仕事と生活の調和の実現

施策の方向 6
児童虐待防止対策

施策の方向 7
障がいのある子どもの支援

施策の方向 8
ひとり親家庭の自立支援

1 ひとり親の家庭の自立の推進
P.115

施策の方向 9
子どもの貧困対策

施策の方向
8

ひとり親家庭の自立支援

1 ひとり親家庭の自立支援の推進

（1） 子育て・生活支援の充実

－現状と課題－

◍ ひとり親家庭については，子育てや生活支援の充実が必要であるため，保育所等への優先入所や市営住宅への優先入居，保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業，トワイライトステイ事業を実施しているほか，母子生活支援施設での生活支援など，生活環境の改善とその自立を支援しています。

◍ また，母子・父子福祉センターでは，ひとり親家庭等を対象に，生活の安定や就労，福祉の向上のための事業を行っているほか，生きがいを深め，健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。

◍ 「子どもについての悩み」について，祖父母同居を含めたひとり親世帯では，「子どもとの話し合い等の時間がもてない」「親子関係」および「子どもの就職」と回答した割合が両親世帯に比べて高くなっています。

［子どもについての悩み（複数回答）］

区　分	子どもとの話し合い等の時間がもてない	親子関係	子どもの友達関係	子どもの学習や進路	いじめ	子どもの非行や不良行為	子どもの就職	その他	特に悩みはない
母子世帯(祖父母同居を含む)	15.3%	9.9%	17.1%	52.7%	3.4%	1.3%	14.0%	3.4%	22.9%
父子世帯(祖父母同居を含む)	16.2%	10.8%	18.9%	40.5%	5.4%	2.7%	16.2%	2.7%	29.7%
両親世帯(祖父母同居を含む)	8.2%	6.5%	15.8%	48.4%	1.9%	0.7%	7.0%	2.5%	32.1%

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

◍ ひとり親家庭については，母親等の収入状況が自立に影響するため，就業，求職活動，職業訓練等を行う際に，子育て支援サービスや相談体制の充実などきめ細かな支援が必要です。

－施策の方向－

◍ ひとり親家庭のニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに，母子生活支援施設での生活支援や就業支援，育児相談，教育相談などを通じて，自立を促進していきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ファミリー・サポート・センター事業	（再掲） P.32	子ども未来部 子どもサービス課
②	母子家庭等の保育所優先入所	母子世帯や父子世帯を対象に，認可保育所の優先入所を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
③	ひとり親家庭等奉仕員派遣事業	（再掲） P.32	子ども未来部 子育て支援課
④	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	（再掲） P.35	子ども未来部 子育て支援課
⑤	トワイライトステイ事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子育て支援課
⑥	母子生活支援施設	住居を提供するだけでなく，生活支援，就業支援，育児相談，教育相談などを通じて，自立を支援する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室	母子・父子・寡婦を対象として，趣味や教養，スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め，健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催する。	子ども未来部 子育て支援課
⑧	親子での各種体験型教室（事業）の参加促進	親子で参加できる各種の体験型教室（事業）等の情報収集を行い，その周知・広報に努め，親子での参加促進を図る。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	（再掲） P.38	子ども未来部 子育て支援課
⑩	市営住宅への母子・父子家庭等の優先入居	高齢者，障がいのある人，母子・父子世帯，低所得者を対象に市営住宅の優先入居を行う。	都市建設部 住宅課

（2） 就業支援の充実

－現状と課題－

◍ ひとり親家庭の親の働き方について，母子世帯では「フルタイムで働いている」が58.9%，「パート・アルバイト等をしている」が27.1%，「働いていない」が13.1%となっており，父子世帯では「フルタイムで働いている」が86.9%，「パート・アルバイト等をしている」が0.0%，「働いていない」が6.6%となっています。

また，母親のフルタイム勤務への転換希望について，両親世帯では「転換希望がある」が30.1%であるのに対し，母子世帯では56.3%となっています。

［ひとり親家庭の母親の働き方，父親の働き方］

区　分	フルタイム勤　務	パート・アルバイト等勤務	働いていない	無回答
母子世帯 (祖父母同居を含む)	58.9%	27.1%	13.1%	0.9%
父子世帯 (祖父母同居を含む)	86.9%	0.0%	6.6%	6.6%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

［母親のフルタイム勤務への転換希望］

区　分	転換希望あり	パート等の継続を希望	パート等をやめて子育てや家事に専念したい	無回答
両親世帯 (祖父母同居を含む)	30.1%	62.1%	5.8%	2.0%
母子世帯 (祖父母同居を含む)	56.3%	38.2%	2.8%	2.8%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ より良い就業に向けた能力の開発を支援するため，母子・父子福祉センターでの技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭等自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか，母子家庭等就業・自立支援センターと連携し，一貫した就業支援サービスの提供に努めています。

◍ また，「女性の再就業支援事業」では，再就業意欲のある子育て中などの女性に対して，託児サービスの提供とあわせてビジネスマナーなど就業に必要なスキルを習得する講座や個別就労支援を実施し，女性の就業促進を図っています。

－施策の方向－

◍ 各種事業の効果的な展開により，ひとり親家庭等の親のスキルアップを図るとともに，民間事業者の理解と協力を得るなかで，就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら，就業支援の充実に努めていきます。

◍ ひとり親家庭の資格取得における支援の拡充や，ひとり親家庭等の父母の雇用を行う事業主に対する支援など就業促進を図っていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	母子家庭等の母親または父親，および寡婦を対象として，就職に有利な資格を得るための講座を開催する。	子ども未来部 子育て支援課
②	母子家庭等就業・自立支援センター事業	道と連携を図りながら，一貫した就業支援サービスを提供するとともに，地域生活や養育費に関する相談のほか，民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など，総合的な支援について，きめ細かく取り組む。	子ども未来部 子育て支援課
③	母子自立支援プログラム策定事業	就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に，専門の相談員が面談のうえ，本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して，個々に応じたきめ細かな就業支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
④	ひとり親家庭等就労自立支援給付金	ひとり親家庭の父または母が自立支援プログラム策定事業を利用して就職し，雇用保険の被保険者となった者を対象に，経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため，就職の支度に必要な費用として給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	母子家庭等自立支援給付金支給事業	資格取得のための指定された講座を受講する場合や，看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士，歯科衛生士，美容師，社会福祉士，調理師，製菓衛生師のような経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	ひとり親家庭技能習得支援給付金	ひとり親家庭の父または母で，高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格取得をめざす者を対象に，授業料等の経済的負担の軽減を図るため給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭等雇用促進補助金	ひとり親の雇用を促進するため，市内在住のひとり親家庭の父母等を雇用し，国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内の事業主に対し，国の助成金の半額を上乗せ支給する。	経済部 雇用労政課
⑧	ひとり親家庭のための合同企業説明会	ひとり親家庭の就業に理解があり，その採用に意欲のある企業を開拓し，就業の機会を提供する合同企業説明会と就労に役立つセミナーを開催する。	経済部 雇用労政課
⑨	子育て女性等の就職支援	（再掲）　P.99	経済部 雇用労政課

（3） 経済的支援の充実

－現状と課題－

◍ ひとり親家庭に対する経済的支援策として，「遺児手当」や「ひとり親家庭医療費助成制度」のほか，「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などに取り組んでいますが，世帯の収入について，母子世帯は300万円未満が，74.1%となっています。

［世帯年収（税込）はいくらですか］

区　分	100 万円未 満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700~1,000万円未満	1,000 万円以 上	無回答
母子世帯（祖父母同居を除く）	8.7%	38.9%	26.5%	9.9%	5.3%	2.6%	0.9%	0.3%	6.9%
父子世帯（祖父母同居を除く）	0.0%	6.5%	12.9%	22.6%	16.1%	19.4%	3.2%	12.9%	6.5%
両親世帯（祖父母同居を除く）	0.2%	1.8%	9.0%	15.9%	19.1%	27.7%	15.6%	4.7%	6.0%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ 「養育費を受け取っていますか」について，「受け取ったことがない」が56.4%と依然として多く，「受け取ったことがあるが現在は受け取っていない」が11.1%となっており，現在受け取っていない割合が67.5%となっています。

［養育費を受け取っていますか：ひとり親］

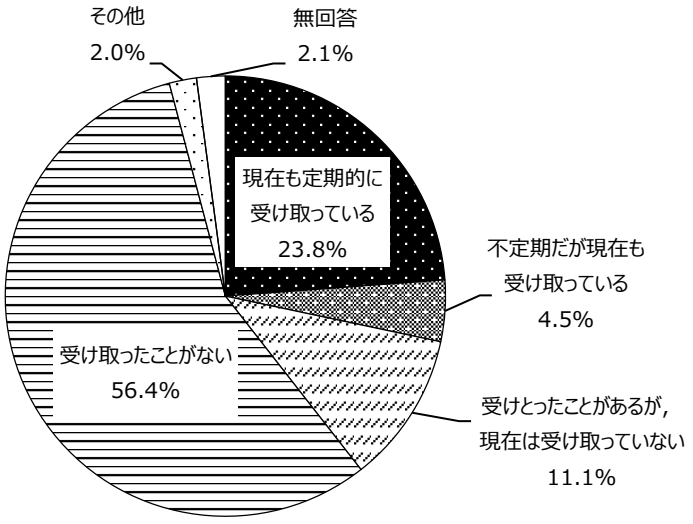

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

－施策の方向－

◍ 各種手当，制度等の継続および充実を検討し，経済的支援に努めます。

◍ 相談機能の強化を図るとともに，国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより，養育費確保に向けた情報提供に努めていきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	母子家庭等自立支援給付金支給事業	（再掲） P.118	子ども未来部 子育て支援課
②	児童扶養手当	ひとり親家庭等（母子および父子家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し，児童の福祉の増進を図るため，一定の要件に該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（一定程度以上の障がいの状態にある場合は 20 歳未満）を養育しており，所得が一定未満の方に手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
③	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭や両親のいない家庭の 20 歳未満の子どもとその母または父の保険診療にかかる医療費の一部を助成しており，今後は，低所得者世帯，乳幼児などに対するさらなる助成の拡大に努める。	子ども未来部 子育て支援課
④	遺児手当	父および母を失った遺児または不慮の事故，災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して，手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定，子どもの福祉を図るため，無利子または低利子で各種資金の貸付けを行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	養育費確保にかかる周知・啓発事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく養育費について，児童扶養手当の申請時などに周知・啓発を図る。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭等子どものための学習支援事業	ひとり親家庭等世帯の小学生等を対象に，生活指導を含めた訪問型学習支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑧	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実	（再掲） P.35	子ども未来部 次世代育成課
⑨	就学援助	経済的理由により，就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して，給食費や学用品など，必要な援助を行う。	学校教育課 保健給食課

（４） 情報提供および相談体制の充実

－現状と課題－

◍ ひとり親世帯の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは，母子世帯が「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が圧倒的に多く，次いで「職場の人」，父子世帯が「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が多く，次いで「職場の人」「同居の家族」という状況となっています。

［子どもについての悩みを相談する相手（複数回答）］

区　分	同居の家族	同居していない家族･親せき	職場の人	それ以外の友人･知人	幼稚園・保育園の先生	学校の先生	自治体等の子育て関連担当窓口	相談する人はいない
母子世帯（祖父母同居を除く）	11.4%	71.0%	30.8%	58.5%	13.4%	18.8%	0.8%	3.5%
父子世帯（祖父母同居を除く）	22.6%	58.1%	22.6%	48.4%	9.7%	9.7%	0.0%	6.5%
全　体	74.6%	64.5%	26.7%	55.1%	21.5%	19.4%	1.3%	1.2%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ ひとり親家庭が抱える様々な悩み等について相談に応じるため，「ひとり親家庭サポート・ステーション」を設置し，専任の相談員を配置するとともに，ひとり親家庭の福祉の向上を図るため，各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し，ひとり親家庭に配布しています。

－施策の方向－

◍ 既存事業の効果的なＰＲを実施するとともに「ひとり親家庭サポート・ステーション」により，支援員による家庭訪問の実施や関係機関への付添を行うなど機動性を高め，きめ細かな支援に取り組みます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て情報「はこすく」	（再掲） P.46	子ども未来部 子ども企画課
③	「ひとり親家庭のしおり」の配布	母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度，生活資金の貸付け，仕事，子育て支援サービス等，生活に必要な情報を掲載した冊子を作成し，対象世帯に配布する。	子ども未来部 子育て支援課
④	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	（再掲） P.38	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	「すくすく手帳」の発行	（再掲） P.46	子ども未来部 次世代育成課
⑥	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	（再掲） P.47	子ども未来部 母子保健課

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における
子育て支援

施策の方向 2

母子の健康
確保と増進

施策の方向 3

子どもの
健やかな成長
のための教育
環境の整備

施策の方向 4

子育てを支援する
生活環境の整備

施策の方向 5

仕事と生活の
調和の実現

施策の方向 6

児童虐待防止対策

施策の方向 7

障がいのある
子どもの支援

施策の方向 8

ひとり親家庭
の自立支援

施策の方向 9

子どもの貧困対策

1 生活基盤の安定に向けた支援の充実 P.124
2 子どもの育ちと学びの支援の充実 P.128
3 相談支援の充実 P.133

施策の方向 9

子どもの貧困対策

1 生活基盤の安定に向けた支援の充実

（1） 世帯の生活基盤の確保に向けた支援

－現状と課題－

◍ 子育て家庭への経済的支援として，中学校卒業までの子どもを養育している家庭で一定の所得要件を満たしている場合に児童手当を，ひとり親家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給しているほか，幼児教育・保育の無償化，放課後児童健全育成事業の利用料の軽減や子どもの医療費の助成を行っています。

◍ また，安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため，子育て家庭への居住支援として，市営住宅への優先入居等を行っています。

◍ 普段の家計で最も近いものとして，全体では「赤字」が19.8%「どちらでもなくぎりぎり」が47.1%となっています。家族形態別では，両親世帯は「赤字」18.4%，「どちらでもなくぎりぎり」が45.8%，母子世帯では「赤字」が26.9%「どちらでもなくぎりぎり」が53.9%となっています。

［普段の家計について，もっとも近いもの］

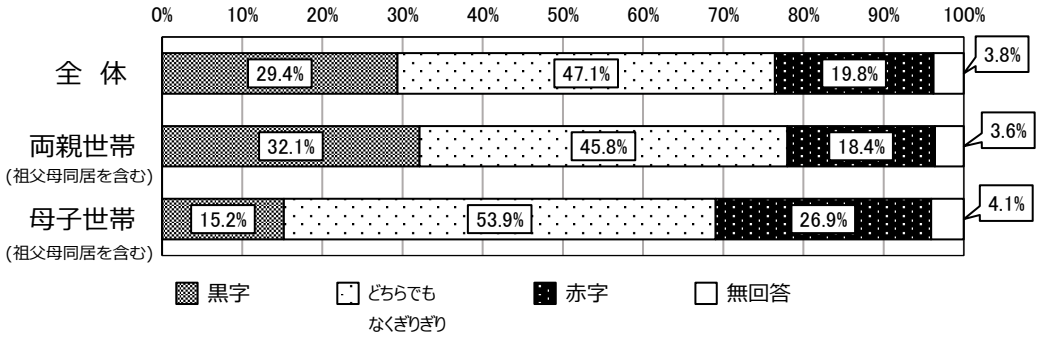

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

－施策の方向－

◍ 各種手当，制度等の継続および充実を検討し，子どもの成長段階に応じた経済的支援に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	幼児教育・保育無償化事業	３歳以上児と住民税非課税世帯の３歳未満児について，幼稚園・保育所・認定こども園の保育料を無償とするほか，幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について，就労など一定の要件を満たした場合に利用料を無償化する。	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	低所得世帯・多子世帯に対する保育料の軽減	３歳未満児（住民税非課税世帯を除く）について，低所得世帯に配慮しながら，保育料に係る階層区分を細分化等することにより，保育料の負担を軽減するほか，一定の所得未満に相当する世帯の第２子以降について保育料を無償化する。	子ども未来部 子どもサービス課
③	低所得世帯・多子世帯に対する副食材料費の徴収免除	保護者が負担することとなっている３歳以上児の給食の副食材料費について，低所得世帯・多子世帯の負担を免除する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	実費徴収に係る補足給付事業	幼稚園・保育所・認定こども園を利用する低所得世帯・多子世帯に対して，保護者が支払うべき副食材料費，日用品，文房具等の購入費用や行事への参加に必要な費用の一部を補助する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	児童扶養手当	（再掲） P.120	子ども未来部 子育て支援課
⑥	ひとり親家庭等医療費助成制度	（再掲） P.120	子ども未来部 子育て支援課
⑦	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	（再掲） P.120	子ども未来部 子育て支援課
⑧	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため，中学生までの児童を養育し，かつ，その児童と一定関係の生計関係にある父または母等（所得の高い方）に手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	子ども医療費助成制度	子どもの保険診療にかかる医療費の一部を助成しており，今後は，低所得者世帯，乳幼児などに対するさらなる助成の拡大に努める。	子ども未来部 子育て支援課
⑩	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実	（再掲） P.35	子ども未来部 次世代育成課
⑪	市営住宅への子育て世帯の優先入居	（再掲） P.89	都市建設部 住宅課
⑫	市営住宅への母子・父子家庭等の優先入居	（再掲） P.116	都市建設部 住宅課
⑬	就学援助	（再掲） P.120	学校教育課 保健給食課

（2） 自立に向けた就労相談・支援の充実

－現状と課題－

◍ 「平成29年度子どもの生活実態調査」において，母親の働き方は，全体では「正規の職員・従業員」が24.4%，「パート・アルバイト」が40.5%，「働いていない」が21.9%となっており，父親の働き方は，「正規の職員・従業員」が74.7%，「自営」が11.9%，「会社・団体等の役員」が5.6%となっています。

［母親の働き方，父親の働き方：全体］

区分	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣社員・契約社員・嘱託	自営	会社・団体等の役員	働いていない	その他，無回答
母親	24.4%	40.5%	5.2%	4.5%	1.1%	21.9%	2.4%
父親	74.7%	1.2%	2.9%	11.9%	5.6%	1.1%	2.6%

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

◍ また，年収階層別の母親の働き方では，年収が低いと「パート・アルバイト」の割合が高くなる傾向にあります。

［母親の働き方：世帯の年収階層別］

区分	正規の職員･従業員	パート・アルバイト	派遣社員･契約社員･嘱託	自営	会社・団体等の役員	働いていない	その他，無回答
～100 万円	9.1%	64.9%	3.9%	6.5%	0.0%	11.7%	3.9%
～200 万円	14.5%	55.1%	7.2%	3.9%	0.5%	14.0%	4.9%
～300 万円	22.6%	40.6%	9.4%	4.5%	1.0%	19.8%	2.1%
～400 万円	18.8%	50.0%	5.6%	2.4%	0.5%	19.9%	2.7%
～500 万円	20.6%	47.4%	4.9%	2.6%	1.0%	22.9%	0.6%
～700 万円	28.3%	37.2%	4.7%	3.5%	0.4%	24.8%	1.2%
～1000 万円	38.0%	29.0%	3.4%	6.2%	0.9%	20.6%	1.8%
1000 万円～	41.2%	6.9%	1.5%	11.5%	7.6%	30.5%	0.8%
収入無回答	13.3%	35.3%	4.0%	7.3%	1.3%	30.0%	8.7%

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

◍ 低所得で生活困難な状況にある世帯については，積極的に就労支援をしていく必要があり，特に，ひとり親家庭については，世帯収入が低い傾向にあるなど，厳しい状況にあることから，経済的自立が図られるよう就職のサポートに努める必要があります。

－施策の方向－

◍　ひとり親家庭の保護者が看護師や介護福祉士など，就職に有利な資格を取得するための支援を行うなど，就職につなげるとともに，所得の増大に資するよう支援の充実を図ります。

◍　また，再就業意欲のある子育て中等の女性に対して，託児サービスの提供とあわせてビジネスマナーなど就業に必要なスキルを習得する講座や個別就労支援を行っている「女性の再就職支援事業」等女性の就業促進を図ります。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	（再掲）　P.120	子ども未来部 子育て支援課
②	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	（再掲）　P.118	子ども未来部 子育て支援課
③	母子家庭等就業・自立支援センター事業	（再掲）　P.118	子ども未来部 子育て支援課
④	母子自立支援プログラム策定事業	（再掲）　P.118	子ども未来部 子育て支援課
⑤	ひとり親家庭等就労自立支援給付金	（再掲）　P.118	子ども未来部 子育て支援課
⑥	母子家庭等自立支援給付金支給事業	（再掲）　P.118	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭技能習得支援給付金	（再掲）　P.118	子ども未来部 子育て支援課
⑧	ひとり親家庭等雇用促進補助金	（再掲）　P.118	経済部 雇用労政課
⑨	ひとり親家庭のための合同企業説明会	（再掲）　P.118	経済部 雇用労政課
⑩	子育て女性等の就職支援	（再掲）　P.99	経済部 雇用労政課
⑪	仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発	（再掲）　P.101	経済部 雇用労政課

施策の方向
9

子どもの貧困対策

2 子どもの育ちと学びの支援の充実

（1） 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

－現状と課題－

◍ 子どもの健全な成長を図るため，親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期把握した上で，適切な支援へつなぐ必要があります。また，乳幼児期から義務教育，高等教育へと子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を提供する必要があります。

◍ 若年妊娠やＤＶ被害などの困難を抱えた女性に対しては，妊娠・出産期から相談に応じ，また，妊婦健診等を通じて早期に把握に努める必要があります。

◍ また，世帯年収にかかわらず，子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに望ましい食習慣や生活習慣の形成は重要であることから，食育の支援や啓発事業に取り組んでいます。

－施策の方向－

◍ 親の妊娠・出産期から継続的な支援を図るため「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組むとととともに，「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」，窓口における面談や各種検診を通じ，困難や悩みを抱える女性を早期に発見できるよう努めます。

◍ 離乳食教室や啓発事業などを通し，食育の支援に取り組んでいきます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ファミリー・サポート・センター事業	（再掲） P.32	子ども未来部 子どもサービス課
②	病児保育事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子どもサービス課
③	保育所等における一時預かり事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子どもサービス課
④	幼稚園等における在園児の一時預かり事業	（再掲） P.35	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑤	子育て支援隊	（再掲） P.31	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	食育だよりの発行	（再掲） P.68	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等		所管部局
⑦	幼児教育・保育無償化事業	（再掲）	P.124	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	幼稚園等における未就園児向け施設開放・相談事業	（再掲）	P.38	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑨	子ども医療費助成制度	（再掲）	P.125	子ども未来部 子育て支援課
⑩	ひとり親家庭等医療費助成制度	（再掲）	P.120	子ども未来部 子育て支援課
⑪	子どもなんでも相談１１０番	（再掲）	P.38	子ども未来部 次世代育成課
⑫	マザーズ・サポート・ステーション事業	（再掲）	P.38	子ども未来部 母子保健課
⑬	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（再掲）	P.32	子ども未来部 母子保健課
⑭	“はこだてげんきな子”食育教室（離乳食教室）	（再掲）	P.67	保健福祉部 健康増進課
⑮	“はこだてげんきな子”食育啓発事業	（再掲）	P.67	保健福祉部 健康増進課
⑯	子育て支援コンシェルジュ事業	（再掲）	P.38	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
⑰	学校における食育の推進	（再掲）	P.68	学校教育部 教育指導課

（2） 子どもの学びの支援

－現状と課題－

◍ 経済的な理由により，就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（準要保護者）は増加傾向にあり，全児童・生徒数に占める準要保護者数の割合は，平成30年度で27.3%となっています。

◍ 小学５年生，中学２年生，高校２年生の学校の授業の理解度に関する自己評価は，「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」とする回答は，合わせて21.8%となっていますが，学年が上がるに従ってその割合は高くなっています。家族形態別では，「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」とする回答は，父子世帯が31.4%，母子世帯が28.3%となっています。

◍ ひとり親家庭等子どものための学習支援事業，生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援事業により，小・中学生の学びの支援を行っているほか，子どもの居場所としての役割も果たしています。

[学校の授業でわからないことがありますか]

区　分	いつも わかる	だいたい わかる	あまり わからない	わからない ことが多い	ほとんど わからない	無回答
小学５年生	19.5%	62.1%	9.7%	5.3%	1.2%	2.3%
			16.2%			
中学２年生	9.9%	64.3%	12.4%	9.3%	2.1%	2.0%
			23.8%			
高校２年生	5.1%	64.1%	16.5%	8.9%	5.1%	0.3%
			30.5%			
全　体	13.0%	63.4%	12.0%	7.6%	2.2%	1.8%
			21.8%			
両親世帯 (祖父母同居を含む)	14.4%	65.0%	10.7%	6.3%	1.9%	1.7%
			18.9%			
母子世帯 (祖父母同居を含む)	9.5%	60.1%	14.6%	11.1%	2.6%	2.1%
			28.3%			
父子世帯 (祖父母同居を含む)	5.7%	62.9%	20.0%	5.7%	5.7%	0.0%
			31.4%			

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

◍ 高校２年生本人が考える自分の進路は，「高校まで」が19.7%，「大学まで」が40.3%となっています。希望する進学先を「高校まで」とした理由として「進学に必要なお金が心配だから」に，「まああてはまる」「非常にあてはまる」と回答した割合は，全体で35.4%となっており，「きょうだいの進学にお金がかかるから」と「親や家族の面倒を見なければならないから」よりも高い割合となっています。

［あなたは将来，どの段階まで進学したいですか：高校２年生］

区　分	高校まで	短大・高等専門学校・専門学校まで	大学まで	大学院まで	まだわからない	その他	無回答
高校２年生	19.7%	21.6%	40.3%	0.3%	16.2%	1.0%	1.0%

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

［「高校まで」と答えた方のその理由について，それぞれどれくらいあてはまるか］

区　分	非常にあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
進学に必要なお金のことが心配だから	17.7%	17.7%	16.1%	17.7%	29.0%	1.6%
きょうだいの進学にお金がかかるから	6.5%	9.7%	11.3%	16.1%	54.8%	1.6%
親や家族の面倒を見なければならないから	1.6%	6.5%	17.7%	9.7%	62.9%	1.6%

資料：「平成29年度子どもの生活実態調査」

◍　また，小学生・中学生を対象とした「入学準備給付金」や「就学援助制度」，高等学校などへの進学のための「入学準備金の貸付」や「貸与型奨学金制度」，勉学意欲・能力がありながら，経済的な理由で修学が困難な大学生を対象に「奨学金支給事業」を行っています。

－施策の方向－

◍　教育費の負担は非常に大きいことから，就学援助等の継続とともに，国における高等教育の授業料等減免制度の創設と給付型奨学金制度の拡充の状況を勘案したうえで，市の支援制度の見直しや拡充についても検討していきます。

◍　また，引き続き，生活全般を支える視点を含めた学習支援事業を実施するほか，すべての子ども達が健やかに成長できるよう様々な機会を確保するための支援策等について検討します。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	中学生学習支援等事業	（再掲）　P.51	保健福祉部 生活支援第１課
②	入学準備金貸付事業	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に入学する生徒の保護者で入学金等の調達が困難な者を対象に入学準備金を貸与する。	子ども未来部 子ども企画課
③	奨学金貸付事業	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に在学し，経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸与する。	子ども未来部 子ども企画課
④	入学準備給付金	子育て家庭への経済的支援を図るため，小学校および中学校等に入学する子どもの保護者を対象に入学準備金を支給する。	子ども未来部 子ども企画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	奨学金支給事業	人物・学業ともに優秀で，経済的な理由により修学が困難な大学生を対象に返還が不要な奨学金を支給する。	子ども未来部 子ども企画課
⑥	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	（再掲） P.120	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭等子どものための学習支援事業	（再掲） P.120	子ども未来部 子育て支援課
⑧	就学援助	（再掲） P.120	学校教育部 保健給食課

施策の方向
9

子どもの貧困対策

3 相談支援の充実

（1） 相談支援体制の充実

－現状と課題－

◍ 保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげるのは，「同居の家族」が74.6%，「相談する相手がいない」は，1.2%ですが，母子世帯の保護者については，「同居の家族」が11.4%，「相談する人はいない」が3.5%，父子世帯の保護者については，「相談する人はいない」が6.5%となっており，ひとり親家庭において，悩みごとを相談する相手がいない割合が高い結果となっています。

［子どもについての悩みを相談する相手（複数回答）］（再掲）

区　分	同居の家族	同居していない家族・親せき	職場の人	それ以外の友人・知人	幼稚園・保育園の先生	学校の先生	自治体等の子育て関連担当窓口	相談する人はいない
母子世帯 (祖父母同居を除く)	11.4%	71.0%	30.8%	58.5%	13.4%	18.8%	0.8%	3.5%
父子世帯 (祖父母同居を除く)	22.6%	58.1%	22.6%	48.4%	9.7%	9.7%	0.0%	6.5%
全　体	74.6%	64.5%	26.7%	55.1%	21.5%	19.4%	1.3%	1.2%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

◍ 子どもに関する事業等の情報を得る手段として「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では，「市政はこだて」や「すくすく手帳」，「平成29年度子どもの生活実態調査」では，「学校などからのお便り」から情報を得ると回答した割合が高いことから，各媒体を効果的に活用することが必要であり，また，身近な地域において，気軽に子育てに関する相談や情報交換，交流などの機会を確保することが必要です。

◍ 貧困の状況にある子どもたちやその家族には，必要な支援制度を知らない，手続きが分からない，利用に消極的な状況も見られることから，相談窓口の周知に努めるとともに，アウトリーチの充実などが必要です。

－施策の方向－

◍ 子ども子育て支援に関する情報の提供手法として，広報紙やホームページ，スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」などの活用とともに，学校を通じた情報提供にも努めます。

◍ 「マザーズ・サポート・ステーション」「ひとり親家庭サポート・ステーション」などの相談窓口によるきめ細かな支援に取り組むとともに，スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉部門の連携も進め，生活困窮世帯が抱える悩み，課題の解消に努めます。

≪個別事業≫

No.	事業名	事業内容等		所管部局
①	スマートフォン向けアプリ「Ｇｒｕｃｃｏ（グルッコ）」	（再掲）	P.46	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て情報「はこすく」	（再掲）	P.46	子ども未来部 子ども企画課
③	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	（再掲）	P.31	子ども未来部 子どもサービス課
④	夜間の多世代型子育てサロンの開設	（再掲）	P.31	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	子育て支援隊	（再掲）	P.31	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	幼稚園等における未就園児向け施設開放・相談事業	（再掲）	P.38	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑦	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	（再掲）	P.38	子ども未来部 子育て支援課
⑧	「すくすく手帳」の発行	（再掲）	P.46	子ども未来部 次世代育成課
⑨	子どもなんでも相談１１０番	（再掲）	P.38	子ども未来部 次世代育成課
⑩	マザーズ・サポート・ステーション事業	（再掲）	P.38	子ども未来部 母子保健課
⑪	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	（再掲）	P.47	子ども未来部 母子保健課
⑫	子育て支援コンシェルジュ事業	（再掲）	P.38	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
⑬	スクールソーシャルワーカー配置事業	（再掲）	P.63	南北海道 教育センター

施策目標一覧

本計画の成果を評価するための施策目標を以下のように定めます。

施策の方向	調査事項・事業名	掲載ﾍﾟｰｼﾞ	指　標		直近の現状（平成30年度）	目　標（令和６年度）
1	子育て環境や子育て支援についての満足度 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	17	満足度「高い」「やや高い」		22.7%	増加
	マザーズ・サポート・ステーション事業	38	妊娠届出時における面談等実施率		98.2%	100%
	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）の利用率 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	44	「利用している」		12.8%	増加
	子どもに関する事業等の情報を得るための手段（就学前児童保護者） 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	46	活用度「たまにある」「よくある」	子育て応援ハンドブック「すくすく手帳」	26.4%	増加
				ひとり親家庭のしおり	20.9%	増加
				スマートフォン向けアプリ「Grucco(グルッコ)」	10.6%	増加
				子ども・子育て情報リンク集”はこすく”	6.2%	増加
2	妊婦健康診査	58	受診率		83.9%	95.0%
	乳幼児健康診査	58	受診率	４か月児健診	96.9%	98.0%
				１歳６か月児健診	96.2%	98.0%
				３歳児健診	97.4%	98.0%
	妊産婦保健指導	58	妊娠 11 週以下での妊娠届出率		92.8%	100%
	子どもの朝食のとり方 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	66	「毎日食べる」	小学生	90.3%	増加
				中学生	84.9%	増加
3	「男は仕事，女は家庭」という考え方 【男女共同参画に関する市民・事業者意識調査】	73	「反対」「どちらかといえば反対」		36.2% (平成 28 年度)	増加
	学力向上推進事業	76	アフタースクール実施小学校の割合		43.5%	50.0%
4	スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置	90	設置本数	スクールゾーン	305 本	増加
				幼児ゾーン	146 本	増加
5	「ワーク・ライフ・バランス」の実現 【男女共同参画に関する市民・事業者意識調査】	98	「実現できていると思う」		21.5% (平成 28 年度)	増加
	育児休業取得率 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	101	育児休業取得率	母親	70.8%	増加
				父親	3.4%	増加
6	「子ども家庭総合支援拠点」の設置	105	設置状況		未設置	設置
7	乳幼児健康診査（再掲）	108	―			
8	子どもについての悩みを相談する相手 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	121	「相談する人はいない」	ひとり親世帯 (祖父母同居を除く)	3.6%	減少
9	普段の家計について，もっとも近いもの 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	124	「赤字」「ぎりぎり」	母子世帯 (祖父母同居を含む)	80.8%	減少
				全体	66.9%	減少
	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	21	進学率		97.9%	増加

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき，本市は，「基本指針」に即して，教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画について，次のとおり教育・保育提供区域を設定したうえで，教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定めます。

1　教育・保育提供区域

地理的条件や人口，教育・保育および子育てに係る施設や事業，社会資源の配置状況，通園等の交通事情や市民のニーズ等を総合的に勘案し，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として定める区域（教育・保育提供区域）を次のとおり設定します。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として，通勤途上等，居住エリア以外での利用などの多様なニーズや短期間の需要の変動にも柔軟に対応可能な区域として，平成16年合併前の旧函館市域と東部４地域の２区域を基本とします。

ただし，地域子ども・子育て支援事業のうち，性質上，利用対象者が限定されるもの，または市全域を対象とするものについては，「函館市全体＝１区域」とします。

なお，教育・保育提供区域は，小・中学校の通学区域の性質とは異なり，居住している区域外にある施設の利用を制限するものではありません。

［教育・保育および地域子ども・子育て支援事業と区域］

区　分	施設・事業名	区　域
教育・保育	【教育・保育施設】 幼稚園，保育所，認定こども園等	２区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業） 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業	
	子育て支援短期利用事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業） 妊婦健康診査事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 利用者支援事業	１区域 （函館市全体）

区　域	該当町名
旧函館市域	入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町，東川町，豊川町，大手町，栄町，旭町，東雲町，大森町，松風町，若松町，千歳町，新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，浅野町，吉川町，北浜町，港町１～３丁目，追分町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町，宮前町，中島町，千代台町，堀川町，高盛町，宇賀浦町，日乃出町，的場町，時任町，杉並町，本町，梁川町，五稜郭町，柳町，松陰町，人見町，金堀町，乃木町，柏木町，川原町，深堀町，駒場町，広野町，湯浜町，湯川町1～3丁目，戸倉町，榎本町，花園町，日吉町1～4丁目，上野町，高丘町，滝沢町，見晴町，鈴蘭丘町，上湯川町，銅山町，旭岡町，西旭岡町１～３丁目，鱒川町，寅沢町，三森町，紅葉山町，庵原町，亀尾町，米原町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，根崎町，高松町，志海苔町，瀬戸川町，赤坂町，銭亀町，中野町，新湊町，石倉町，古川町，豊原町，石崎町，鶴野町，白石町，富岡町１～３丁目，神山１～３丁目，陣川１～２丁目，陣川町，神山町，東山町，山の手１～３丁目，赤川１丁目，赤川町，亀田中野町，水元町，亀田大森町，石川町，桔梗町，西桔梗町，昭和町，亀田本町，亀田港町，中道１～２丁目，鍛治１～２丁目，美原１～５丁目，昭和１～４丁目，本通１～４丁目，東山１～３丁目，北美原１～３丁目，桔梗１～５丁目
東部４地域	**－戸井地域－** 小安町，小安山町，釜谷町，汐首町，瀬田来町，弁才町，泊町，館町，浜町，新二見町，原木町，丸山町 **－恵山地域－** 日浦町，吉畑町，豊浦町，大澗町，中浜町，女那川町，川上町，日和山町，高岱町，日ノ浜町，古武井町，恵山町，柏野町，御崎町 **－椴法華地域－** 恵山岬町，元村町，富浦町，島泊町，新恵山町，絵紙山町，新八幡町，新浜町，銚子町 **－南茅部地域－** 古部町，木直町，尾札部町，川汲町，安浦町，臼尻町，豊崎町，大船町，双見町，岩戸町

２　教育・保育の需給計画

（提供区域内の量の見込みとそれに対応する提供体制を確保する計画）

（１）計画策定の考え方

提供区域毎に計画期間内におけるそれぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等（教育・保育施設）の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた「量の見込み（ニーズ量）」に対し，それに見合う幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制としての利用定員（供給量）を確保していくための計画（確保方策）を定めます。

なお，量の見込み（ニーズ量）や確保する提供体制としての利用定員（供給量）は次の「認定区分ごと」に設定します。

認定区分	１号	２号	３号
対象となる子ども	教育を希望する 満３歳以上	保育を必要とする 満３歳以上	保育を必要とする 満３歳未満
対象施設	幼稚園，認定こども園 （幼稚園機能）	保育所，認定こども園（保育所機能）	

（２）教育・保育の需給計画

【函館市全体】　（単位：人）

年度	認定区分		１号	２号		３号		合計
				学校教育	左記以外	１・２歳	０歳	
令和２年度（２０２０年度）	量の見込み		2, 104	2, 200		1, 752		6, 056
				423	1, 777	1, 497	255	
	確保方策	特定教育・保育施設	3, 258		2, 103	1, 337	395	7, 093
						保育利用率 41.16%		
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3, 328		2, 221	1, 921		7, 470
						1, 503	418	
令和３年度（２０２１年度）	量の見込み		2, 037	2, 106		1, 737		5, 880
				409	1, 697	1, 477	260	
	確保方策	特定教育・保育施設	3, 300		2, 073	1, 335	405	7, 113
						保育利用率 43.03%		
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3, 370		2, 191	1, 929		7, 490
						1, 501	428	
令和４年度（２０２２年度）	量の見込み		1, 995	2, 038		1, 680		5, 713
				400	1, 638	1, 416	264	
	確保方策	特定教育・保育施設	3, 300		2, 073	1, 335	405	7, 113
						保育利用率 45.16%		
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3, 370		2, 191	1, 929		7, 490
						1, 501	428	
令和５年度（２０２３年度）	量の見込み		1, 989	2, 012		1, 634		5, 635
				399	1, 613	1, 369	265	
	確保方策	特定教育・保育施設	3, 300		2, 073	1, 335	405	7, 113
						保育利用率 47.22%		
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3, 370		2, 191	1, 929		7, 490
						1, 501	428	
令和６年度（２０２４年度）	量の見込み		1, 956	1, 956		1, 591		5, 503
				393	1, 563	1, 320	271	
	確保方策	特定教育・保育施設	3, 300		2, 073	1, 335	405	7, 113
						保育利用率 49.18%		
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3, 370		2, 191	1, 929		7, 490
						1, 501	428	

※１　特定教育・保育施設：市が施設型給付費の支給対象となることを確認した教育・保育施設

※２　施設型給付：幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付

※３　保育利用率：各年度における３歳未満の子どもの推計人口全体に占める３号を確保する特定教育・保育施設の利用定員の割合
定員の割合

【旧函館市域】

（単位：人）

年度	認定区分		1号	2号		3号		合計
				学校教育	左記以外	1・2歳	0歳	
令和2年度（2020年度）	量の見込み		2,079	2,140		1,718		5,937
				418	1,722	1,466	252	
	確保方策	特定教育・保育施設	3,098		2,026	1,308	386	6,818
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3,168		2,144	1,883		7,195
						1,474	409	
令和3年度（2021年度）	量の見込み		2,013	2,048		1,704		5,765
				404	1,644	1,447	257	
	確保方策	特定教育・保育施設	3,140		1,996	1,306	396	6,838
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3,210		2,114	1,891		7,215
						1,472	419	
令和4年度（2022年度）	量の見込み		1,972	1,982		1,648		5602
				395	1,587	1,387	261	
	確保方策	特定教育・保育施設	3,140		1,996	1,306	396	6,838
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3,210		2,114	1,891		7,215
						1,472	419	
令和5年度（2023年度）	量の見込み		1,966	1,957		1,604		5,527
				394	1,563	1,342	262	
	確保方策	特定教育・保育施設	3,140		1,996	1,306	396	6,838
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3,210		2,114	1,891		7,215
						1,472	419	
令和6年度（2024年度）	量の見込み		1,933	1,903		1,562		5,398
				388	1,515	1,294	268	
	確保方策	特定教育・保育施設	3,140		1,996	1,306	396	6,838
		確認を受けない幼稚園	70					70
		認可外保育施設			118	166	23	307
		計	3,210		2,114	1,891		7,215
						1,472	419	

【東部４地域】

（単位：人）

年度	認定区分		1号	2号		3号		合計
				学校教育	左記以外	1・2歳	0歳	
令和2年度（2020年度）	量の見込み		25	60		34		119
				5	55	31	3	
	確保方策	特定教育・保育施設	160		77	29	9	275
		確認を受けない幼稚園	0					0
		認可外保育施設			0	0	0	0
		計	160		77	38		275
						29	9	
令和3年度（2021年度）	量の見込み		24	58		33		115
				5	53	30	3	
	確保方策	特定教育・保育施設	160		77	29	9	275
		確認を受けない幼稚園	0					0
		認可外保育施設			0	0	0	0
		計	160		77	38		275
						29	9	
令和4年度（2022年度）	量の見込み		23	56		32		111
				5	51	29	3	
	確保方策	特定教育・保育施設	160		77	29	9	275
		確認を受けない幼稚園	0					0
		認可外保育施設			0	0	0	0
		計	160		77	38		275
						29	9	
令和5年度（2023年度）	量の見込み		23	55		30		108
				5	50	27	3	
	確保方策	特定教育・保育施設	160		77	29	9	275
		確認を受けない幼稚園	0					0
		認可外保育施設			0	0	0	0
		計	160		77	38		275
						29	9	
令和6年度（2024年度）	量の見込み		23	53		29		105
				5	48	26	3	
	確保方策	特定教育・保育施設	160		77	29	9	275
		確認を受けない幼稚園	0					0
		認可外保育施設			0	0	0	0
		計	160		77	38		275
						29	9	

３　地域子ども・子育て支援事業の需給計画
（提供区域内の量の見込みとそれに対応する提供体制を確保する計画）

（１）計画策定の考え方

地域子ども・子育て支援事業とは，子ども・子育て支援法第59条各号に掲げられた次の13事業のことを指します。

①　時間外保育事業（延長保育事業）	⑧　妊婦健康診査事業
②　放課後児童健全育成事業	⑨　乳児家庭全戸訪問事業
③　子育て支援短期利用事業	⑩　養育支援訪問事業
④　地域子育て支援拠点事業	⑪　利用者支援事業
⑤　一時預かり事業	⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥　病児保育事業	⑬　多様な主体の参入促進事業
⑦　子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）	

このうち，全国共通で「量の見込み」を算出することとされている①～⑪について，事業の区分ごとに算出します。

（２）地域子ども・子育て支援事業の需給計画

①　時間外保育事業（延長保育事業）

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	1,051	1,001	953	921	892
	確保方策	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
旧函館市域	量の見込み	1,049	999	951	919	890
	確保方策	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
東部４地域	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2

②　放課後児童健全育成事業

（単位：人）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体		１年生	654	675	691	646	680
		２年生	618	648	668	685	640
		３年生	500	540	566	585	599
		４年生	387	407	440	459	477
		５年生	243	284	299	326	340
		６年生	160	160	187	197	217
	量の見込み		2,562	2,714	2,851	2,898	2,953
	確保方策		2,599	2,757	2,896	2,943	2,993
旧函館市域		１年生	645	668	682	636	671
		２年生	611	639	661	676	630
		３年生	494	534	558	579	591
		４年生	382	402	435	453	472
		５年生	238	280	295	322	335
		６年生	156	157	184	194	214
	量の見込み		2,526	2,680	2,815	2,860	2,913
	確保方策		2,599	2,757	2,896	2,943	2,993
東部４地域		１年生	9	7	9	10	9
		２年生	7	9	7	9	10
		３年生	6	6	8	6	8
		４年生	5	5	5	6	5
		５年生	5	4	4	4	5
		６年生	4	3	3	3	3
	量の見込み		36	34	36	38	40
	確保方策		0	0	0	0	0

③　子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

（単位：延人数）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	159	155	150	146	141
	確保方策	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825

④　地域子育て支援拠点事業

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み(延人数)	38,082	36,695	35,478	34,373	33,428
	確保方策（箇所）	13	13	13	13	13
旧函館市域	量の見込み(延人数)	36,117	34,801	33,647	32,599	31,703
	確保方策（箇所）	11	11	11	11	11
東部４地域	量の見込み(延人数)	1,965	1,894	1,831	1,774	1,725
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2

⑤－１　一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：延人数）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体		１号認定	52,476	50,268	48,545	47,962	46,700
		２号認定	116,768	114,593	110,501	109,396	106,392
	量の見込み		169,244	164,861	159,046	157,358	153,092
	確保方策		169,244	169,244	169,244	169,244	169,244
旧函館市域		１号認定	51,421	49,258	47,569	46,998	45,761
		２号認定	115,484	113,332	109,285	108,193	105,222
	量の見込み		166,905	162,590	156,854	155,191	150,983
	確保方策		166,905	166,905	166,905	166,905	166,905
東部４地域		１号認定	1,055	1,010	976	964	939
		２号認定	1,284	1,261	1,216	1,203	1,170
	量の見込み		2,339	2,271	2,192	2,167	2,109
	確保方策		2,339	2,339	2,339	2,339	2,339

⑤－２　一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（単位：延人数）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み		16, 349	15, 768	15, 148	14, 724	14, 235
		一時預かり	9, 979	9, 979	9, 979	9, 979	9, 979
		ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	7, 825	7, 825	7, 825	7, 825	7, 825
		ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ	2, 555	2, 555	2, 555	2, 555	2, 555
	確保方策		20, 359	20, 359	20, 359	20, 359	20, 359
旧函館市域	量の見込み		16, 290	15, 711	15, 094	14, 671	14, 184
		一時預かり	9, 929	9, 929	9, 929	9, 929	9, 929
		ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	7, 816	7, 816	7, 816	7, 816	7, 816
		ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ	2, 555	2, 555	2, 555	2, 555	2, 555
	確保方策		20, 300	20, 300	20, 300	20, 300	20, 300
東部４地域	量の見込み		59	57	54	53	51
		一時預かり	50	50	50	50	50
		ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	9	9	9	9	9
		ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ	0	0	0	0	0
	確保方策		59	59	59	59	59

⑥　病児保育事業，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））

（単位：延人数）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み		2, 511	2, 390	2, 274	2, 198	2, 127
		病児保育事業	1, 116	1, 116	1, 116	1, 116	1, 116
		ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	2, 378	2, 378	2, 378	2, 378	2, 378
	確保方策		3, 494	3, 494	3, 494	3, 494	3, 494

⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））

（単位：延人数）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	低学年	2, 047	1, 981	1, 950	1, 852	1, 772
		高学年	1, 265	1, 231	1, 193	1, 166	1, 129
		計	3, 312	3, 212	3, 143	3, 018	2, 901
	確保方策		3, 351	3, 351	3, 351	3, 351	3, 351

⑧　妊婦健康診査事業

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	受診者(人)	1, 424	1, 394	1, 364	1, 333	1, 299
		健診回数(回)	18, 939	18, 540	18, 141	17, 729	17, 277
	確保方策		実施場所：北海道内・外医療機関および助産所 実施体制：医療機関および助産所に委託 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回				

⑨　乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	1, 309	1, 256	1, 204	1, 146	1, 114
	確保方策	実施体制：地区保健師 15人，こんにちは赤ちゃん訪問員 5人， マザーズ・サポート・ステーション専任相談員 3人， 母子保健相談員 5人 実施機関：母子保健課				

⑩　養育支援訪問事業

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	22	22	22	22	22
	確保方策	実施体制：居宅介護事業所等（ヘルパー）に委託 実施機関：子ども未来部				

⑪　利用者支援事業

（単位：箇所）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1
	確保方策	基本型・特定型	1	1	1	1	1
			子育て支援コンシェルジュ（特定型）				
		母子保健型	1	1	1	1	1
			マザーズ・サポート・ステーション（母子保健型）				